

^{ふみ}^{みやこ}
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

中間のまとめ

(案)

令和2年10月

文京区

目 次

第1章 策定の考え方	1
1 計画の目的	3
2 計画の性格・位置づけ	4
3 計画策定の検討体制	5
4 計画の期間	6
5 計画の推進に向けて	7
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等	11
1 基本理念	13
2 基本目標	14
3 新たな感染症への対策を踏まえた今後の地域福祉保健活動のために	16
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	17
1 文京区の地域特性	19
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題	32
第4章 主要項目及びその方向性	57
1 地域でともに支え合うしくみの充実	59
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	59
3 健康で豊かな暮らしの実現	60
4 いざという時のための体制づくり	60
第5章 計画の体系と計画事業	61
1 計画の体系	62
2 計画事業	68
[資料]計画の体系と計画事業の全体図	99
第6章 地域包括ケアシステムの推進	103
1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組	105
[資料]文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図	114
第7章 地域支援事業の推進	115
1 地域支援事業の概要	117
2 介護予防・日常生活支援総合事業	118
3 包括的支援事業	126
4 任意事業	128

第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み	131
1 第1号被保険者数の実績と推計	133
2 要介護・要支援認定者数の実績と推計	134
3 第7期計画（平成30年～令和2年度）と実績	136
4 第8期計画（令和3～5年度）の介護サービス利用見込み	144
5 介護基盤整備について	158
6 第1号被保険者の保険料の算出	160
第9章 介護保険事業の現状と今後の見込み	169
1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組	171
2 介護給付の適正化	172
3 PDCAサイクルの推進による保険者機能強化	176
4 介護人材の確保・定着	177
5 利用者負担割合等の制度	178



第1章

策定の考え方

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

わが国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国によれば、令和2年(2020年)9月15日現在の推計で総人口は前年と比べて約29万人減少している一方、65歳以上(高齢者)の人口は、約30万人増加し、総人口に占める割合は28.7%と0.3ポイント増加し、過去最高となっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人口は24万人増(0.3ポイント上昇)、80歳以上の人口は36万人増(0.3ポイント上昇)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、同様の推移をたどることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護保険サービスなどの社会保障制度の持続可能性が求められています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者及び介護と育児に同時に直面するダブルケアなどが課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の出現、拡大は、地域の介護サービス基盤に大きな影響を受けることが懸念されており、対応が課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年(2015年)4月施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。

また、平成29年(2017年)6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の観点から、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療と介護の連携の推進」などが盛り込まれました。

さらに、令和2年(2020年)6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

本区では、これらを踏まえ、令和7年(2025年)や令和22年(2040年)を見据えた中長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)を策定します。

2

計画の性格・位置づけ

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

老人福祉法より抜粋

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

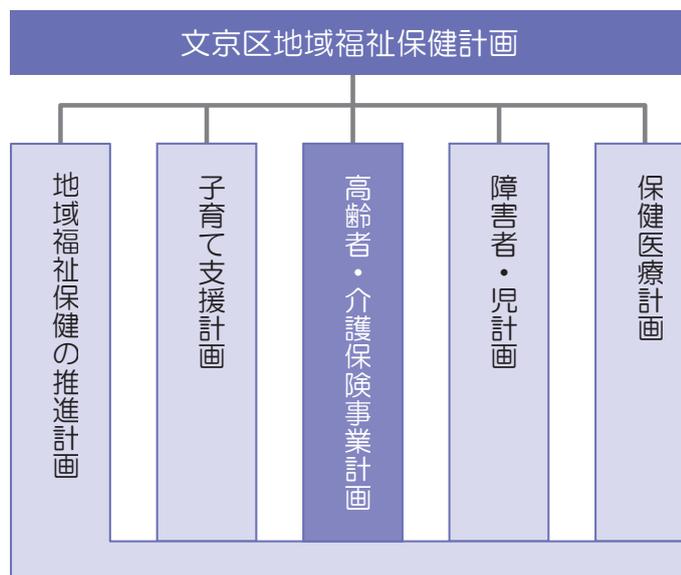
7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法より抜粋

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

【図表】 1-1 文京区地域福祉保健計画の構成



3

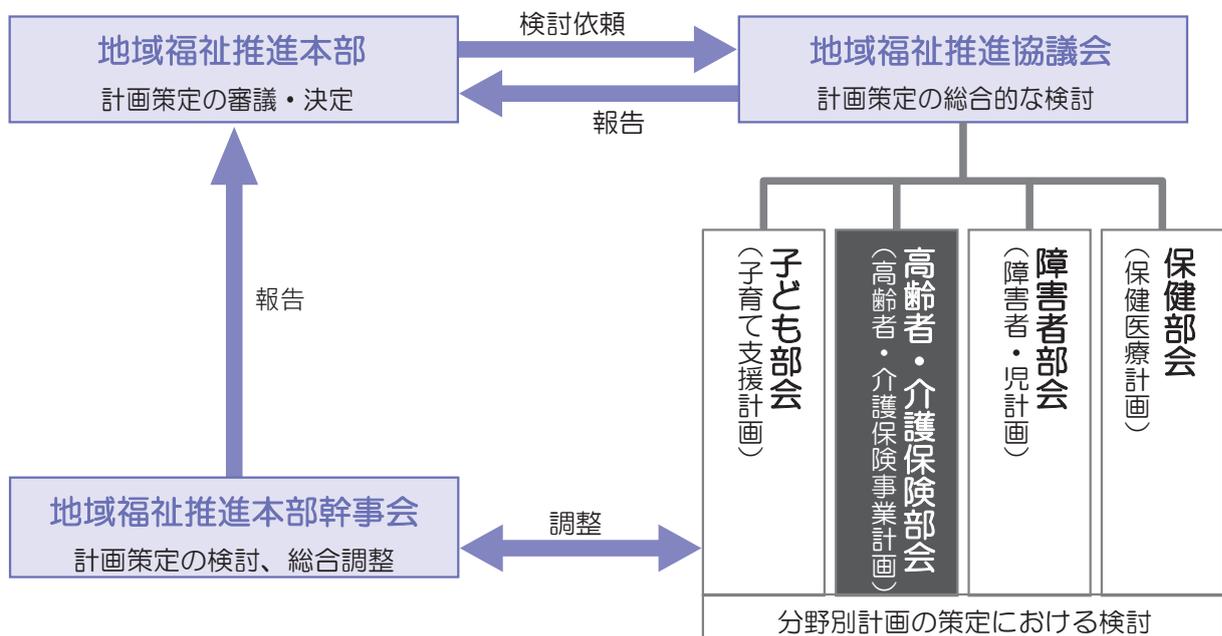
計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行いました。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会※）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行いました。

※文京区地域包括ケア推進委員会は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行いました。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

【図表】 1－2 文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)の検討体制



4

計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度に見直しを行います。

【図表】 1－3 計画期間

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文京区基本構想 (平成22年～32年)	「文の京」総合戦略 令和2年度～令和5年度			
文京区基本構想実施計画 (平成29年度～31年度)				
前期計画	文京区地域福祉保健計画 高齢者・介護保険事業計画 (第8期介護保険事業計画)			

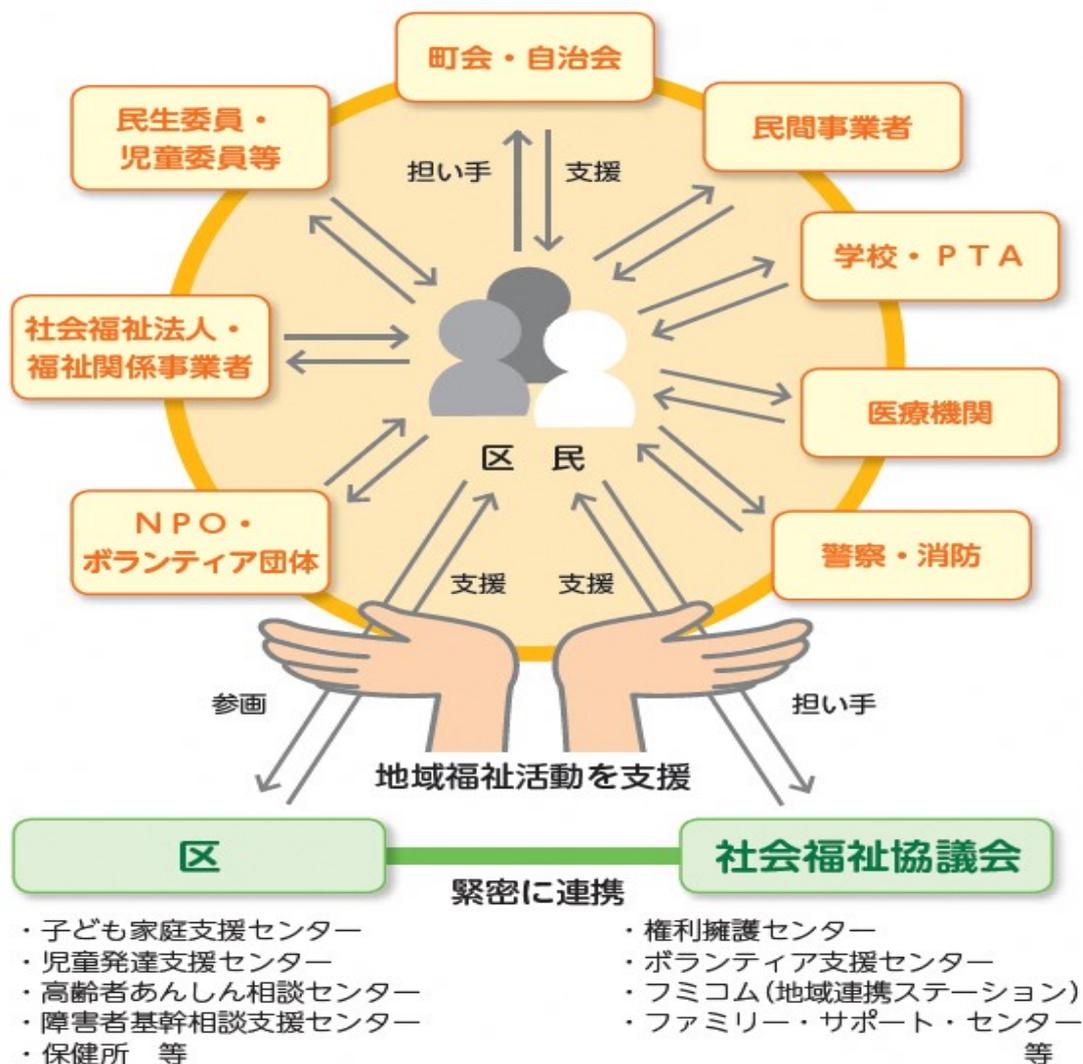
1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】 1-4 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

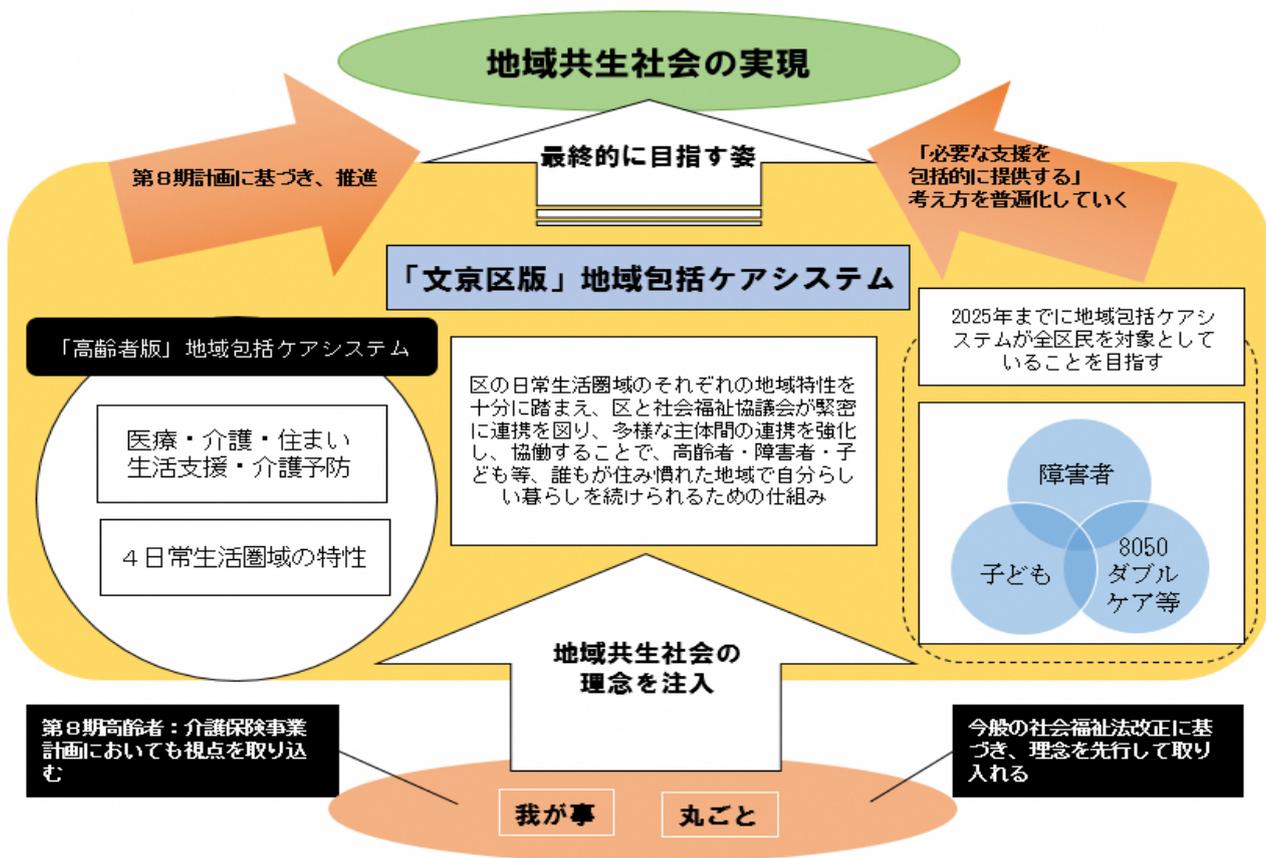
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第8期高齢者・介護保険事業計画に基づき、「高齢者版」地域包括ケアシステムを推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、地域特性を踏まえた「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」¹の実現を目指します。



1 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をと共に創っていく社会。

3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。



第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標等

第2章

地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標等に基づき、高齢者及び介護保険事業に係る施策の取組を推進していきます。

1 基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

² ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

³ ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

新たな感染症への対策をふまえた今後の 地域福祉保健活動のために

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界に蔓延し、日本においても経済社会のあり方と人々の行動に様々な変容を迫るものとなりました。特に感染リスクを避けるために外出を自粛したり、人と人との接触を控えることが求められることで、従来のような区民間の交流や社会参加の機会、また、日常の地域での見守りといった地域福祉が担う区民の協働による様々な活動も難しい状況となっています。このような健康危機の発生により、公衆衛生行政及び活動の重要性が再認識されるとともに、「新しい日常」のもと、人々の生活を営む上で必要不可欠である「人と人とのかわり」を絶やさないための地域福祉保健活動の基盤整備、体制強化が必要です。

こうした背景を踏まえ、文京区では、区民の社会的孤立を防ぎ、区民のセーフティネットを確保するため、感染リスクや感染に対する不安を軽減するための対策を図り、地域における相談支援や見守り体制を強化していきます。加えて、福祉サービス基盤を維持するための事業者や支援の担い手に対するサポートを行い、ともに支えあう地域社会づくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症と共存した社会を目指すにあたり、多様化・複雑化する福祉保健ニーズに対応するため、公衆衛生看護活動を行う専門職である保健師が活躍できる幅を広げてまいります。感染症対策等の保健衛生分野から高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、子育て支援等の福祉分野に至るまで、あらゆる年代や健康課題を持つ区民を対象に専門性を活用した支援方法を検討しつつ、よりきめ細やか、かつ組織的な働きかけを行ってまいります。保健師活動が求められる分野の拡大をふまえて、保健師を各部門に適正に配置することで、分野横断的・包括的に取り組むことのできる多職種協働の体制整備を検討してまいります。

そして、「文京区版」地域包括ケアシステムを推進していくにあたり、保健、医療、福祉、介護等の各分野及び関係機関、区民等と連携し、区民のいのちと暮らしを守ります。



第3章

高齢者を取り巻く

現状と課題

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 文京区の地域特性

1) 地域環境

①地理

本区は、東京 23 区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で 25m前後の高低差があり、名が付いた坂が 100 を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約 11.29km²、南北約 4.1km、東西約 6.1km、周囲は約 21km あり、東京 23 区中 20 番目に大きい広さとなっています。

②地価水準

本区の令和 2 年における住宅地の平均公示地価は、東京 23 区中第 5 位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

③住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅（3階以上の共同住宅）の増加傾向が続いています。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成 20 年は 68.9%でしたが、30 年には 74.9%となっています。

④教育環境

本区では、19 の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

⑤医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

⑥交通

本区には、近くに JR 駅があり、地下鉄 6 路線が乗り入れ、21 駅が設置されています。

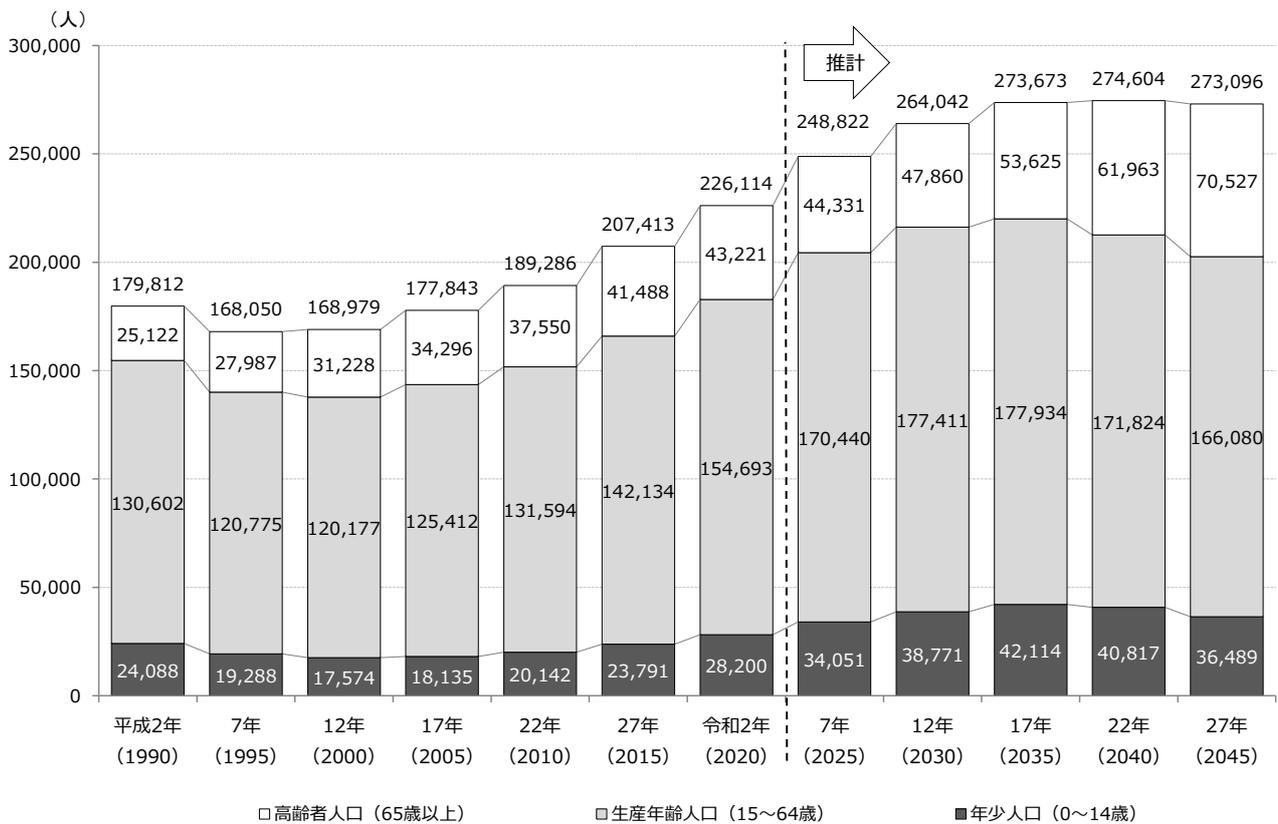
さらに、都営バスが 15 系統、コミュニティバス「B-ぐる」が 2 路線（千駄木・駒込ルート／目白台・小日向ルート）運行しており、第 3 路線の運行を予定しています。

2) 人口の状況

①人口の推移等

- 本区の人口は、令和2年(2020年)1月1日現在で226,114人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和22年(2040年)以降、減少に転じると推計しています。
- 高齢者人口(65歳以上)は、年々増加しており、令和2年1月1日現在で43,221人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(0~14歳)は、令和17年(2035年)以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

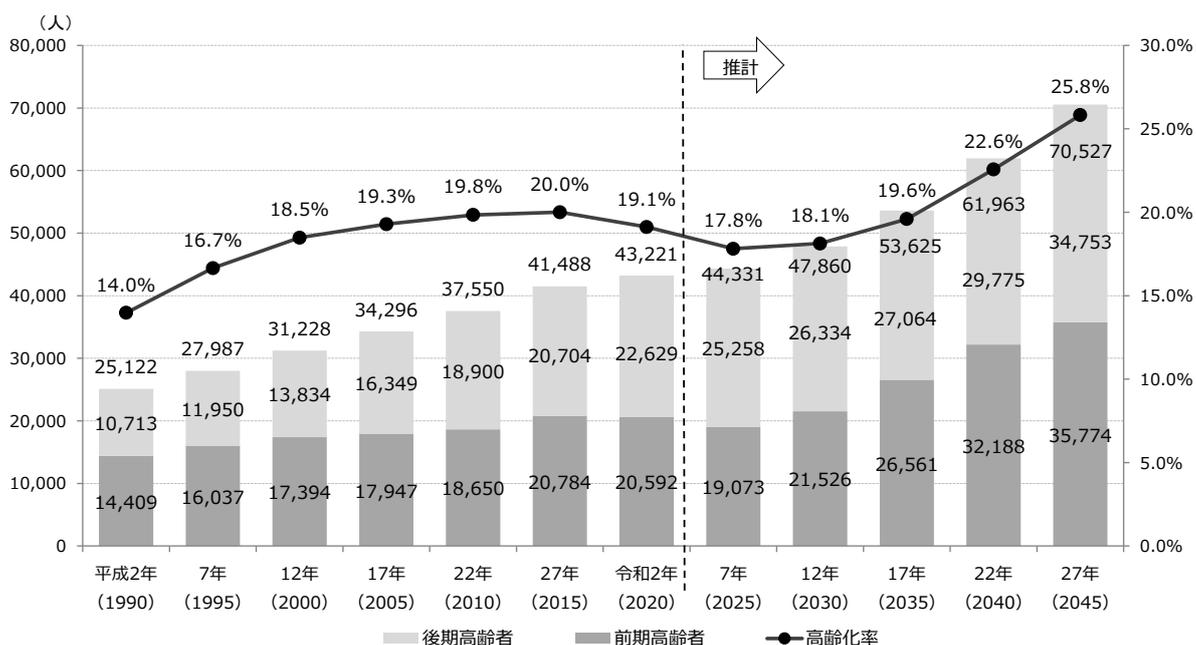
資料：【平成2~令和2年】住民基本台帳(1月1日現在)

【令和7年以後】「文の京」総合戦略(令和2年3月)の推計方法に基づき算出

②高齢者人口の推移

- 本区の令和2年（2020年）1月1日現在における高齢化率は19.1%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。
- 高齢化率は平成27年（2015年）から令和7年にかけて減少しますが、その後上昇傾向に転じ、令和27年には25.8%、区民の約4人に1人が高齢者となると推計しています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、令和7年（2025年）まで増え続けると推計しています。令和7年（2025年）における高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合と比べると、両者で14.0ポイントの差に拡がると推計しています。

【図表】3-2 高齢者人口の推移と推計

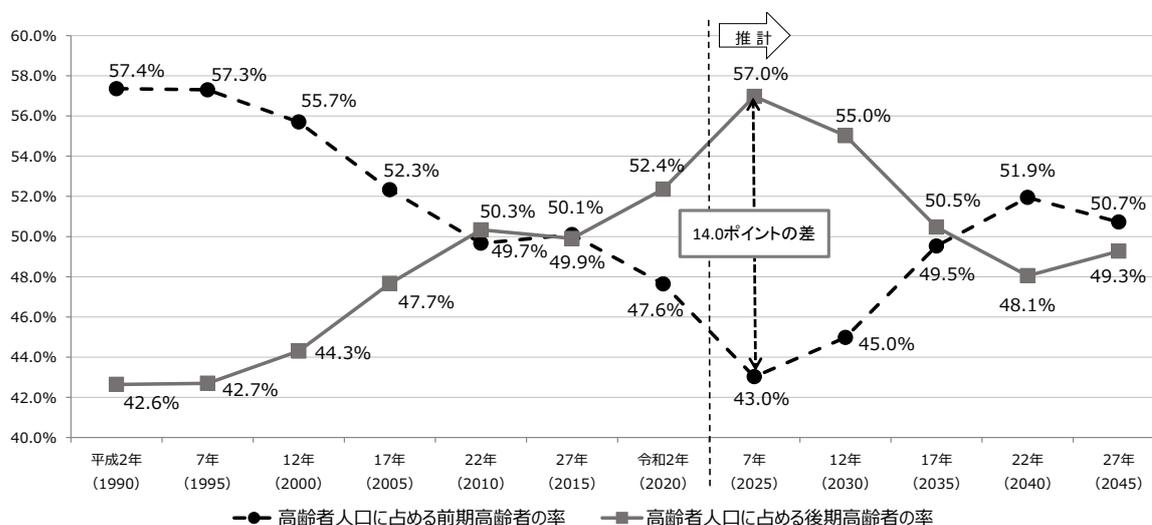


※グラフ上の数値は高齢者の人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

資料：【平成2～令和2年】 住民基本台帳（1月1日現在）

【令和7年以後】【図表】3-1と同じ。

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期（後期）高齢者の割合の推移と推計

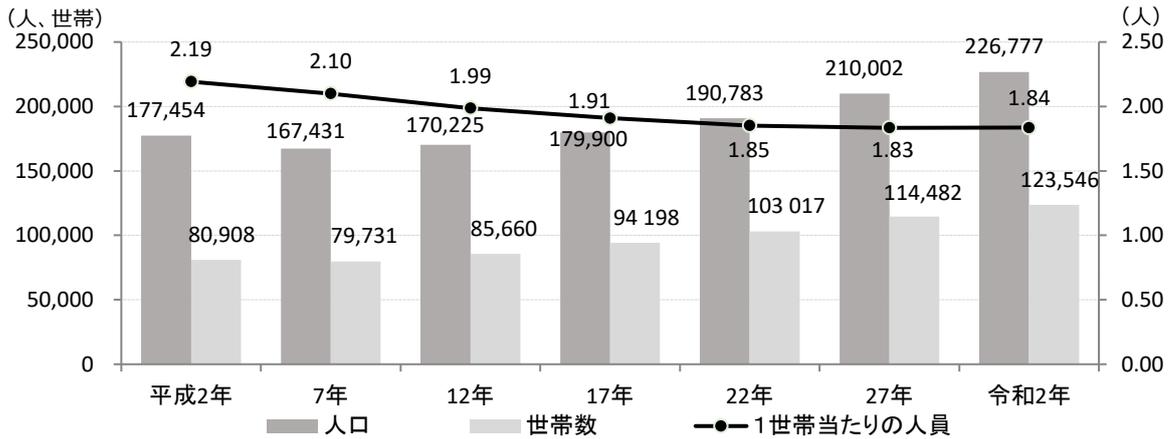


3) 世帯の状況

①世帯の推移

- 世帯数は、平成2年は80,908世帯でしたが、平成27年には114,482世帯に増加しています。
- 1世帯当たりの人数は、平成2年は2.19人でしたが、平成27年には1.83人となり、年々減少傾向にあります。

【図表】 3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移

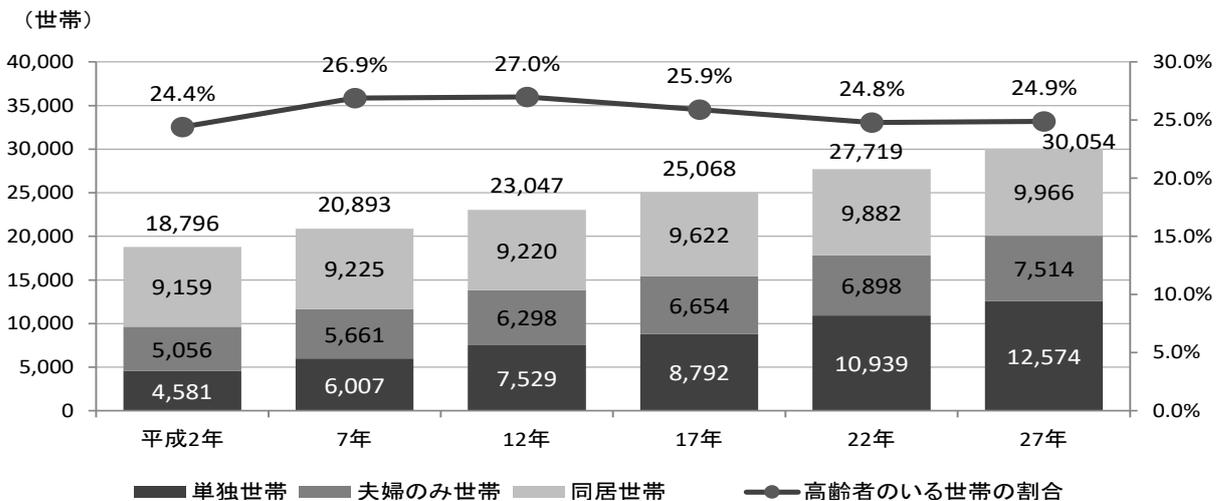


※(注)平成22年までは外国人を含まない。
 ※資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

②高齢者のいる世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向にあり、平成27年には3万世帯を超えましたが、全世帯に対する割合は、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。
- 高齢者単独世帯は、年々増加しており、平成27年には、高齢者のいる世帯の41.8%を占めています。一方、同居世帯の割合は、年々減少傾向にあります。

【図表】 3-5 高齢者のいる世帯の推移

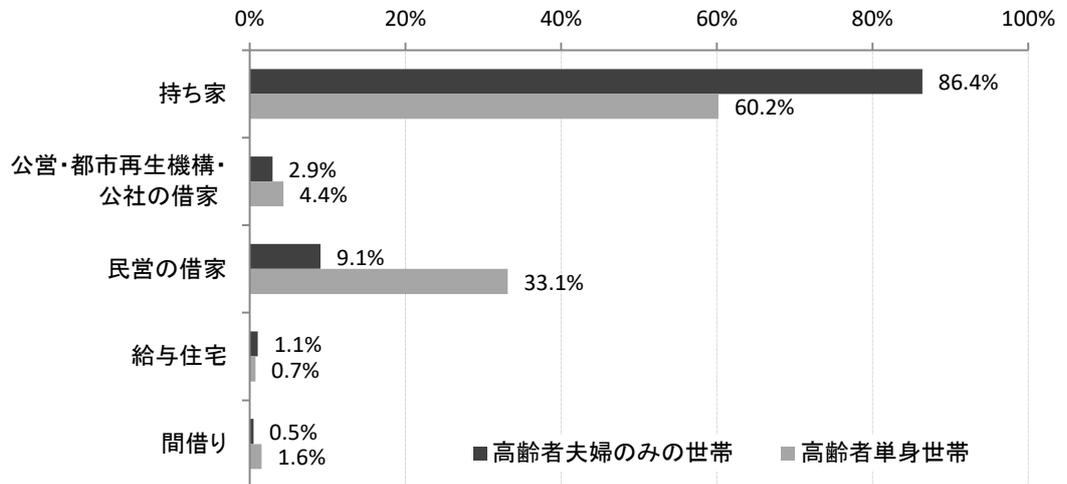


※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの
 資料：国勢調査

4) 高齢者の住まいの状況

- 高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では 86.4%、高齢者単身世帯では 60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】 3-6 高齢夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の住まい



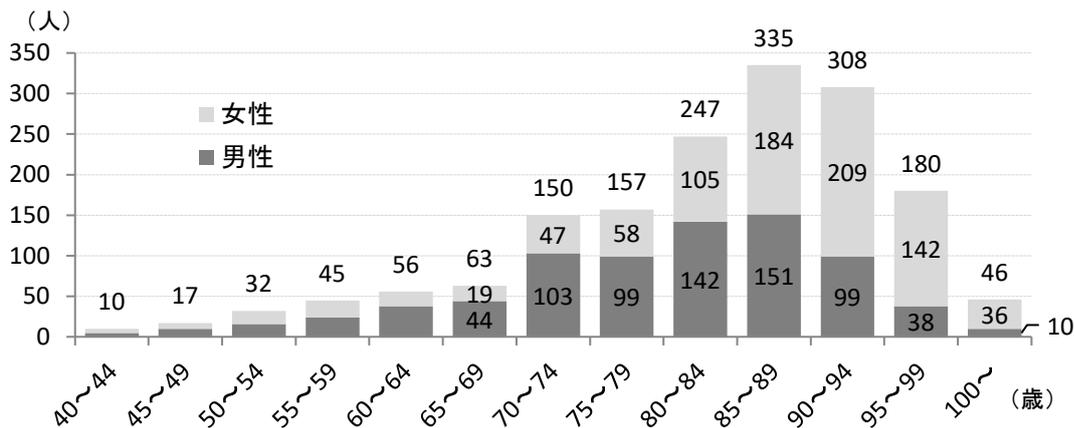
資料：国勢調査（平成 27 年）

5) 死亡状況及び健康寿命

①年齢別死亡数

- 年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が 85～89 歳、女性が 90～95 歳となっています。

【図表】 3-7 5歳階級別の死亡の状況（令和元年度実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和 2 年版）

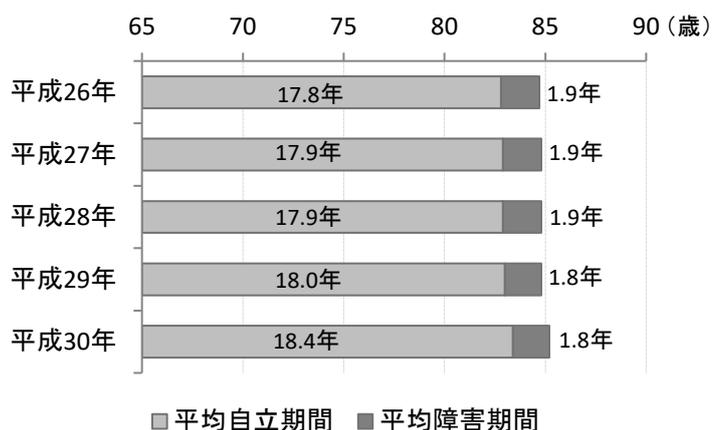
②65歳健康寿命

- 65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約18年、女性は約21年となっており、約3年の差があります。
- 寝たきり等の平均障害期間を比較すると、男性は約2年、女性は約4年となっており、約2年の差があります。
- 男性は、女性と比較して平均自立期間及び平均障害期間ともに短い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

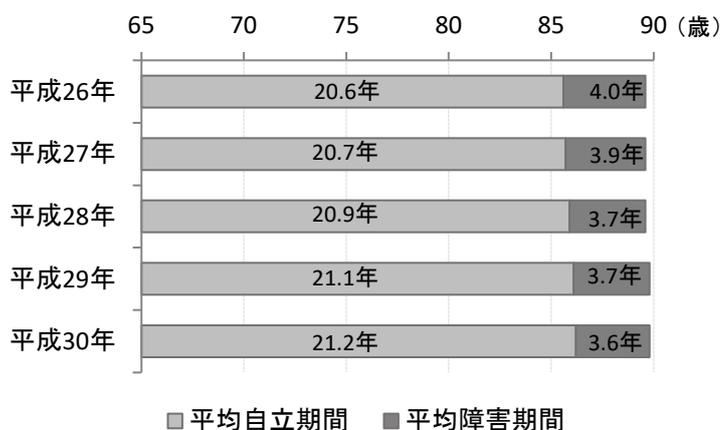
<男性>

年次	65歳健康寿命
平成26年	82.8歳
平成27年	82.9歳
平成28年	82.9歳
平成29年	83.0歳
平成30年	83.4歳



<女性>

年次	65歳健康寿命
平成26年	85.6歳
平成27年	85.7歳
平成28年	85.9歳
平成29年	86.1歳
平成30年	86.2歳



※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

※グラフは65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

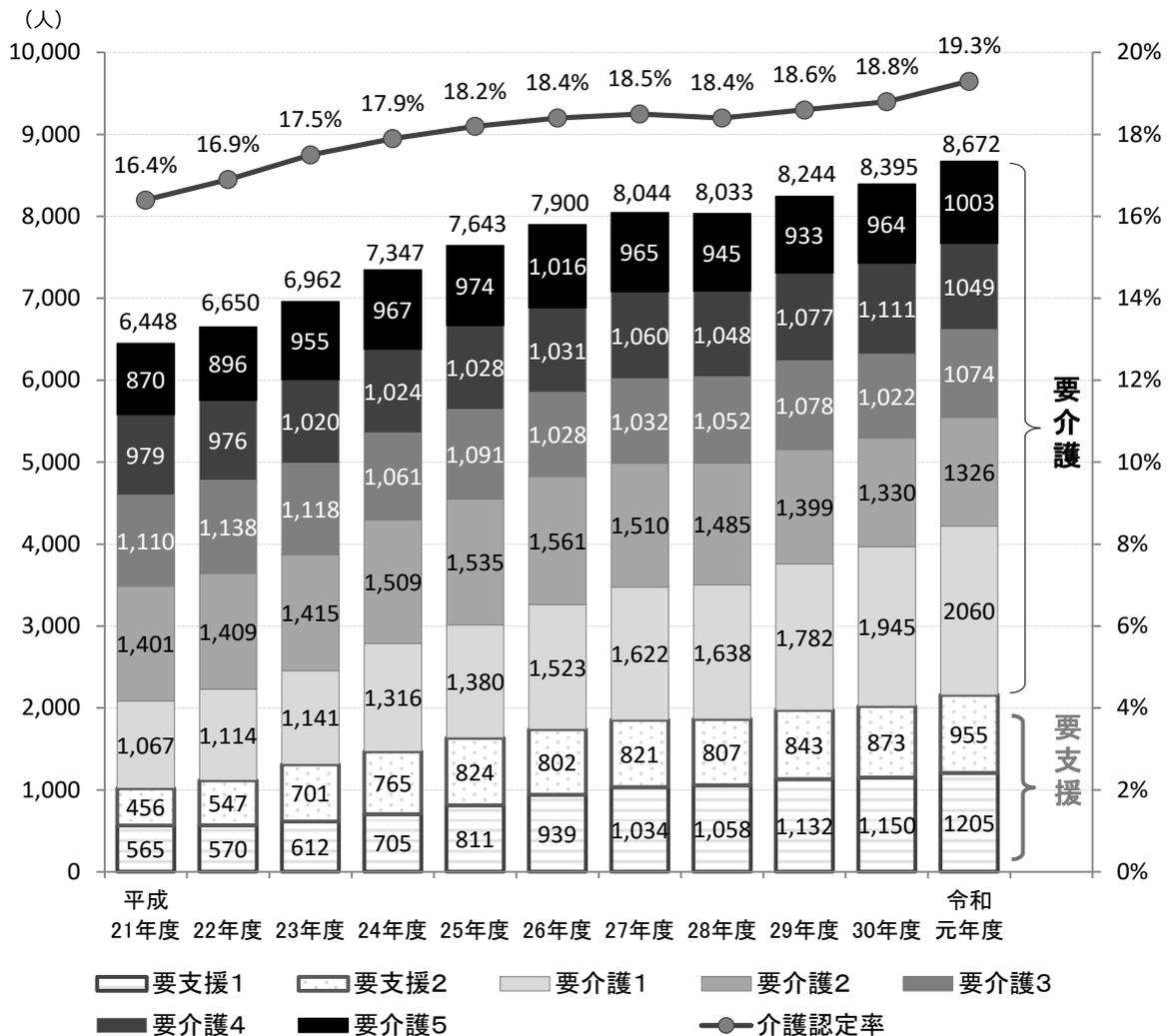
資料：ぶんきょうの保健衛生(令和2年版)

6) 要介護・要支援認定者の状況

①介護度別要介護・要支援者認定数の推移

- 令和元年度の要介護・要支援認定者数は、8,672人となっています。平成21年度と比較すると、2,224人、約34.5%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は、上昇から横ばい傾向に推移しており、令和元年度は19.3%となっています。平成21年度と比較すると、2.9%の増となっています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数の推移



※棒グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。
 各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。
 ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみの算出
 資料：文京の介護保険（令和2年版）

【図表】3-10 要介護認定率の推移

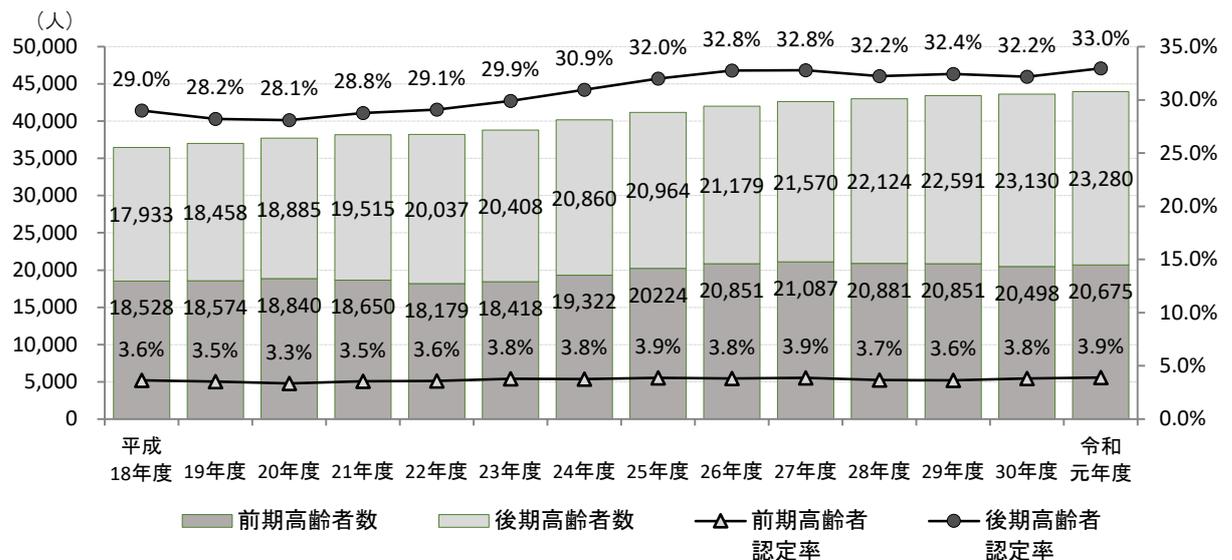
	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
文京区	16.4%	16.9%	17.5%	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%
都	15.8%	16.5%	17.0%	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%
国	16.2%	16.9%	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.7%	18.5%

資料：文京の介護保険（令和2年版）、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報（各年3月末現在）

②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

- 第1号被保険者の前期・後期高齢者別の推移をみると、平成19年度までは前期高齢者が後期高齢者を上回っていましたが、平成20年度以降、後期高齢者が前期高齢者を上回っています。
- 前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度は3.9%となっています。
- 後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいで推移しており、令和元年度は33.0%となっています。

【図表】3-1-1 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

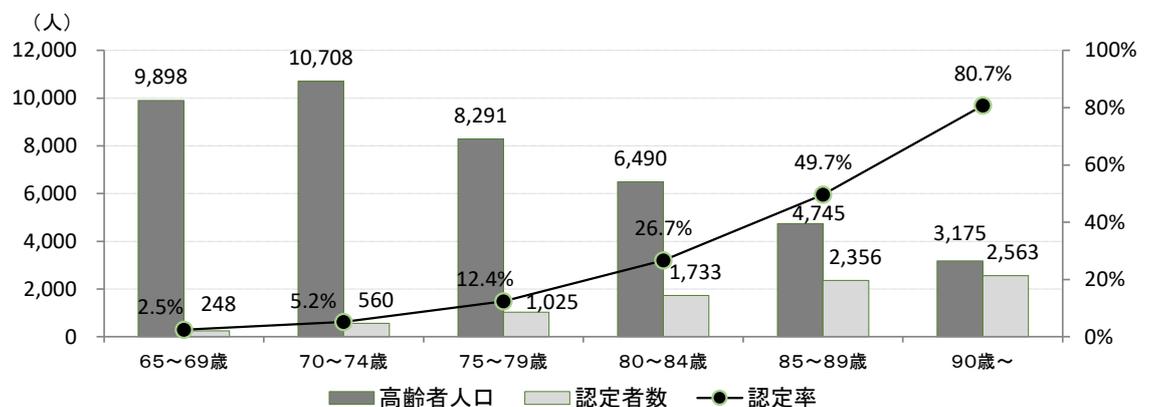


※ 各年度末の数値。 資料：文京の介護保険（令和2年度版）

③年齢別認定者数・認定率

- 年齢別に要介護・要支援認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.2%以下に留まっています。
- 後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.7%、85～89歳が49.7%、90歳以降になると80.7%になっており、年齢が上がるにつれ認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-1-2 高齢者人口に占める認定者数・認定率

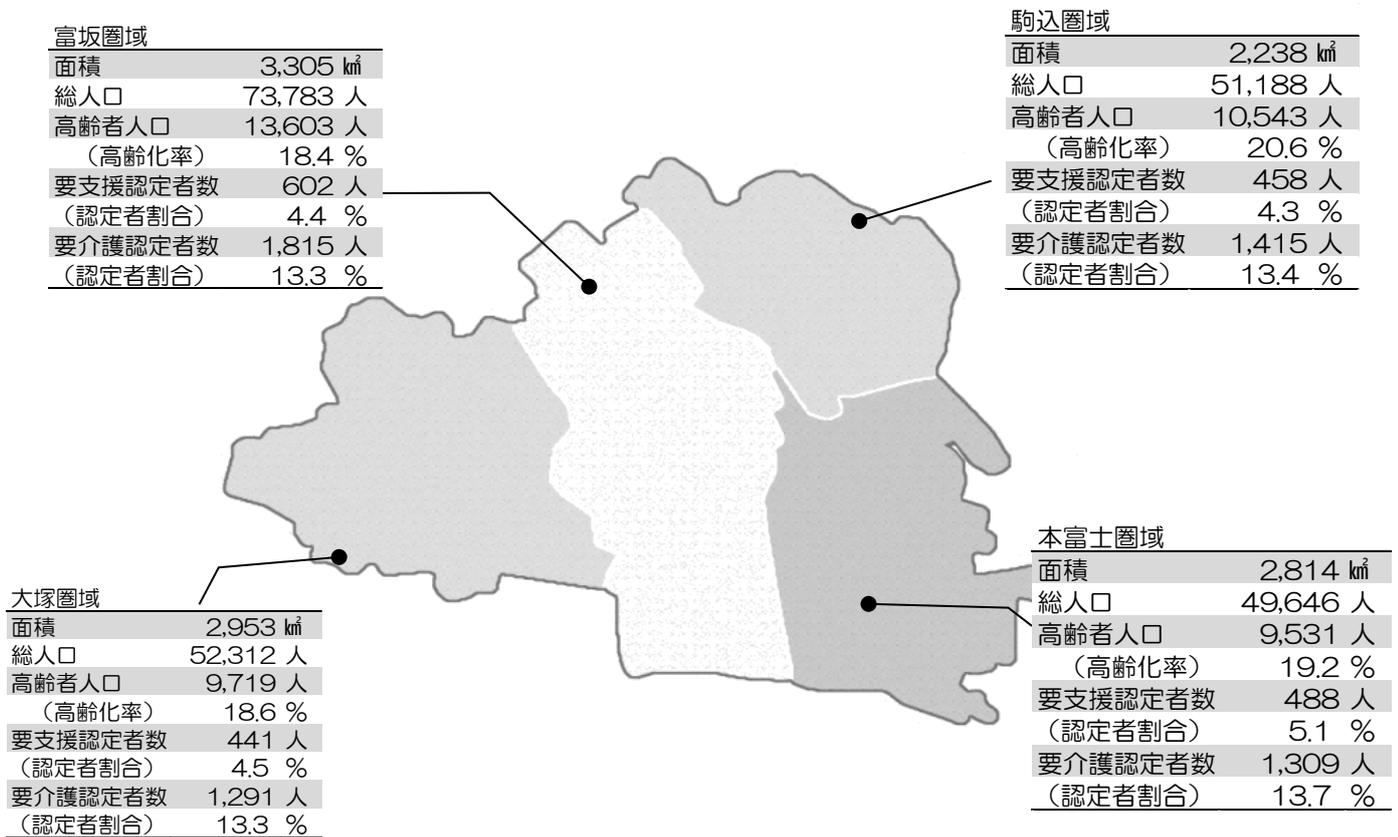


※ 高齢者人口（令和2年4月1日現在） 認定者数（令和2年3月末現在）

④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を進めるなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者とのかかわりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では、本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっています。
- 要介護認定者数及び要支援認定者数の割合は本富士圏域が他の圏域に比べ高くなっています。

【図表】 3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況



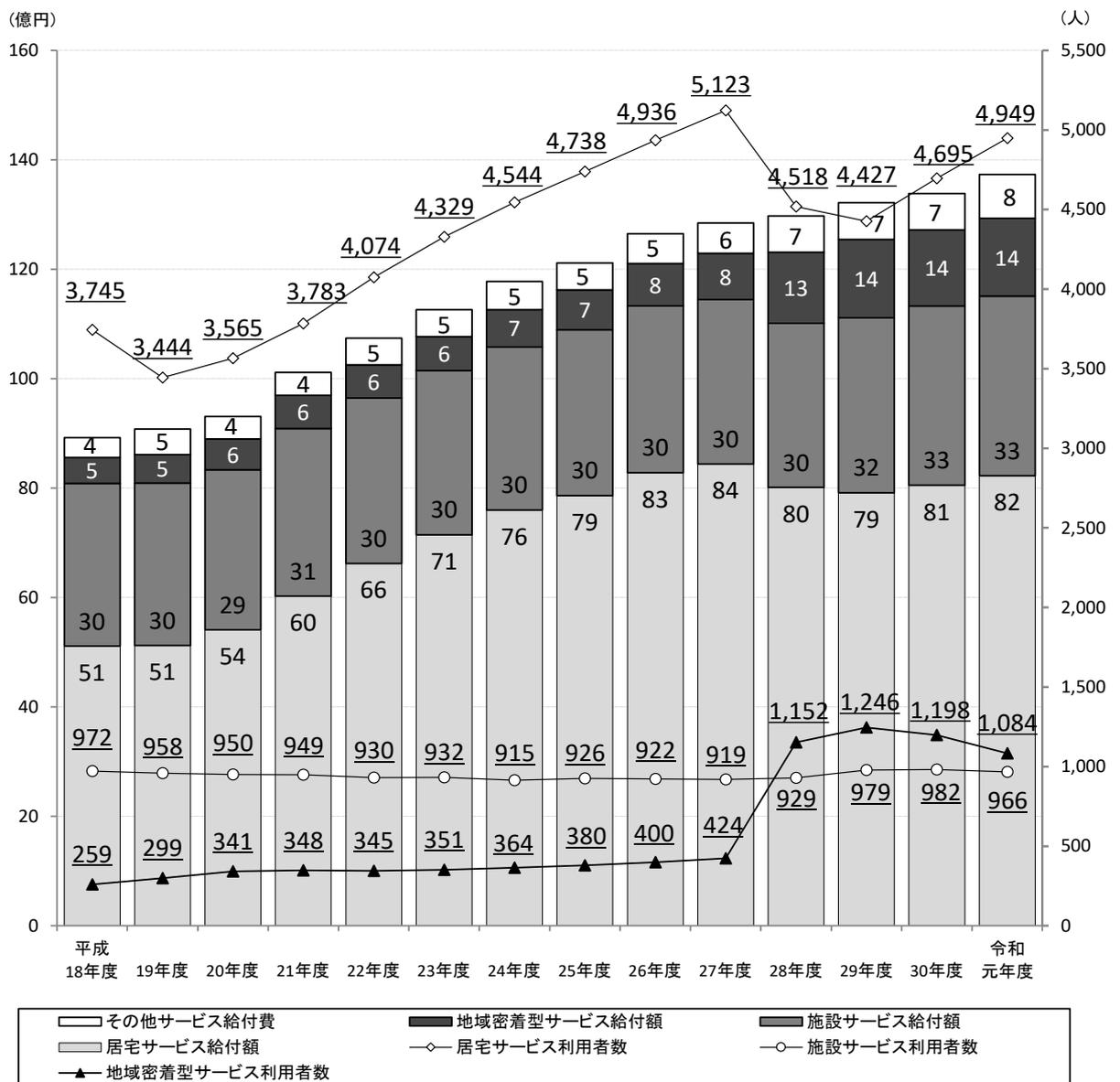
※ データは令和2年9月1日現在。

※ 要介護・要支援認定者数は、住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。

7) 介護給付費と利用者の推移

- 介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成 18 年度の 90 億円から令和元年度は 137 億円と約 1.5 倍に増加しており、特に居宅サービス給付費の割合が高くなっています。
- 地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成 28 年度に大きく増加した後に横ばいで推移する一方、居宅サービスの利用者数は平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きく減少した後、平成 30 年度には増加傾向に転じています。

【図表】 3-14 介護給付費と利用者の推移



※ データは、平成 18 年度から令和元年度までの実績。
資料：文京の介護保険（令和 2 年版）

8) 保険料の推移

- 第1号被保険者の基準保険料は、第7期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】3-15 介護保険基準保険料の推移

介護保険事業 計画期間	第1期 平成12～ 14年度	第2期 平成15～ 17年度	第3期 平成18～ 20年度	第4期 平成21～ 23年度	第5期 平成24～ 26年度	第6期 平成27～ 29年度	第7期 平成30～ 令和2年度
介護保険 基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円

9) 介護サービス事業者の状況

- 平成29年における区内の居宅サービス事業者数は、平成28年度に小規模な通所介護事業者が居宅サービスから地域密着型サービスに移行したため、平成26年と比較し、集計上減少しています。
- 令和2年の介護サービス事業者数は、平成29年に比べ増加傾向にあります。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数

サービス名		介護			介護予防		
		平成26年	平成29年	令和2年	平成26年	平成29年	令和2年
居宅介護支援・介護予防支援		53	51	49	4	4	4
居宅サービス	訪問介護	40	36	37	39	36	37
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	17	19	26	17	13	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	3	5
	通所介護	39	14	16	38	14	16
	通所リハビリテーション	4	4	5	3	3	4
	短期入所生活介護	5	6	8	5	6	8
	短期入所療養介護	3	3	3	3	2	3
	特定施設入居者生活介護	7	7	12	7	7	12
	福祉用具貸与	14	10	7	13	10	7
	特定福祉用具販売	15	12	8	15	12	8
小計		150	117	128	146	107	127
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	5	5	6			
	介護老人保健施設	2	2	3			
	介護療養型医療施設	1	1	0			
	小計	8	8	9			
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1	1	1			
	認知症対応型通所介護	8	8	7	8	8	6
	小規模多機能型居宅介護	3	3	5	2	2	4
	看護小規模多機能型居宅介護		1	1			
	認知症対応型共同生活介護	6	7	9	5	6	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1			
	地域密着型通所介護		24	18			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			2			
	小計	19	45	44	15	16	18
合計		177	170	181	161	123	145

※各年3月現在

資料：文京の介護保険（令和2年版）（平成26年実績は、文京の介護保険（平成30年版））

10) 認知症について

①認知症とは

- 脳の病気などが原因で脳の働きが悪くなると、認知機能（記憶する、思い出す、計算する、判断するなどの機能）が低下し、生活のしづらさが現れます。
- この状態のことを認知症といいます。65歳未満で発症した場合、若年性認知症といわれています。

②認知症高齢者の状況

- 要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、令和2年4月5,272人で、全体の約61.2%を占めています。

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

単位：人

	認知症高齢者の日常生活自立度									合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計	
平成30年4月	1,733	1,470	914	1,383	1,355	429	820	138	5,039	8,242
平成31年4月	1,827	1,470	911	1,421	1,423	433	804	143	5,135	8,432
令和2年4月	1,840	1,496	984	1,463	1,495	443	757	130	5,272	8,608

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

③認知症サポート医等の状況

- 区内の認知症サポート医¹は41人となっています。
- かかりつけ医認知症研修受講医師は52人、認知症サポート医等フォローアップ研修受講医師は18人となっています。

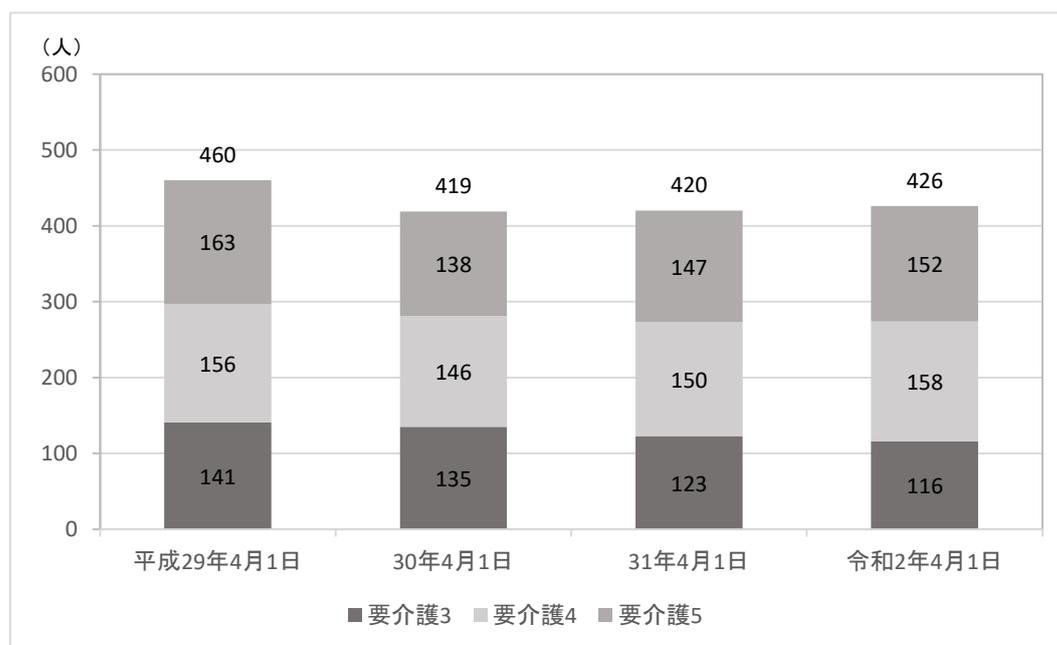
※人数は令和2年6月現在

¹ 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

1 1) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成 30 年度以降、約 420 人前後で推移しています。
- 令和 2 年 4 月 1 日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護 3 が 27.2%、要介護 4 が 37.0%、要介護 5 が 35.7%となっています。

【図表】 3-19 特別養護老人ホーム入所希望者の推移



- ※ 介護保険法の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護 3 以上の方になっている。
- ※ 本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先入所する制度を導入している。

2

高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和元年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】 3-20 令和元年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和元年 10月4日～10月31日					
調査対象者	第1号被保険者	ミドル・シニア	要介護認定者		介護サービス事業所	介護事業従事者
	要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者(要介護4・5)及びその家族 ※要介護(郵送)と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者
配布数	3,000	3,000	3,000	—	144	720
有効回答数	2,079	1,607	1,555	94	85	325
有効回収率	69.3%	53.6%	51.8%	—	59.0%	45.1%
略称	第1号・要支援	ミドル・シニア	要介護(郵送)	要介護(聞き取り)	事業所	従事者

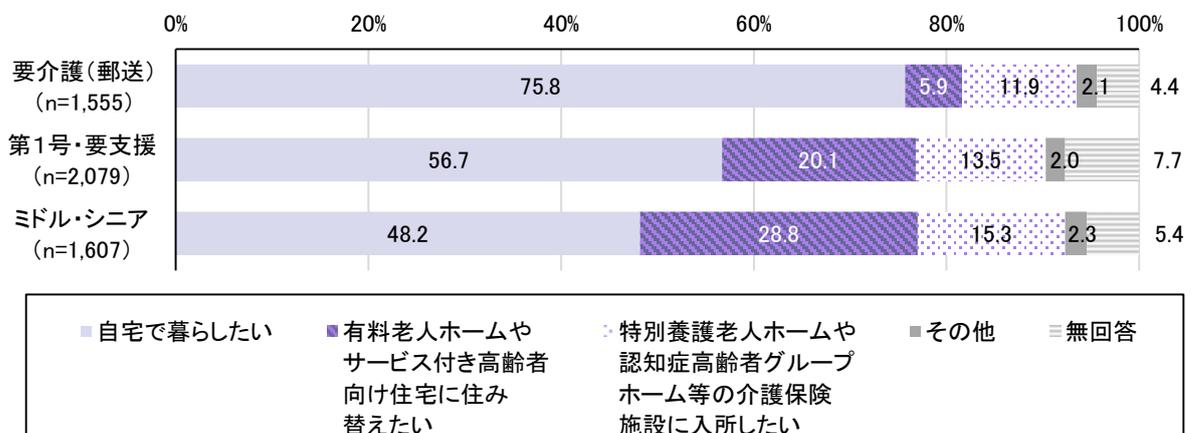
※図表中の「n」は設問ごとの回答者総数

1) 今後希望する暮らし方等について

① 今後希望する暮らし方

- 「自宅で暮らしたい」割合は〔要介護(郵送)〕75.8%、〔第1号・要支援〕56.7%、〔ミドル・シニア〕48.2%となっています。

【図表】 3-21 今後希望する暮らし方



②現在の生活上の不安

- 〔第1号・要支援〕、〔ミドル・シニア〕ともに「自分の健康に関すること」が最も高く、その他「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」、「介護をしてくれる人がいない」が順に高くなっています。

【図表】 3-22 現在の生活上の不安（複数回答、特になし・無回答を除く上位5位のみ）

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
第1位	自分の健康に関すること	49.8%	自分の健康に関すること	40.9%
第2位	自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること	41.0%	自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること	37.3%
第3位	地震などの災害時の備えや対応方法	25.8%	地震などの災害時の備えや対応方法	31.1%
第4位	介護をしてくれる人(家族等)がいないこと	14.9%	介護をしてくれる人(家族等)がいないこと	16.8%
第5位	夜間や緊急時に対応してくれる人がいないこと	13.3%	財産の管理や相続に関すること	14.5%

③地域とのつながり・地域活動

- 参加している活動のうち「収入のある仕事」については〔第1号・要支援〕が24.6%に対し、〔ミドル・シニア〕は63.2%となっています。
- 「収入のある仕事」以外については、〔第1号・要支援〕〔ミドル・シニア〕ともに「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」が多くあげられています。なお、「ボランティアのグループ」は、〔第1号・要支援〕8.0%、〔ミドル・シニア〕8.3%と少ない割合となっています。

【図表】 3-23 参加している活動（複数回答）

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
第1位	スポーツ関係のグループやクラブ	26.0%	収入のある仕事	63.2%
第2位	趣味関係のグループ	25.7%	スポーツ関係のグループやクラブ	25.8%
第3位	収入のある仕事	24.6%	趣味関係のグループ	21.5%
第4位	町内会・自治会	12.4%	町内会・自治会	12.2%
第5位	学習・教養サークル	11.0%	ボランティアのグループ	8.3%
第6位	ボランティアのグループ	8.0%	学習・教養サークル	8.3%
第7位	老人クラブ	3.5%	老人クラブ	0.2%

- 地域づくりを進める活動への参加については、〔第1号・要支援〕56.8%、〔ミドル・シニア〕66.0%となっています。

【図表】 3-24 地域づくりを進める活動

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
是非参加したい	参加したい 56.8%	6.9%	参加したい 66.0%	7.4%
参加してもよい		49.9%		58.6%
参加したくない		34.2%		32.5%
無回答		9.0%		1.6%

④認知症について

- 〔要介護（聞き取り）〕現在抱えている傷病のうち「認知症」が53.2%と最も高くなっています。

【図表】3-25 現在抱えている傷病について（複数回答、上位3位のみ）

要介護（聞き取り）(n=94)		
第1位	認知症	53.2%
第2位	筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）	27.7%
第3位	脳血管疾患（脳卒中）	21.3%

- 〔要介護（聞き取り）〕現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等のうち、「認知症への対応」は34.1%となっています。

【図表】3-26 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等（複数回答、上位5位のみ）

要介護（聞き取り）(n=85)		
第1位	夜間の排泄	35.3%
第2位	認知症状への対応	34.1%
第3位	屋内の移乗・移動	29.4%
第4位	日中の排泄	24.7%
第5位	食事の介助（食べる時）	22.4%

- 認知症のケアや支援制度について知っていることについて、いずれの対象者も「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も多くなっています。

【図表】3-27 認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	61.2%	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	74.7%	認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる	85.4%
第2位	認知症の症状は、対応の仕方でも改善することがある	40.5%	認知症の症状は、対応の仕方でも改善することがある	55.9%	認知症の症状は、対応の仕方でも改善することがある	60.6%
第3位	認知症の種類によっては、治るものもある	28.0%	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	42.5%	成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる	40.6%
第4位	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	27.4%	認知症の種類によっては、治るものもある	35.9%	自分が地域の中で役割を持っていると感じることが、認知症のリスクを低くすることにつながる	37.6%
第5位	高齢者あんしん相談センターは、認知症の人や家族の相談窓口である	26.3%	成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる	30.3%	1日30分以上歩くことが、認知症のリスクを低くすることにつながる	34.4%

- 認知症に関する区の事業について「知っているものはない」が〔要介護（郵送）〕50.0%、〔第1号・要支援〕51.7%、〔ミドル・シニア〕64.9%となっています。

【図表】3-28 認知症に関する区の事業の認知度（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	知っているものはない	50.0%	知っているものはない	51.7%	知っているものはない	64.9%
第2位	認知症に関する介護予防事業	18.3%	認知症に関する介護予防事業	22.5%	認知症に関する介護予防事業	19.0%
第3位	認知症家族交流会	16.1%	認知症講演会	14.3%	認知症家族交流会	11.3%
第4位	認知症サポート医による、もの忘れ医療相談	11.6%	認知症家族交流会	13.4%	認知症講演会	10.8%
第5位	認知症講演会	10.7%	認知症サポート医による、もの忘れ医療相談	12.5%	認知症カフェ（ぶんこ）	9.5%

- 認知症に関する相談で利用すると思う窓口・機関については、〔要介護（郵送）〕〔第1号・要支援〕では「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「高齢者あんしん相談センター」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関専門外来」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が多くなっています。

【図表】3-29 利用が想定される認知症相談窓口について（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	かかりつけ医、又は認知症サポート医	50.8%	かかりつけ医、又は認知症サポート医	49.1%	医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）	52.7%
第2位	高齢者あんしん相談センター	37.4%	高齢者あんしん相談センター	40.0%	かかりつけ医、又は認知症サポート医	44.5%
第3位	医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）	24.2%	医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）	36.7%	高齢者あんしん相談センター	39.6%
第4位	区役所の相談窓口	19.8%	区役所の相談窓口	32.3%	区役所の相談窓口	35.3%
第5位	認知症疾患医療センター（順天堂大学医院の専門窓口）	12.3%	認知症疾患医療センター（順天堂大学医院の専門窓口）	22.7%	認知症疾患医療センター（順天堂大学医院の専門窓口）	26.8%

- 認知症についての情報収集の方法は、「要介護（郵送）」〔第1号・要支援〕が「医療機関の相談窓口」、「家族、知人、友人の口コミ」が多いのに対し、「ミドル・シニア」では「医療機関が発信するインターネットの情報」、「行政機関が発信するインターネットの情報」が多くなっています。

【図表】 3-30 認知症についての情報収集の方法（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)		ミドル・シニア(n=1,607)	
第1位	医療機関の相談窓口	47.8%	医療機関の相談窓口	52.5%	医療機関が発信するインターネットの情報	63.6%
第2位	家族、知人、友人の口コミ	37.5%	家族、知人、友人の口コミ	39.9%	行政機関が発信するインターネットの情報	46.5%
第3位	行政機関の窓口	18.5%	行政機関の窓口	35.3%	医療機関の相談窓口	40.6%
第4位	行政機関が発行する区報や各種パンフレット	16.1%	医療機関が発信するインターネットの情報	26.9%	家族、知人、友人の口コミ	35.0%
第5位	医療機関が発信するインターネットの情報	15.6%	行政機関が発行する区報や各種パンフレット	24.4%	医療機関や行政機関以外が発信するインターネットの情報	33.4%

- 認知症に対する本人や家族への支援として「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が上位となっています。

【図表】 3-31 認知症高齢者のいる家族に必要な支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)	
第1位	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	50.4%	介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス	57.9%
第2位	認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援	35.8%	認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援	49.8%
第3位	通所サービス	30.8%	認知症検診などにより、自分自身の健康チェックを行う機会	35.0%
第4位	認知症検診などにより、自分自身の健康チェックを行う機会	25.9%	認知症を理解するための講座	31.4%
第5位	認知症を理解するための講座	23.6%	通所サービス	23.9%

主な課題等

- 高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制の強化が課題となります。
- 地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援が課題となります。
- 興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を整えることが課題となります。
- 認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制の構築が課題となります。
- 認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができるよう、地域の理解や協力が課題となります。

2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

① 高齢者施策・介護保険事業について区に力を入れてほしいこと

- 〔要介護（郵送）〕 区に力を入れてほしい事業について「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が40.1%、「介護保険サービスの情報提供」が38.4%、「認知症高齢者に対する支援」が38.2%となっています。

【図表】 3-32 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいこと
(複数回答、上位5位のみ)

要介護（郵送）(n=1,555)		
第1位	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	40.1%
第2位	介護保険やサービスの情報提供	38.4%
第3位	認知症高齢者に対する支援	38.2%
第4位	健康管理、介護予防	35.2%
第5位	相談体制の充実	28.0%

② 高齢者あんしん相談センターの認知度

- 高齢者あんしん相談センターについて、「知らない、聞いたことがない」割合が〔要介護（郵送）〕18.0%、〔第1号・要支援〕30.4%、〔ミドル・シニア〕51.8%となっています。

【図表】 3-33 高齢者あんしん相談センターの認知度（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,555)	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
① 知っている	78.8%	64.8%	45.1%
名前を聞いたことがある	42.9%	43.6%	30.1%
どこにあるか知っている	40.5%	25.8%	14.1%
センターの役割を知っている	25.3%	18.4%	13.4%
相談や連絡をしたことがある	39.2%	14.7%	11.6%
② 知らない、聞いたことがない	18.0%	30.4%	51.8%
③ 無回答	3.2%	4.8%	3.1%

主な課題等

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護サービスの充実が課題となります。
- ミドル・シニア世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めることが課題となります。

3) 医療について

①かかりつけ医等について

- 「かかりつけの医師がいる」は、〔要介護（郵送）〕では、94.3%、〔第1号・要支援〕82.7%、〔ミドル・シニア〕、62.4%となっています。
- 「かかりつけの歯科医師がいる」は〔要介護（郵送）〕では、43.8%、〔第1号・要支援〕58.2%、〔ミドル・シニア〕48.7%となっています。
- 「かかりつけの薬局がある」は、〔要介護（郵送）〕54.6%、〔第1号・要支援〕43.0%、〔ミドル・シニア〕23.8%となっています。

【図表】3-34 かかりつけ医等の有無（複数回答）

項目	要介護（郵送） (n=1,555)	第1号・要支援 (n=2,079)	ミドル・シニア (n=1,607)
かかりつけの医師がいる	94.3%	82.7%	62.4%
かかりつけの歯科医師がいる	43.8%	58.2%	48.7%
かかりつけの薬局がある	54.6%	43.0%	23.8%
どれもない	1.5%	5.2%	19.4%
無回答	3.2%	3.8%	1.1%

- 〔第1号・要支援〕在宅医療を認知したきっかけは、「医療機関からの紹介」13.9%、「「退院までの準備ガイドブック」、「文京かかりつけマップ」など区の出版物」10.0%となっています。

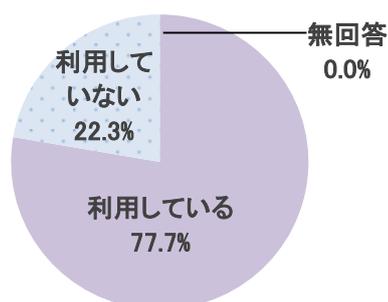
【図表】3-35 在宅医療認知の経緯（複数回答）

項目	第1号・要支援 (n=2,079)
医療機関からの紹介	13.9%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	6.7%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	1.4%
高齢者あんしん相談センターへの相談	3.8%
「退院までの準備ガイドブック」「文京かかりつけマップ」など区の出版物	10.0%
その他	24.5%
無回答	46.3%

②訪問診療について

- 〔要介護（聞き取り）〕訪問診療について「利用している」が77.7%となっています。

【図表】3-36 訪問診療の利用の有無（n=94）



- 1年間に訪問による治療（往診）を受けた割合は、「受けていない」が〔要介護（郵送）〕53.6%〔第1号・要支援〕82.4%、となっています。

【図表】3-37 1年間に受けた訪問診療（往診）科目
（複数回答、無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		第1号・要支援(n=2,079)	
第1位	受けていない	53.6%	受けていない	82.4%
第2位	内科	29.6%	内科	6.7%
第3位	歯科	14.5%	歯科	4.6%
第4位	整形外科	5.4%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.8%	皮膚科	1.9%

③医療連携の取組（事業所）

- 〔事業所〕医療との連携に取り組んでいる割合は85.9%で、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ」が80.0%で、「主治医や病院の地域連携室等との連携」が65.9%、「個別ケース会議の実施」が34.1%で、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」が24.7%となっています。
- 〔事業所〕医療との連携を進めるために必要だと思うことに対する意見として、「連携を深めるための関係づくり」、退院後の情報をはじめとする「情報提供・情報共有」、SNS等を利用した「連絡手段・ツール」についての意見がありました。

【図表】3-38 医療連携取組（複数回答）

項目	事業所(n=85)
①取り組んでいる	85.9%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ	80.0%
主治医や病院の地域連携室等との連携	65.9%
個別ケース会議の実施	34.1%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	24.7%
事例検討会の実施	20.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	16.5%
多職種をコーディネートする人材育成	3.5%
その他	3.5%
②特にない	10.6%
③無回答	3.5%

④地域で暮らし続けるために必要なこと

- いずれの対象者も、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは「往診などの医療サービスが整っている」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」が上位となっています。

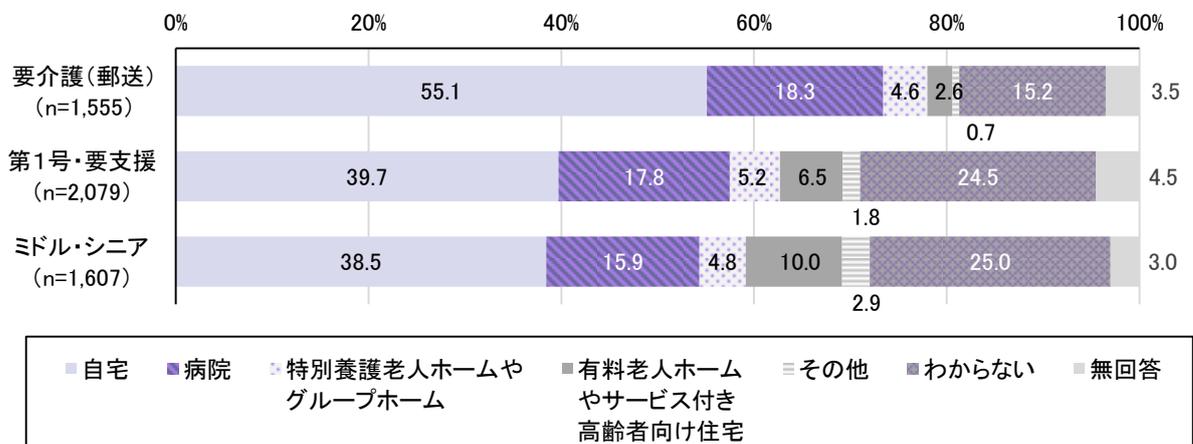
【図表】 3-39 地域で暮らし続けるために必要なこと（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)	第1号・要支援(n=2,079)	ミドル・シニア(n=1,607)
第1位	往診などの医療サービスが整っている 49.2%	往診などの医療サービスが整っている 46.6%	往診などの医療サービスが整っている 43.6%
第2位	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある 40.3%	相談体制や情報提供が充実している 37.6%	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある 41.6%
第3位	家族介護者を支援してくれる仕組みがある 30.5%	夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある 33.9%	相談体制や情報提供が充実している 37.0%
第4位	身近な人による見守りや助言がある 29.6%	家事などの生活を支援するサービスがある 26.6%	家事などの生活を支援するサービスがある 34.0%
第5位	相談体制や情報提供が充実している 26.8%	身近な人による見守りや助言がある 21.4%	家族介護者を支援してくれる仕組みがある 31.7%

⑤終末期を迎える場所の希望

- 終末期を「自宅」で迎えたいと希望する人の割合は〔要介護（郵送）〕55.1%、〔第1号・要支援〕39.7%、〔ミドル・シニア〕38.5%となっています。

【図表】 3-40 終末期をどこで迎えたいか



主な課題等

- ミドル・シニアへのかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進が課題となります。
- 今後の在宅療養生活の増加を見据えた、在宅医療体制が必要となります。
- 介護サービス事業者と医療機関間の情報共有、連携促進が課題となります。
- 高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携強化が課題となります。

4) 介護サービス等について

①介護サービスの利用について

- 〔要介護（郵送）〕今後、利用したい介護保険サービスは、「福祉用具」が27.8%で最も高く、次いで「通所介護（デイサービス）」、「訪問介護（ホームヘルプ）」、「ショートステイ」となっています。

【図表】3-41 今後利用したい介護保険サービス（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)	
第1位	福祉用具	27.8%
第2位	通所介護（デイサービス）	27.5%
第3位	訪問介護（ホームヘルプ）	26.9%
第4位	ショートステイ	25.7%
第5位	特別養護老人ホーム	21.2%

- 現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスは、〔要介護（郵送）〕は「掃除・洗濯」が11.4%、〔要介護（聞き取り）〕は「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が31.9%が最も多くなっています。

【図表】3-42 介護保険サービス以外の支援・サービス利用状況
（複数回答、利用していない・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		要介護（聞き取り）(n=94)	
第1位	掃除・洗濯	11.4%	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	31.9%
第2位	配食	10.9%	配食	14.9%
第3位	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	9.6%	掃除・洗濯	9.6%
			見守り、声かけ	9.6%
第4位	外出同行（通院、買い物など）	8.4%	-	-
第5位	買い物（宅配は含まない）	7.8%	ゴミ出し	8.5%

- 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、〔要介護（郵送）〕〔要介護（聞き取り）〕ともに「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多くなっています。

【図表】3-43 今後の在宅生活継続に必要と感じる支援・サービス
（複数回答、特になし・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=1,555)		要介護（聞き取り）(n=94)	
第1位	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	30.7%	移送サービス（介護・福祉タクシー等）	31.9%
第2位	外出同行（通院、買い物など）	22.4%	見守り、声かけ	27.7%
第3位	掃除・洗濯	21.4%	掃除・洗濯	17.0%
第4位	配食	18.7%	調理	14.9%
			買い物（宅配は含まない）	14.9%
第5位	見守り、声かけ	15.1%	-	-

②介護者が不安に感じる介護等について

- 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が介護面で不安に感じることは、回答者に要介護1～2が多い〔要介護（郵送）〕で「外出の付き添い、送迎等」37.0%、「認知症状への対応」35.5%であり、要介護4～5が多い〔要介護（聞き取り）〕で「夜間の排泄」が35.3%、「認知症への対応」34.1%があげられています。

【図表】3-44 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=1,555）		要介護（聞き取り）（n=85）	
第1位	外出の付き添い、送迎等	37.0%	夜間の排泄	35.3%
第2位	認知症状への対応	35.5%	認知症状への対応	34.1%
第3位	夜間の排泄	33.0%	屋内の移乗・移動	29.4%
第4位	入浴・洗身	30.6%	日中の排泄	24.7%
第5位	食事の準備（調理等）	28.1%	食事の介助（食べる時）	22.4%

- 〔要介護（郵送）〕主介護者に相談相手・相談機関は、「ケアマネジャー」69.2%、「家族・親族」54.8%となっています。

【図表】3-45 主介護者の相談相手・相談機関（複数回答、上位5位のみ）

項目	要介護（郵送） （n=1,555）
①ある	87.4%
ケアマネジャー	69.2%
家族・親族	54.8%
医師	38.3%
友人・知人	22.9%
介護サービス事業者	20.0%
②誰にも相談していない	4.8%
③わからない	1.7%
④無回答	6.1%

③事業所における取組状況について

- 〔事業所〕サービスの質を向上させるための取組は、「事業所内での研修・講習会」が82.4%、「苦情・相談の受付体制の整備」が69.4%となっています。

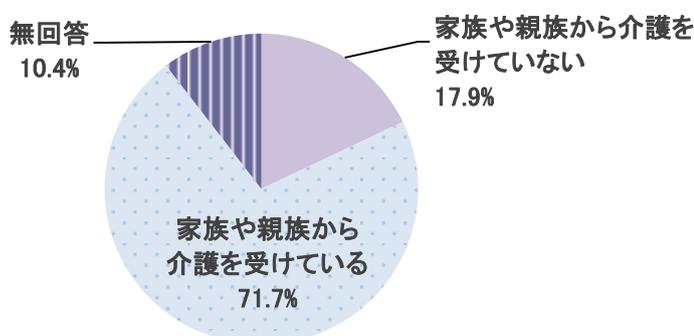
【図表】3-46 サービスの質を向上させるための取組（複数回答、上位5位のみ）

	事業所（n=85）	
第1位	事業所内での研修・講習会	82.4%
第2位	苦情・相談の受付体制の整備	69.4%
第3位	外部の研修・勉強会への参加	64.7%
第4位	個人情報の徹底管理	60.0%
第5位	サービス提供マニュアルの整備	49.4%

④介護を行う家族への支援

- 〔要介護（郵送）〕要介護者が「家族又は親族の介護を受けている」割合は、71.7%となっています。

【図表】 3-47 家族又は親族からの介護を受けているか（n=1,555）



- 介護を行っている主な人は、〔要介護（郵送）〕〔要介護（聞き取り）〕ともに「子」が最も多くなっています。

【図表】 3-48 介護を行っている主な人

項目	要介護（郵送） （n=1,115）	要介護（聞き取り） （n=85）
子	49.4%	54.1%
配偶者	32.4%	29.4%
子の配偶者	7.2%	7.1%
その他	6.6%	3.5%
兄弟・姉妹	3.4%	3.5%
孫	0.5%	1.2%
無回答	0.4%	1.2%

- 主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人への介護や子育て等をしている」が〔要介護者（郵送）〕18.9%、〔要介護者（聞き取り）〕21.2%、〔第1号・要支援〕20.9%、〔ミドル・シニア〕36.8%となっています。

【図表】 3-49 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護（郵送） （n=1,115）	要介護（聞き取り） （n=85）	第1号・要支援 （n=206）	ミドル・シニア （n=228）
他の人の介護や子育て等をしている	18.9%	21.2%	20.9%	36.8%
他の人の介護や子育て等をしていない	73.8%	77.6%	74.8%	63.2%
無回答	7.3%	1.2%	4.4%	0.0%

- 仕事と介護の両立のための勤務先からの効果的な支援について、「要介護（郵送）」では、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」の回答率が高く、「要介護（聞き取り）」では、「介護をしている従業員への経済的支援」の回答率が高くなっています。

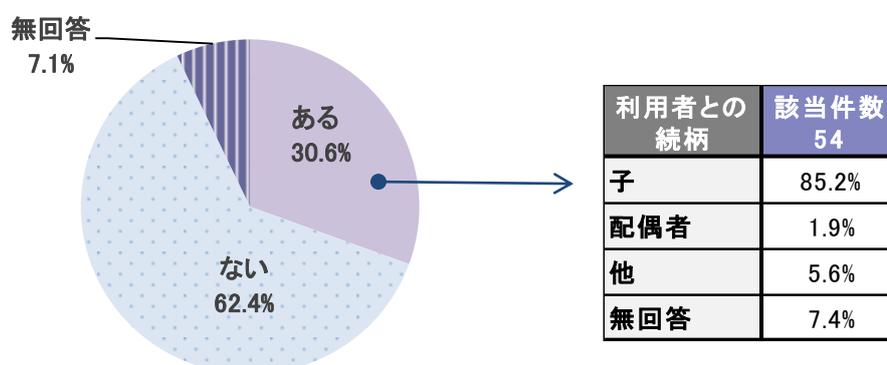
【図表】 3-50 介護者の希望する就業支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=467）		要介護（聞き取り）（n=23）	
第1位	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	130人	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	10人
第2位	介護休業・介護休暇等の制度の充実	128人	介護をしている従業員への経済的な支援	8人
第3位	制度を利用しやすい職場づくり	107人	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	6人
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援	88人	介護休業・介護休暇等の制度の充実	3人
			制度を利用しやすい職場づくり	3人
第5位	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	86人	-	-

⑤介護サービス利用者家族について

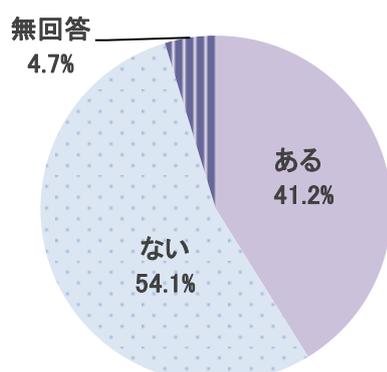
- 〔事業所〕利用者家族の「ひきこもり」と思われるケースの有無について、「ある」が30.6%あり、対象者を把握している事業所によると「ひきこもりと思われる家族の続柄」は、「子」が85.2%となっています。

【図表】 3-51 利用者の家族の“ひきこもり”と思われるケース



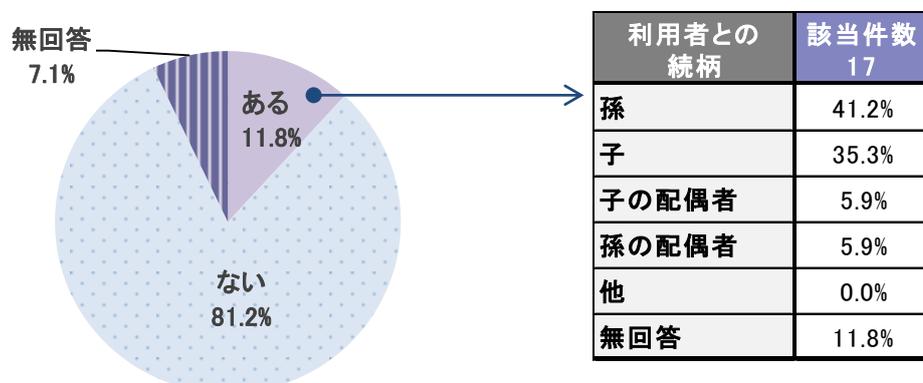
- 〔事業所〕「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が41.2%となっています。

【図表】 3-52 利用者家族のダブルケアの有無



- ヤングケアラーの有無については、「ある」が 11.8%となっています。ヤングケアラーの続柄は「孫」が 41.2%で最も多く、次いで「子」が 35.3%となっています。

【図表】 3-53 ヤングケアラーのケース内容



⑥事業所取組について

- 〔事業所〕 高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していることが「ある」事業者は 90.5%あります。

【図表】 3-54 高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していること（複数回答）

項目	事業所 (n=85)
①実施していることがある	90.5%
法人(事業所)独自の研修	51.8%
外部で実施の研修	50.6%
対応マニュアルの作成	55.3%
対応責任者の設置	35.3%
通報体制の整備	35.3%
その他	2.4%
②特に実施していない	7.1%
③無回答	2.4%

主な課題等

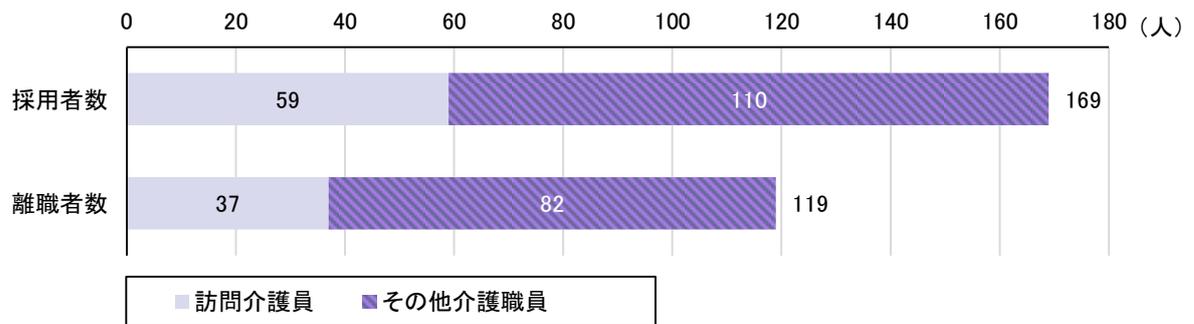
- 高齢者人口の増加を見据え、利用者のニーズを反映した介護サービスの提供が課題となります。
- 高齢者や家族介護者を適切に介護サービスの利用につなげられる環境づくりが課題となります。
- 仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど様々な形で介護を担わなければならない家族への支援が課題となります。
- ひきこもりなど顕在化しにくい問題を抱える家庭に手を差し伸べやすい環境づくりが課題となります。
- 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制の強化が課題となります。

5) 介護人材について

①介護人材確保・育成・定着について（事業所）

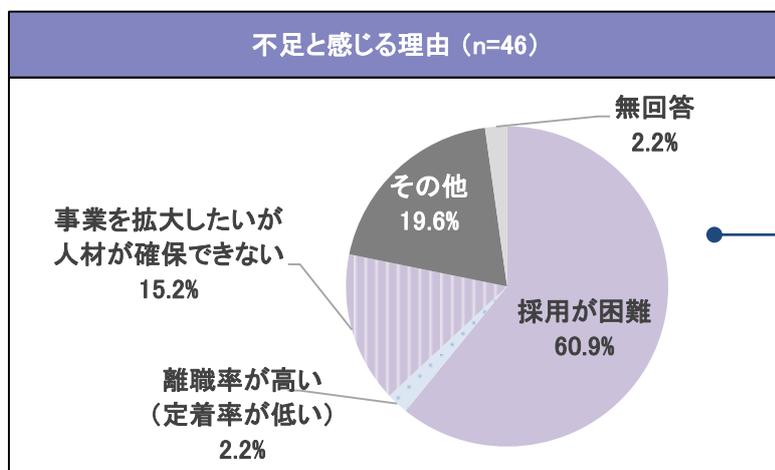
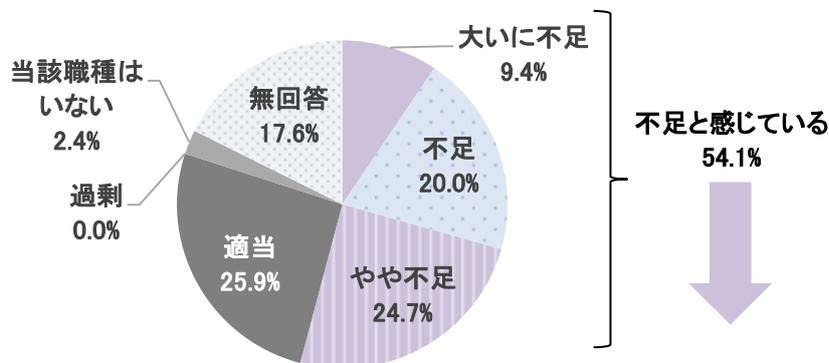
- 〔事業所〕平成30年度の従業員採用数は169人で、離職者数の119人を上回っています。

【図表】3-55 平成30年度の従業員採用者数と離職者数



- 〔事業所〕従業員を不足と感じている割合は54.1%で、そのうち不足と感じる理由では「採用が困難」が最も多く60.9%となっています。採用が困難な原因として「待遇面の問題」35.7%、「給与面の問題」32.1%が上位2項目となっています。

【図表】3-56 従業員全体の過不足状況 (n=85)



採用が困難な原因 (n=28)	
待遇面の問題	35.7%
給与面の問題	32.1%
精神的にきつい	17.9%
わからない	7.1%
無回答	7.1%

- 〔事業所〕今後取り組みたい人材確保策として、「ICTの活用」30.6%、次いで「高齢者の介護助手」22.4%、「在留資格『介護』『技能実習』『特定技能1号又は2号』による外国人労働者の受入」11.8%となっています。

【図表】3-57 今後取り組みたい人材確保策（複数回答、その他・無回答を除く）

事業所 (n=85)		
第1位	ICTの活用	30.6%
第2位	高齢者の介護助手	22.4%
第3位	在留資格「介護」「技能実習」「特定技能1号又は2号」による外国人労働者の受入	11.8%
第4位	介護ロボットの導入	10.6%
第5位	経済連携協定(EPA)等による外国人労働者の受入	9.4%

(注) EPA…経済連携協定(Economic Partnership Agreement)のことです。
 ICT…情報通信技術(Information and Communication Technology)のことです。
 介護助手…明確な定義はありませんが通常、掃除やベッドメイク、食事の配膳など介護の周辺業務を手掛ける職員を指します。1日3時間、週3日程度で勤務するケースが多く、高齢者の活躍の場として活かすことができ、介護職員の負担軽減につながるとして評価されています。

- 〔事業所〕介護福祉機器については、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」が23.5%、「ベッド」が22.4%となっています。

【図表】3-58 介護福祉機器（介護ロボット・ICT機器等）の導入状況（複数回答、上位5位のみ）

事業所 (n=85)		
第1位	介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器	23.5%
第2位	ベッド(傾斜角度、高さが調整できるもの。マットレスは除く)	22.4%
第3位	シャワーキャリー	16.5%
	車いす体重計	16.5%
第5位	自動車用車いすりフト(福祉車両の場合は、車両本体を除いたリフト部分のみ)	12.9%

- 人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」89.4%、「給与・待遇」71.8%、「良好な従事者間管のコミュニケーション」が51.8%となっています。

【図表】3-59 人材の育成・定着のために有効なポイント（複数回答、上位5位のみ）

事業所 (n=85)		
第1位	働きやすい職場環境	89.4%
第2位	給与・待遇	71.8%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	51.8%
第4位	福利厚生充実	24.7%
第5位	上司・管理者との相談体制の充実	23.5%

- 〔従事者〕介護人材を確保・定着するために必要なことは「基本賃金の水準を引き上げる」が83.4%、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」が45.5%となっています。

【図表】3-60 介護に携わる人材を増やすために必要なこと
(複数回答、上位5位のみ)

従事者(n=325)		
第1位	基本賃金の水準を引き上げる	83.4%
第2位	休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	45.5%
第3位	キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みとする	44.3%
第4位	社会全体が福祉・介護職場のイメージアップを図っていく	34.5%
第5位	資格取得手当などの諸手当を充実する	29.8%
	人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	29.8%

②区からの支援について

- 〔事業所〕高齢者福祉施策や介護保険制度について区からの支援を望む項目として、「人材確保のための支援」や、「研修、勉強会の実施について」、「介護サービスについて」などが挙げられています。

【図表】3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援

項目	事業所(n=85)
人材確保のための支援	7
研修、勉強会について	7
介護保険サービスについて	7
情報提供、情報開示について	6
行政との連携について	4
福祉避難所、災害時の備蓄について	4
介護報酬、地域加算について	2
その他	4

主な課題等

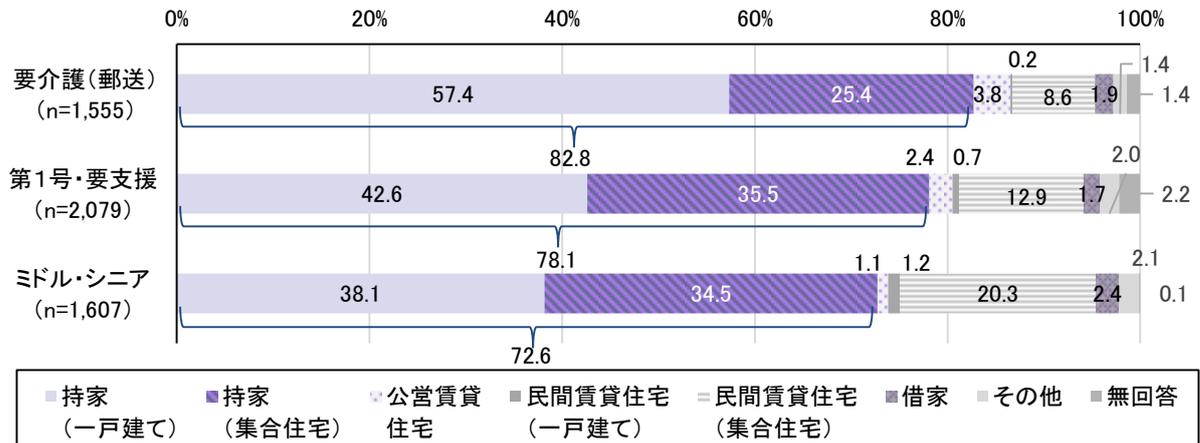
- 学生、介護経験者、元気高齢者、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等が課題となります。
- 従事者の待遇・給与改善、採用活動・人材育成支援等など、介護サービス事業所への人材確保・定着の支援が課題となります。
- 従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者支援が課題となります。
- 事業所または従事者向けの研修支援・機会等の提供、参加支援が課題となります。
- 事業者と行政との連携強化が課題となります。

6) 住まいについて

① 居住形態について

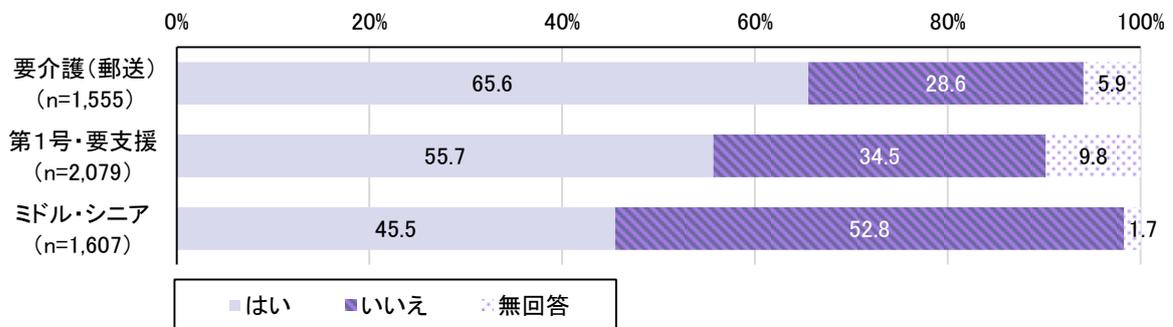
- 〔いずれの対象者も「持ち家」が最も多く、「持ち家」と「分譲マンション」を合わせると70%を超えています。

【図表】 3-62 住居形態



- 介護が必要な状態になった場合にも住み続けられる住まいである割合は、〔要介護(郵送)〕が65.6%、〔第1号・要支援〕が55.7%であるのに比べて、〔ミドル・シニア〕は45.5%となっています。

【図表】 3-63 今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいか



- 〔要介護(郵送)〕施設等への入所・入居の検討状況は、要介護1～4で「入所・入居は検討していない」が最も多いが、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居の申し込みをしている」人の割合は、要介護度が上がるほど高くなり、要介護度5になると「入所・入居は検討していない」との割合が逆転します。

【図表】 3-64 施設等への入所・入居について

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
入所・入居は検討していない	71.2%	68.9%	58.5%	56.4%	35.1%
入所・入居を検討している	16.4%	17.0%	20.2%	17.0%	17.6%
すでに入所・入居申し込みをしている	2.7%	2.9%	15.0%	19.1%	39.2%
無回答	9.8%	11.2%	6.3%	7.4%	8.1%

②住まいについての不便や不安

- 〔第1号・要支援〕、〔要介護（郵送）〕は、「老朽化や耐震に不安がある」が最も多く、〔ミドル・シニア〕は「居室などに手すりがない、または段差があり不便である」が多くなっています。

【図表】 3-65 住まいについて不便や不安を感じていること
（複数回答、その他・特にない・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=1,555）		第1号・要支援（n=2,079）		ミドル・シニア（n=1,607）	
第1位	老朽化や耐震に不安がある	28.5%	老朽化や耐震に不安がある	24.5%	居室などに手すりがない、または段差があり不便	32.5%
第2位	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	23.6%	居室などに手すりがない、または段差があり不便	22.4%	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	30.9%
第3位	居室などに手すりがない、または段差があり不便である	22.2%	エレベーターがなく、階段の昇り降りがある	20.3%	老朽化や耐震に不安がある	28.3%
第4位	家賃が高い	5.1%	家賃が高い	6.1%	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	14.1%
第5位	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	4.3%	自宅の支払いについて、まだローンを支払っている	5.2%	家賃が高い	12.6%

主な課題等

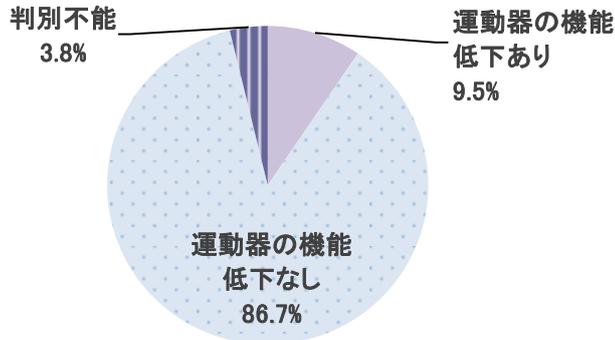
- 住み慣れた地域の中で、自立して住み続けるための支援が課題となります。
- 賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など高齢者の希望に応じた住まいの確保が課題となります。

7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

①日常生活について

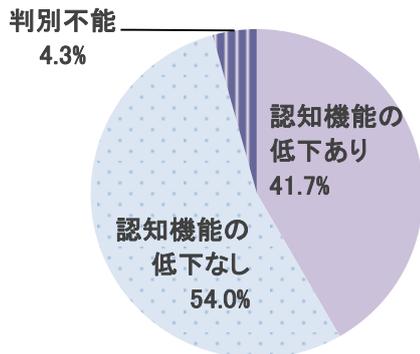
- 〔第1号・要支援〕運動器の機能について、「低下あり」が9.5%、「低下なし」が86.7%となっています。

【図表】3-66 運動器の機能低下 (n=2,079)



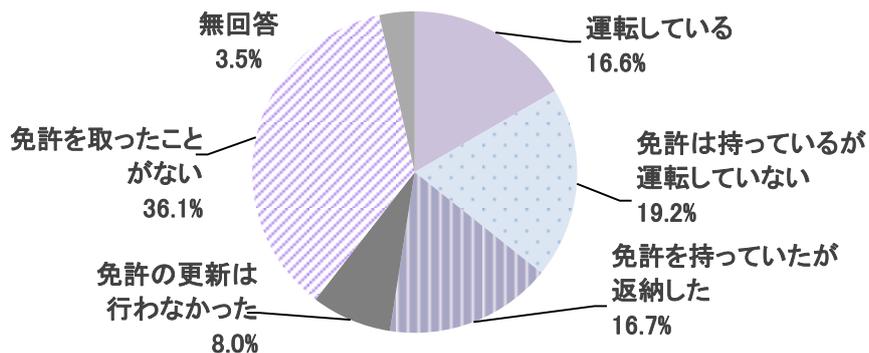
- 〔第1号・要支援〕認知機能について、「低下あり」が41.7%、「低下なし」が54.0%となっています。

【図表】3-67 認知機能の低下 (n=2,079)

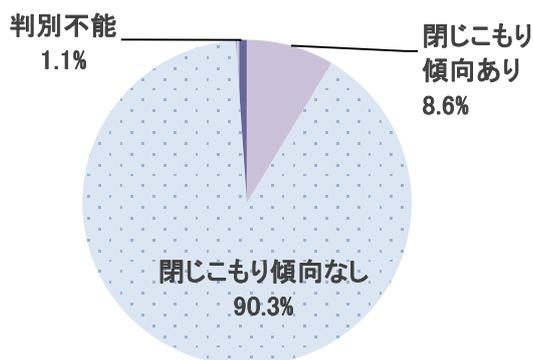


- 車の運転について「運転している」16.6%、「免許は持っているが運転していない」19.2%、「免許を持っていたが返納した」16.7%、「免許の更新は行わなかった」8.0%となっています。

【図表】3-68 運転状況、免許返納について (n=2,079)



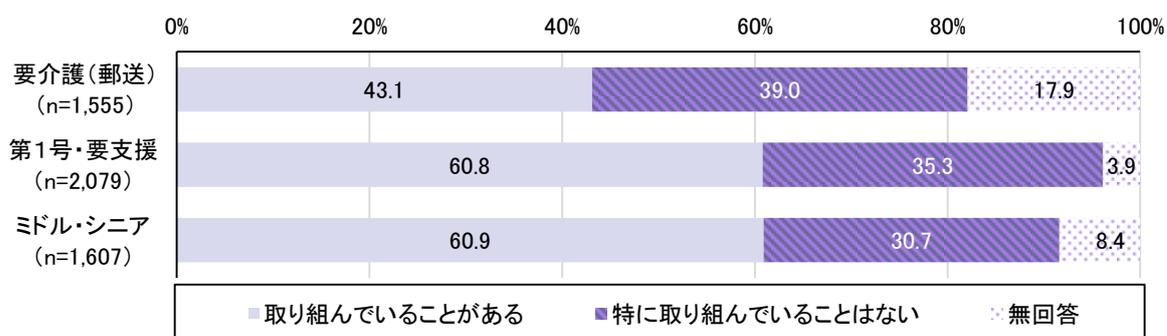
- 〔第1号・要支援〕閉じこもり傾向については、「あり」が8.6%となっています。



②健康増進・介護予防の取組について

- 健康の維持・増進や介護予防について「取り組んでいることがある」割合は、〔第1号・要支援〕が60.8%、〔ミドル・シニア〕が60.9%、〔要介護（郵送）〕が43.1%となっています。

【図表】3-69 健康の維持・増進や介護予防のための取り組み



- 健康維持・増進に取り組んでいない主な理由は、〔要介護（郵送）〕では、「面倒で気がすすまないから」26.9%、「興味を持ってないから」14.7%、〔第1号・要支援〕「仕事をしているから」22.9%、次いで「もう少し体の状態に自身がなくなってからでも遅くないから」22.2%となっています。〔ミドル・シニア〕では、「仕事をしているから」56.6%、「面倒で気が進まないから」22.3%となっています。の順となっています。

【図表】3-70 取り組んでいない主な理由

（複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ）

	要介護（郵送）(n=606)		第1号・要支援(n=734)		ミドル・シニア(n=493)	
第1位	面倒で気が進まないから	26.9%	仕事をしているから	22.9%	仕事をしているから	56.6%
第2位	興味をもてないから	14.7%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	22.2%	面倒で気が進まないから	22.3%
第3位	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	12.5%	面倒で気が進まないから	17.4%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	16.4%
第4位	興味はあるが取り組み方がわからないから	7.8%	自分は健康なので必要がないから	11.3%	興味はあるが取り組み方がわからないから	16.0%
第5位	自分は健康なので必要がないから	6.1%	ほかに自分のやりたいことがあるから	10.6%	自分は健康なので必要がないから	7.3%

③健康増進・介護予防のために今後取り組んでみたいこと

- いずれの対象者も今後取り組んでみたいことがある人の割合は高く、具体的な取り組みとして〔第1号・要支援〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」63.3%、〔ミドル・シニア〕では、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」67.5%、〔要介護（郵送）〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」47.5%が最も高くなっています。

【図表】 3-71 健康の維持・増進や介護予防のために取り組んでみたいこと
(複数回答、上位5位のみ)

	要介護(郵送)(n=1,555)	第1号・要支援(n=2,079)	ミドル・シニア(n=1,607)
第1位	栄養バランスに気をつけて食事をする 47.5%	栄養バランスに気をつけて食事をする 63.3%	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする 67.5%
第2位	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける 41.0%	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする 54.6%	栄養バランスに気をつけて食事をする 64.0%
第3位	自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする 37.6%	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける 50.1%	仕事をする 44.7%
第4位	家族、友人、知人と交流する 28.9%	家族、友人、知人と交流する 44.2%	家族、友人、知人と交流する 43.1%
第5位	趣味や学習などの活動又は読み書き計算など脳のトレーニングをする 24.0%	趣味や学習などの活動又は読み書き計算など脳のトレーニングをする 35.9%	よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける 39.5%

主な課題等

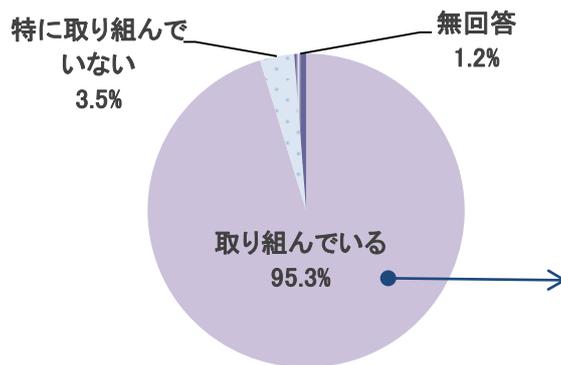
- 健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、取組につなげていくことが課題となります。
- 健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等が受けられる環境づくりが課題となります。
- 高齢者の閉じこもりを防ぎ、安全に安心して外出できるような環境をつくるのが課題となります。
- ミドル・シニア世代が、現役引退後も健康的ではりのある生活をおくることができるよう、地域で活躍できる就業の機会や場の確保が課題となります。

8) 災害や感染症対策等について

①危機管理の体制について

- 〔事業所〕区内介護サービス事業所のうち災害発生時に向けた準備・対策に取り組んでいる事業所は95.3%で、「災害発生時対応マニュアルの整備」が68.2%、次いで「緊急連絡網の作成」が62.4%、「家族との連絡手段の確保」が50.6%、「家族との連絡手段の確保」が50.6%となっています。

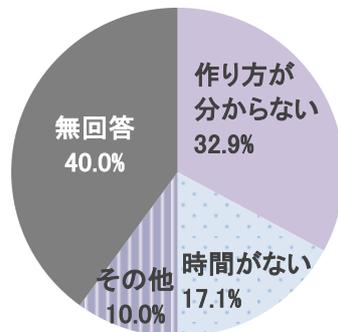
【図表】 3-72 災害発生時に向けた準備・対策（複数回答）



項目	事業所 (n=85)
災害発生時対応マニュアルの整備	68.2%
緊急連絡網の作成	62.4%
家族との連絡手段の確保	50.6%
避難経路の確保	48.2%
家具や什器等の転倒・落下防止	40.0%
従業員や利用者の3日分の備蓄の確保	31.8%
BCPを策定している	16.5%
事業所が行っている対策を利用者と利用者の家族に周知	12.9%
その他	3.5%

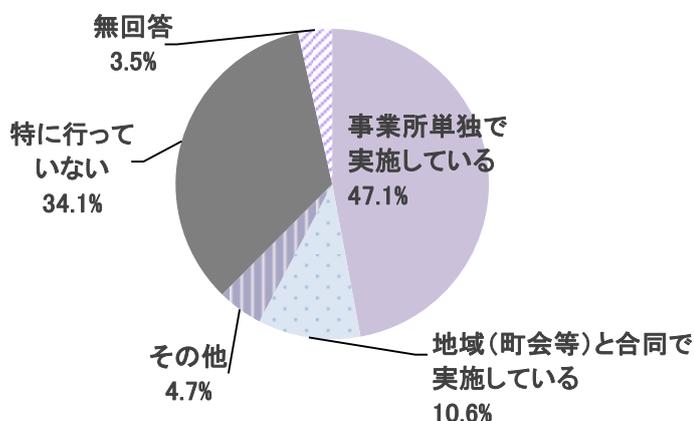
- 〔事業所〕「BCPを策定している」は16.5%（前項の表参照）であるが、BCPが未策定の理由として、「作り方がわからない」32.9%、「時間がない」17.1%となっています。

【図表】 3-73 作成していない主な理由



- 〔事業所〕災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況について、「事業所単独で実施している」が47.1%、「地域（町会等）と合同で実施している」が10.6%となっています。

【図表】 3-74 災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況



- 〔事業所〕区内介護サービス事業所での感染症等の予防対策について、「特に行っていない」事業所はなく、何らかの対策が実施されています。具体的には「衛生用品等（マスク、手袋、消毒液等）の購入」が87.1%、「感染症予防マニュアルの整備」が76.5%、「事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底」が74.1%となっています。

【図表】 3-75 感染症等の予防対策の実施状況（複数回答）

項目	事業所 (n=85)
衛生用品等（マスク、手袋、消毒液等）の購入	87.1%
感染症予防マニュアルの整備	76.5%
事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底	74.1%
従業員の健康管理	71.8%
介護・看護ケア前後のうがい、手洗いの徹底	70.6%
（従業員に対して）研修等の実施による感染症に関する基礎知識の習得	69.4%
その他	5.9%
特に行っていない	0.0%
無回答	0.0%

②たすけあいについて

- 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人について、〔第1号・要支援〕では、「配偶者」54.3%、「別居の子ども」26.9%、〔ミドル・シニア〕では、「配偶者」62.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」44.8%となっています。

【図表】 3-76 看病や世話をしあける人
(複数回答、そのような人はいないを除く上位5位のみ)

	第1号・要支援 (n=2,079)		ミドル・シニア (n=1,607)	
第1位	配偶者	54.3%	配偶者	62.7%
第2位	別居の子ども	26.9%	兄弟姉妹・親戚・親・孫	44.8%
第3位	同居の子ども	23.8%	同居の子ども	40.8%
第4位	兄弟姉妹・親戚・親・孫	15.6%	別居の子ども	18.1%
第5位	友人	7.4%	友人	11.0%

主な課題等

- 災害時や緊急時における事業所の迅速かつ適切な対応を支援する取組が課題となります。
- 新型コロナウイルス感染症のような状況における介護サービス基盤の確保が課題となります。
- 避難生活が困難な方への対応や、在宅生活が継続できるよう住宅への防災対策が課題となります。



第4章

主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

1 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2 在宅サービス等の充実と 多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

4 いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等にも通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。



第5章

計画の体系と

計画事業

第5章 計画の体系と計画事業

1 計画の体系

大項目	小項目	計 画 事 業		
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実	
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
		3	地域ケア会議の運営	
		4	小地域福祉活動の推進	
		5	民生委員・児童委員による相談援助活動	
		6	話し合い員による訪問活動	地 1-1-15
		7	みまもり訪問事業	
		8	高齢者見守り相談窓口事業	
		9	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	
		10	社会参加の促進事業	
		11	シルバー人材センターの活動支援	地 1-1-20
		12	シルバーお助け隊事業への支援	
		13	いきいきサービス事業の推進	
		14	ボランティア活動への支援	
		15	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業	
		16	地域活動情報サイト	
	2 医療・介護の連携の推進		1	地域医療連携の充実
2			在宅医療・介護連携推進事業	
3			「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着	

凡例

- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

大項目	小項目	計 画 事 業	
1 地域でつなぐ支援の充実	3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会・研修会
		2	認知症相談
		3	認知症ケアパスの普及啓発
		4	認知症地域支援推進員の設置
		5	認知症支援コーディネーターの設置
		6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
		7	認知症初期集中支援事業
		8	認知症サポーター養成講座
		9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
		10	認知症の症状による行方不明者対策の充実
		11	認知症とともにパートナー事業
		12	認知症とともにフォローアッププログラム
		13	若年性認知症への取組
		14	生活環境維持事業
4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	
	2	認知症初期集中支援推進事業	【再掲】1-3-7
	3	認知症サポーター養成講座	【再掲】1-3-8
	4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	【再掲】1-3-9
	5	高齢者あんしん相談センターの機能強化	【再掲】1-5-1
	6	緊急ショートステイ	【再掲】2-5-7
5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化	
	2	文京ユアストーリー	
	3	老人福祉法に基づく相談・措置	
	4	介護保険相談体制の充実	
	5	高齢者向けサービスの情報提供の充実	
	6	文京区版ひきこもり総合対策	地2-1-10
6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地2-3-1
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	
	3	成年後見制度利用支援事業	
	4	法人後見の受任	地2-3-5
	5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築	地2-3-6
	6	高齢者虐待防止への取組強化	
	7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目	計 画 事 業		
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス	
		2	施設サービス	
		3	地域密着型サービス	
		4	事業者への実地指導・集団指導	
		5	介護サービス情報の提供	
		6	給付費通知	
		7	公平・公正な要介護認定	
		8	主任ケアマネジャーの支援	地 1-1-16
		9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
		10	生活保護受給高齢者支援事業	
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業	
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
		3	院内介助サービス	
		4	高齢者訪問理美容サービス	
		5	高齢者紙おむつ支給等事業	
		6	ごみの訪問収集	
		7	歯と口腔の健康	保 1-1-5
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会	
		2	ケアマネジャーへの支援	
		3	ケアプラン点検の実施	
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援	
		2	介護施設ワークサポート事業	
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進	
		2	高齢者住宅設備等改造事業	
		3	住宅改修支援事業	
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）	
		5	高齢者施設の整備（介護老人保健施設）	
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修	
		7	緊急ショートステイ	
		8	公園再整備事業	地 3-1-5
		9	文京区バリアフリー基本構想の推進	
		10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
11		バリアフリーの道づくり		

大項目	小項目	計 画 事 業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導 保 1-2-2
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業 保 1-5-2
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		5	文の京フレイル予防プロジェクト
		6	地域リハビリテーション活動支援事業
	3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	介護予防ケアマネジメントの実施
		3	生活支援体制整備
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）
	4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
		5	いきがいづくり世代間交流事業
		6	いきがいづくり文化教養事業
		7	いきがいづくり敬老事業
		8	ふれあいいきいきサロン
		9	福祉センター事業
		10	長寿お祝い事業
		11	シルバーセンター等活動場所の提供

大項目	小項目	計 画 事 業		
4	1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援 地3-4-2	
		2	災害ボランティア体制の整備	
		3	高齢者緊急連絡カードの整備	
		4	救急通報システム	
		5	福祉避難所の拡充	
	2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業	
		2	家具転倒防止器具設置助成事業 地3-4-6	
	3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援	
		2	介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供	

災害発生時のための体制づくり

2 計画事業

1 地域でともに支え合うしくみの充実

1-1) 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者をはじめとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。			
	3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
		ハートフルネットワーク協力機関数	653 団体	700 団体

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議及び検討する委員会を運営する。 また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。
------	--

1-1-3 地域ケア会議の運営

事業概要	<p>各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。</p> <p>また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p>
3年間の事業量	<p>各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。</p> <p>また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。</p>

1-1-4 小地域福祉活動の推進

事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	<p>10名体制になった地域福祉コーディネーターが、地域の支え合い体制づくり推進事業における生活支援コーディネーター、地域づくり推進事業における相談支援包括化推進員を兼務しながら、誰もが参加できる地域の多機能な居場所の立上げや運営についての支援、その他の関連事業や関係機関等との連携を図ることで、住民同士の交流や支え合い、見守り活動のサポートを行っていく。</p>

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>
------	---

1-1-6 話し合い員による訪問活動（地 1-1-15）

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。</p> <p>また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>
------	--

1-1-7 みまもり訪問事業

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	利用者数	53人	57人	59人	61人
	まもりサポーター数	53人	55人	56人	57人

1-1-8 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	<p>高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。</p>
------	--

1-1-9 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	<p>クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、閉じこもり防止）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。</p>
------	--

1-1-10 社会参加の促進事業

事業概要	<p>ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。</p> <p>また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。</p>
------	--

1-1-11 シルバー人材センターの活動支援（地 1-1-20）

事業概要	元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。 また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に引き受け、会員に提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。			
	3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
		会員数	1,128人	1,278人
		就業実人員	912人	1,022人

1-1-12 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	シルバーお助け隊の派遣	241件	260件

1-1-13 いきいきサービス事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	新規登録利用会員数	125人	135人	140人	145人

1-1-14 ボランティア活動への支援

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	<p>ボランティア養成講座等により地域の担い手を育成しつつ、実際にボランティア活動を行いたい人と実動しているボランティア団体とをつなげる。</p> <p>また、交流会等を通してボランティア活動団体同士のつながりを作ることで、地域活動やボランティア活動の活性化とネットワーク化を進めていく。</p> <p>なお、取組みについては、オンラインの活用やソーシャルディスタンスを確保した上での講座の開催など、感染症拡大防止を視野に入れた実施方法を検討していく。</p>

1-1-15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

事業概要	<p>ミドル・シニアの行動力とアイデアを活かして、区の情報誌（セカンドステージ・サポート・ナビ）の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等をミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど情報発信の強化を行う。</p>
3年間の事業量	<p>情報誌の編集やホームページ作成などに関連する連続講座を年1回開催し、情報誌の改訂や専用サイトの更新などを行う。</p>

1-1-16 地域活動情報サイト

事業概要	<p>NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

1-2) 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。さらに地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1-2-1 地域医療連携の充実 (保 2-1-1)

事業概要	区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。
3年間の事業量	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する地域医療連携推進協議会及び検討部会において、地域の現状を把握して課題を抽出・整理し、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するための、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。
------	---

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。
------	---

1-3) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

事業概要	講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	講演会・研修会	3回	8回	8回	8回

1-3-2 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。
------	--

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要	認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図る。
------	---

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。
------	--

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。
------	---

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を囑託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。
------	---

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。
------	---

1-3-8 認知症サポーター養成講座

事業概要	<p>認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。</p> <p>また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活躍の場について検討を進める。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	年間サポーター養成数	1,278人	1,200	1,200	1,200
	文京区サポーター総数	15,296人	17,400	18,600	19,800
	実践講座	1回	2回	2回	2回

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要	認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェへの取組を推進する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	認知症家族交流会（年間）	7回	8回	8回	8回
	介護者教室（類型）	8回	8回	8回	8回
	認知症カフェ	26回	24回	24回	24回

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。
3年間の事業量	区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を毎年50人増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図る。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行う。

1-3-11 認知症ともにパートナー事業

事業概要	医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。
------	--

1-3-12 認知症ともにフォローアッププログラム

事業概要	認知症の本人やその家族、今はまだ認知症でない方も参加でき、脳と体の健康をマネジメントするプログラムを実施する。プログラム内容は、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、医師や管理栄養士・健康運動指導士による講話等を行う。
------	--

1-3-13 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等の関係機関と連携し、若年性認知症の人への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。
------	--

1-3-14 生活環境維持事業

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。
------	--

1-4) 家族介護者への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の人を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要

多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

- | | | |
|-------|-----------------------|--------------|
| 1-4-2 | 認知症初期集中支援推進事業 | 【再掲 1-3-7参照】 |
| 1-4-3 | 認知症サポーター養成講座 | 【再掲 1-3-8参照】 |
| 1-4-4 | 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ | 【再掲 1-3-9参照】 |
| 1-4-5 | 高齢者あんしん相談センターの機能強化 | 【再掲 1-5-1参照】 |
| 1-4-6 | 緊急ショートステイ | 【再掲 2-5-7参照】 |

1-5) 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

1-5-2 文京ユアストーリー

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。【社会福祉協議会実施事業】					
	3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
		契約実績	2件	10件	15件	20件

1-5-3 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要	高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら必要な支援を行う。 また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行う。
------	---

1-5-4 介護保険相談体制の充実

事業概要	区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。
------	--

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要	高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。
------	--

1-5-6 文京区版ひきこもり総合対策（地2-1-10）

事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行う。</p> <p>また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>				
3年間の 事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	STEP 事業 相談件数	417 件	480 件	490 件	500 件
	STEP 事業 支援利用件数	544 件	680 件	690 件	700 件
	ひきこもり支援センター 相談件数	—	60 件	60 件	60 件

※令和2年4月1日から事業開始

1-6) 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	<p>高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の 事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉サービス利用援助事業 件数	51 件	59 件	64 件	69 件
	財産保全管理サービス件数	15 件	17 件	18 件	19 件

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

1-6-3 成年後見制度利用支援事業

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	成年後見等報酬助成	15件	17件	18件	19件
	成年後見等申立費用助成	2件	2件	3件	4件

1-6-4 法人後見の受任 (地2-3-5)

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	法人後見受任数	7人	9人	10人	10人

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 (地2-3-6)

事業概要	成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。
3年間の事業量	協議会において各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を推進するとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の支援を確保する。 また、地域の事業所等に向けた周知活動等を行うことにより、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築に向けた取組みを進める。

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じる。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進める。
------	--

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。
------	--

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2-1) 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援の確立に取り組んでいきます。

2-1-1 居宅サービス

事業概要	要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。
------	---

2-1-2 施設サービス

事業概要	在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設（介護医療院）に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供する。
------	--

2-1-3 地域密着型サービス

事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じたサービスを提供する。また、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 か所	2 か所
	小規模多機能型居宅介護	5 か所	7 か所
	看護小規模多機能型居宅介護	1 か所	
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	9 か所	10 か所	

2-1-4 事業者への実地指導・集団指導

事業概要	居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護保険サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	事業所実地指導及び監査	30 か所	30 か所	30 か所	30 か所
	集団指導	1 回	1 回	1 回	1 回

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。
------	--

2-1-6 給付費通知

事業概要	適正な介護サービス及び総合事業サービスが提供されているか、利用者及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。
------	--

2-1-7 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護保険サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。
------	--

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援 (地 1-1-16)

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。
------	---

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	福祉用具の購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	13件/年	15件/年	15件/年	15件/年

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。
------	--

2-2) ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。
------	---

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し日常生活を営むうえで支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図る。
------	---

2-2-3 院内介助サービス

事業概要	医療機関受診時に付添いが必要で、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	利用者数	325人	353人

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な座位を保てない状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。
------	---

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成し、精神的又は経済的負担の軽減を図る。
------	--

2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要	<p>65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。</p>
------	---

2-2-7 歯と口腔の健康 (保 1-1-5)

事業概要	<p>成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。</p> <p>また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。</p>
------	---

2-3) 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要	<p>介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び部会を設置・運営する。</p> <p>また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	事業者連絡協議会	2回	2回	2回	2回
	事業者部会（居宅・訪問・通所・施設）	6回	7回	7回	7回

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度部会 1 回中止

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。
------	---

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行う。
------	---

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。
------	---

2-4) 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着が必要不可欠です。

そのために、区内介護事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、将来の介護サービスの担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアー、出張講座、介護の魅力を伝えるイベントの実施、及び啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	介護施設従事職員住宅費補助	56人	60人	60人	60人
	介護職員初任者研修受講費用補助	2人	20人	20人	20人
	介護職員実務者研修受講費用補助	10人	20人	20人	20人
	外国人介護職員採用補助	11人	12人	12人	12人

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5) 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進

事業概要

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。
------	---

2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

事業概要	施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。
3年間の事業量	小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用し、民間事業者主体による特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

事業概要	要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。
------	---

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。
3年間の事業量	文京くすのきの郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施する。なお、文京白山の郷、文京千駄木の郷についても、状況を確認しながら、順次、大規模改修を実施していく。

2-5-7 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。
------	--

2-5-8 公園再整備事業 (地3-1-5)

事業概要	<p>区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。</p> <p>また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進する。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	公園・児童遊園再整備	2園	4園	4園	5園

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	<p>文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。</p>
------	---

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	<p>高齢者や障害者を含めた全ての人々が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。</p>
------	--

2-5-11 バリアフリーの道づくり

事業概要	<p>高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	8.3%	12.5%	15.0%	17.5%

3 健康で豊かな暮らしの実現

3-1) 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

3-1-1 健康相談

事業概要

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康相談を実施する。

3-1-2 健康診査・保健指導（保1-2-2）

事業概要

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3年間の事業量

項目	元年度実績	5年度末
特定健康診査受診率	45%	60%
特定保健指導実施率（終了率）	11%	60%

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要

60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要

外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3-1-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2) フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

3-2-1 短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。
------	--

3-2-2 介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とする。
------	--

3-2-3 介護予防普及啓発事業 (保1-5-2)

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。	
3年間の事業量	元年度実績 2,374人	5年度末 3,910人

3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。
------	---

3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	25人	25人	25人	25人
	フレイルチェック参加者	147人	400人	600人	800人

3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。
------	---

3-3) 日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

3-3-1 訪問型・通所型サービス

事業概要	高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供する。
------	---

3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-3-3 生活支援体制整備

事業概要

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

3-3-4 地域介護予防支援事業（通いの場）

事業概要

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】

3-4) 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、閉じこもりを予防する外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-4-2 文京いきいきアカデミア（高齢者大学）

事業概要

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。
------	--

3-4-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。
------	---

3-4-5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力による学生と高齢者との交流や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。
------	---

3-4-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。
------	--

3-4-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。
------	---

3-4-8 ふれあいいきいきサロン

事業概要	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者及び子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、誰もが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	サロン設置数	120箇所	130箇所	135箇所	140箇所

3-4-9 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施する。
------	---

3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる方には、誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。
------	---

3-4-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。
------	---

4 いざという時のための体制づくり

4-1) 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4-1-1 避難行動要支援者への支援 (地3-4-2)

事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。</p>				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	計画策定率	54%	50%	50%	50%

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】
3年間の事業量	災害時の被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、感染症の感染拡大防止対策も見据え、オリエンテーションやボランティアの受付方法等のあり方を検討するとともに、マニュアルをボランティアにとってわかりやすい構成に工夫するなど、より実践的な取組みを行う。

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。		
3年間の事業量	項目	元年度実績	5年度末
	設置人数	7,056人	7,584人

4-1-4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中における急病などの救急時に、ペダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行う。
------	--

4-1-5 福祉避難所の拡充

事業概要	避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。
3年間の事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図る。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、新たな感染症対策を踏まえた運営体制を検討する。

4-2) 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4-2-1 耐震改修促進事業

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	16件	18件	18件	18件
	木造住宅耐震改修 (高齢者・障害者)	1件	2件	2件	2件
	木造住宅耐震シェルター等 (高齢者・障害者)	0件	1件	1件	1件

4-2-2 家具転倒防止器具設置助成事業 (地3-4-6)

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	元年度実績	3年度	4年度	5年度
	家具転倒防止器具設置助成数	—	2,000件	2,000件	2,000件

4-3) 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発生後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

そのために、事業継続計画マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害等に関する取組や必要な情報提供等を行います。

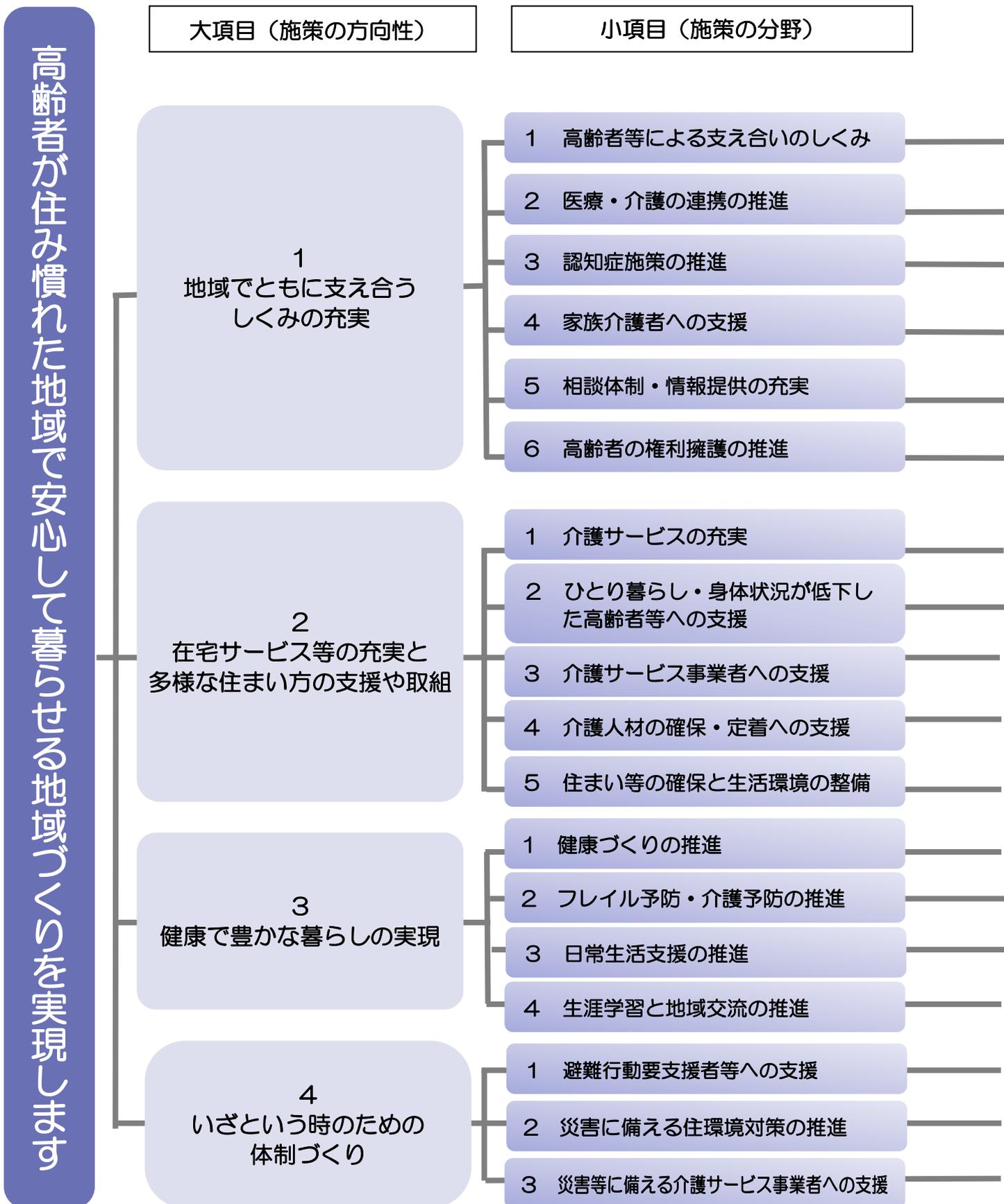
4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

事業概要	災害や新たな感染症の発生時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害等から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更新を支援する。
------	---

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供

事業概要

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施する。また、事業者専用 WEB サイトによる情報提供を行う。



計画事業

○ハートフルネットワーク事業の充実 ○文京区地域包括ケア推進委員会の運営 ○地域ケア会議の運営 ○小地域福祉活動の推進 ○民生委員・児童委員による相談援助活動 ○話し合い員による訪問活動 ○みまもり訪問事業 ○高齢者見守り相談窓口事業 ○高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援 ○社会参加の促進事業 ○シルバー人材センターの活動支援 ○シルバーお助け隊事業への支援 ○いきいきサービス事業の推進 ○ボランティア活動への支援 ○ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 ○地域活動情報サイト

○地域医療連携の充実 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○認知症に関する講演会・研修会 ○認知症相談 ○認知症ケアパスの普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置 ○認知症支援コーディネーターの設置 ○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症初期集中支援推進事業 ○認知症サポーター養成講座 ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○認知症とともにパートナー事業 ○認知症とともにフォローアッププログラム ○若年性認知症への取組 ○生活環境維持事業

○仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症初期集中支援推進事業（再掲） ○認知症サポーター養成講座（再掲） ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ（再掲） ○高齢者あんしん相談センターの機能強化（再掲） ○緊急ショートステイ（再掲）

○高齢者あんしん相談センターの機能強化 ○文京ユアストーリー ○老人福祉法に基づく相談・措置 ○介護保険相談体制の充実 ○高齢者向けサービスの情報提供の充実 ○文京区版ひきこもり総合対策

○福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任 ○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 ○高齢者虐待防止への取組強化 ○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○居宅サービス ○施設サービス ○地域密着型サービス ○事業者への実地指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供 ○給付費通知 ○公平・公正な要介護認定 ○主任ケアマネジャーの支援 ○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 ○生活保護受給高齢者支援事業

○高齢者自立生活支援事業 ○高齢者日常生活支援用具の給付等事業 ○院内介助サービス ○高齢者訪問理美容サービス ○高齢者紙おむつ支給等事業 ○ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施 ○福祉サービス第三者評価制度の利用促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改造事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム） ○高齢者施設の整備（介護老人保健施設） ○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 ○緊急ショートステイ ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進 ○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○バリアフリーの道づくり

○健康相談 ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業 ○高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

○短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○介護予防ボランティア指導者等養成事業 ○文の京フレイル予防プロジェクト ○地域リハビリテーション活動支援事業

○訪問型・通所型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○生活支援体制整備 ○地域介護予防支援事業（通いの場）

○アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミア（高齢者大学） ○生涯にわたる学習機会の提供 ○高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援 ○いきがいつくり世代間交流事業 ○いきがいつくり文化教養事業 ○いきがいつくり敬老事業 ○ふれあいきいきサロン ○福祉センター事業 ○長寿お祝い事業 ○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充

○耐震改修促進事業 ○家具転倒防止器具設置助成事業

○事業継続計画マニュアル等の作成支援 ○介護サービス事業者連絡協議会等を通じた災害等に関する情報提供



第6章

地域包括

ケアシステムの推進

第6章 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、区民とともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区では3つのメッセージ「(何かを)はじめる」、「(誰かと)つながる」、「(地域で)みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。

1) 重点的取組事項

①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア フレイル予防・介護予防の普及啓発等

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、ICTを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

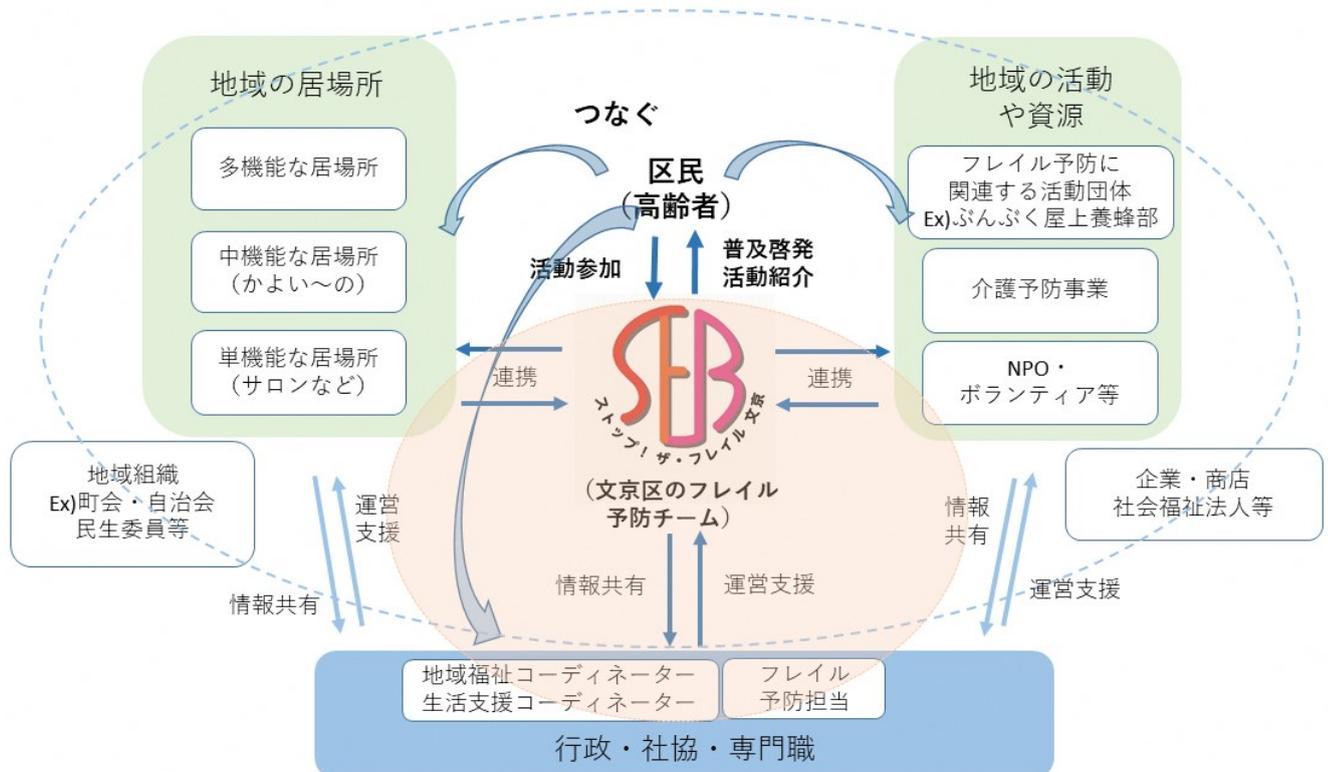
さらに、住民主体の通いの場において、介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体の取組を積極的に支援し、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

ウ 医療専門職等による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

さらに、保健師や看護師等の専門職による住民主体の通いの場や自主グループ活動団体等への積極的な関与により、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

【図表】 6-1 フレイル予防の展開イメージ



②地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ア 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの場等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

ウ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

③認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

ア 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人が自ら語る言葉や、希望を持って認知症の家族を介護する姿など、認知症の本人や介護者である家族の視点を重視した情報発信を積極的に行います。

さらに、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の機会を拡大します。

イ 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター（看護師）等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

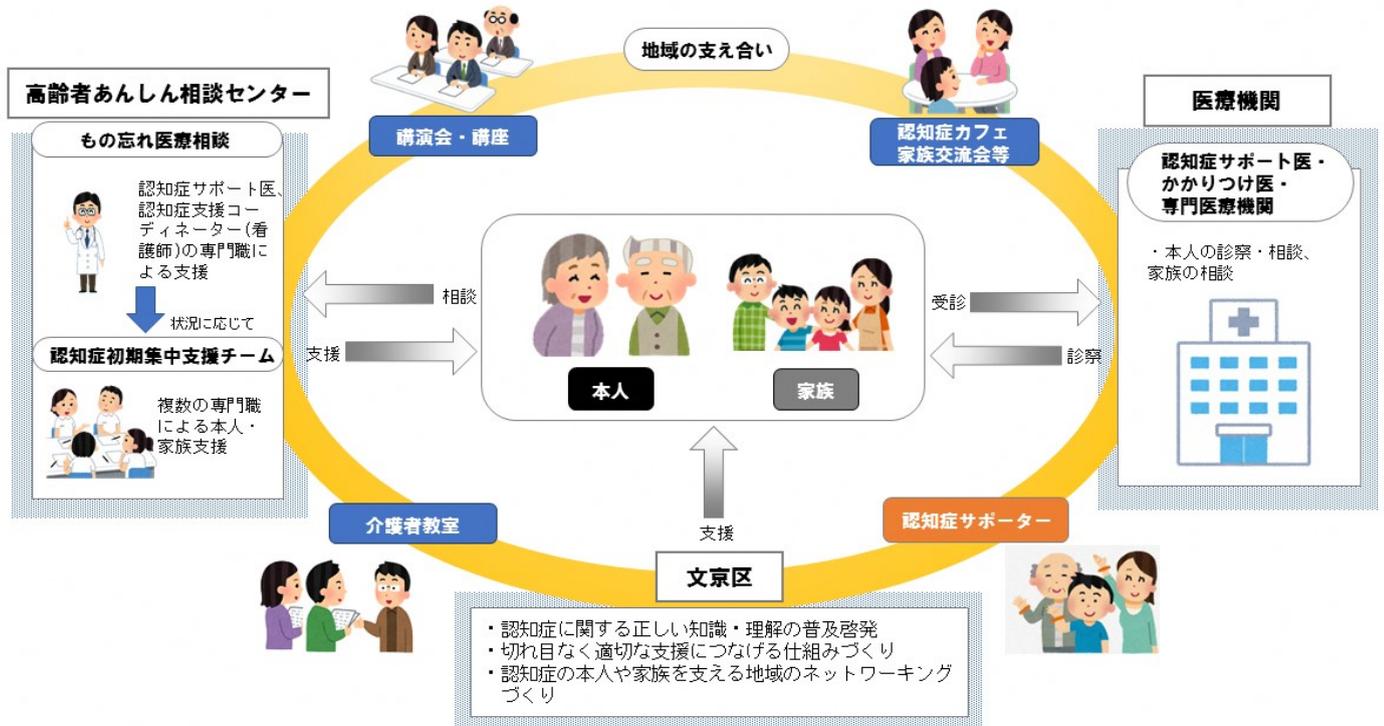
さらに、民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援に取り組むとともに、診断後のフォロー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などを定期的を開催するとともに、普段から認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制を充実させるため、認知症サポーターや区民等におけるボランティア活動の取組を推進します。

【図表】 6-2 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ



④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、在宅医療や介護サービスに関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者あんしん相談センター等における退院支援等の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護情報へのアクセス向上を図るため、地域医療連携情報誌の作成や利便性の高い情報検索システムの運用を行うとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催するとともに、かかりつけマップを活用し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師定着の取組を推進します。

さらに、高齢者あんしん相談センターや地区医師会に設置する在宅医療・介護連携を支援する相談窓口により、区民や地域の医療・介護関係者からの相談受付、連携調整、情報提供等を積極的に行うとともに、高齢者の退院や在宅療養の支援の取組を推進します。

イ 地域における医療・介護資源の把握等

区民の医療・介護情報へのアクセス向上と医療・介護関係者間のネットワークづくりのため、わかりやすい地域医療連携情報誌の作成を行うとともに、利便性の高い介護・医療機関情報検索システムの運用を行います。

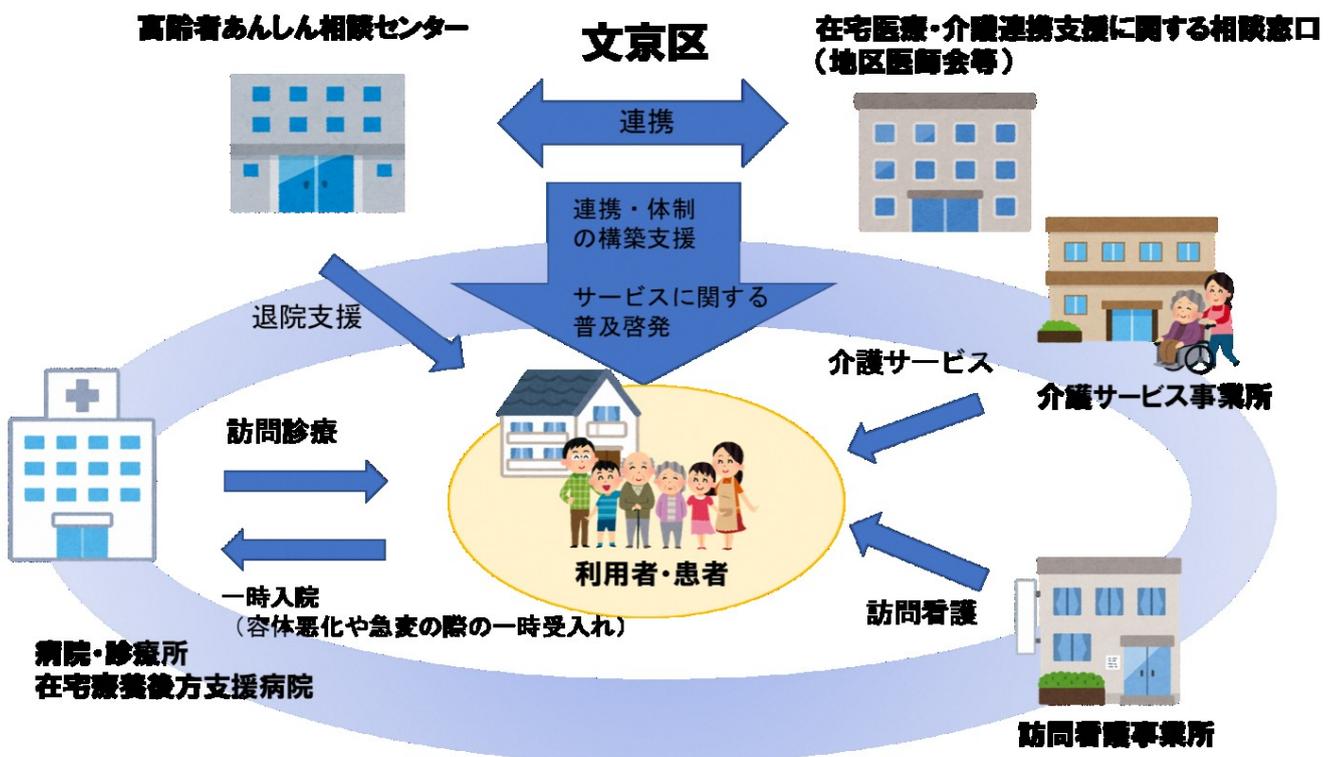
さらに、地域の医療・介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

ウ 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報共有システムの利用を促進するとともに、医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりの取組を推進します。

【図表】 6-3 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、他の関係機関との連携の強化を図ります。

ア 適切な人員体制の確保等

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするため、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制を整備します。

さらに、複雑・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

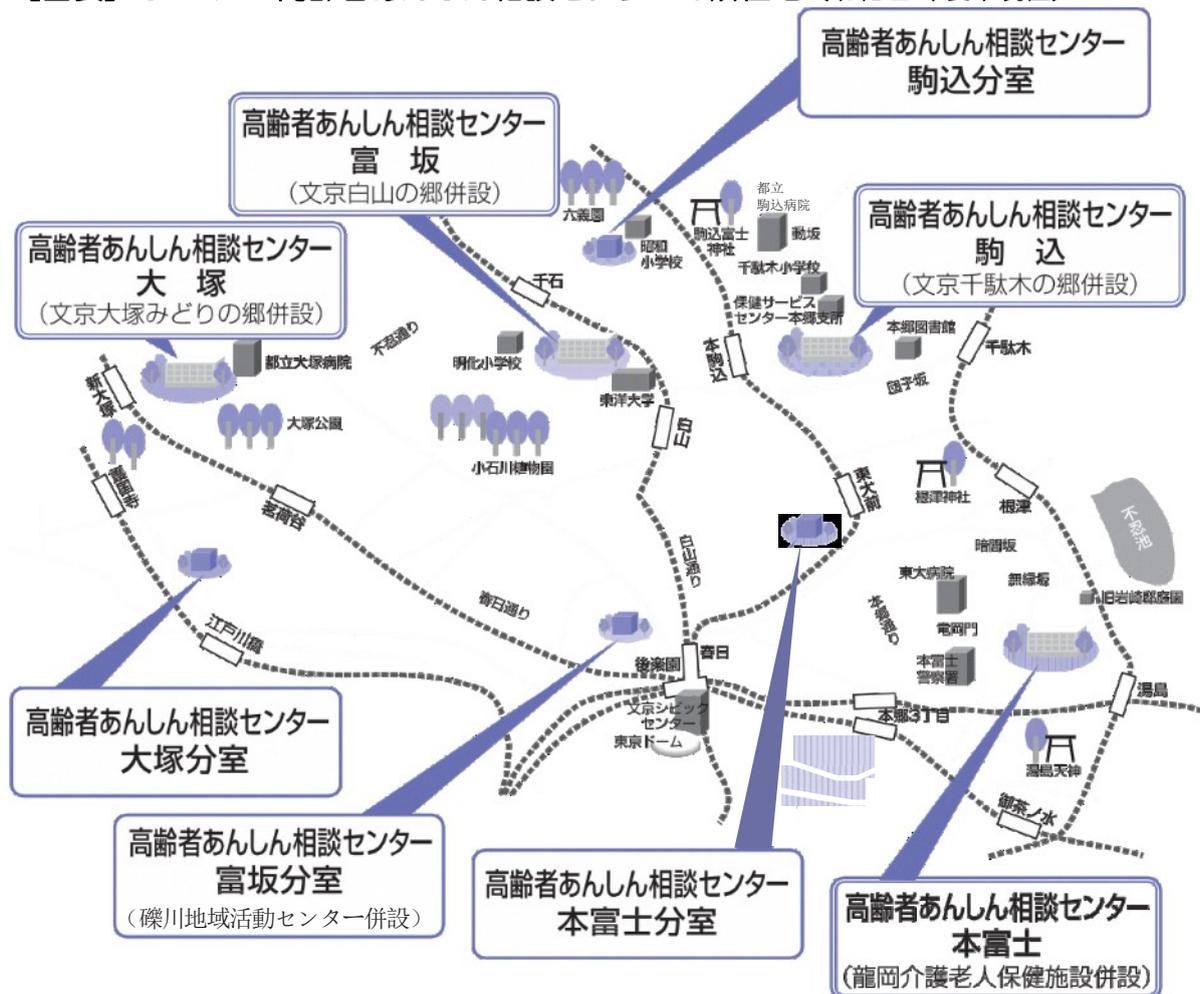
さらに、複雑・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ 他の相談支援機関等との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとともに、民生・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組を推進します。

さらに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携の強化を図ります。

【図表】6-4 高齢者あんしん相談センターの所在地（令和2年度末現在）



日常生活圏域	名称	所在地
富坂	高齡者あんしん相談センター富坂	白山五丁目16番3号
	高齡者あんしん相談センター富坂分室	小石川二丁目18番18号
大塚	高齡者あんしん相談センター大塚	大塚四丁目50番1号
	高齡者あんしん相談センター大塚分室	音羽一丁目15番12号
本富士	高齡者あんしん相談センター本富士	湯島四丁目9番8号
	高齡者あんしん相談センター本富士分室	西片二丁目19番15号
駒込	高齡者あんしん相談センター駒込	千駄木五丁目19番2号
	高齡者あんしん相談センター駒込分室	本駒込二丁目28番10号

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピア等の公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保

区内不動産店及び住宅オーナーの協力を仰ぎ、すまいる住宅登録事業において民間賃貸住宅の登録を進め、高齢者の住居の確保をすると同時に、住まいの協力店において、相談者に対し、適切な情報提供を行えるよう努めます。

また、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナーに対しては、居住者の見守り体制を整備することにより、住居提供への理解を促進します。

イ 文京区居住支援協議会の設置

文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会を設置し、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、高齢者に対する住まい方の支援の検討を行います。

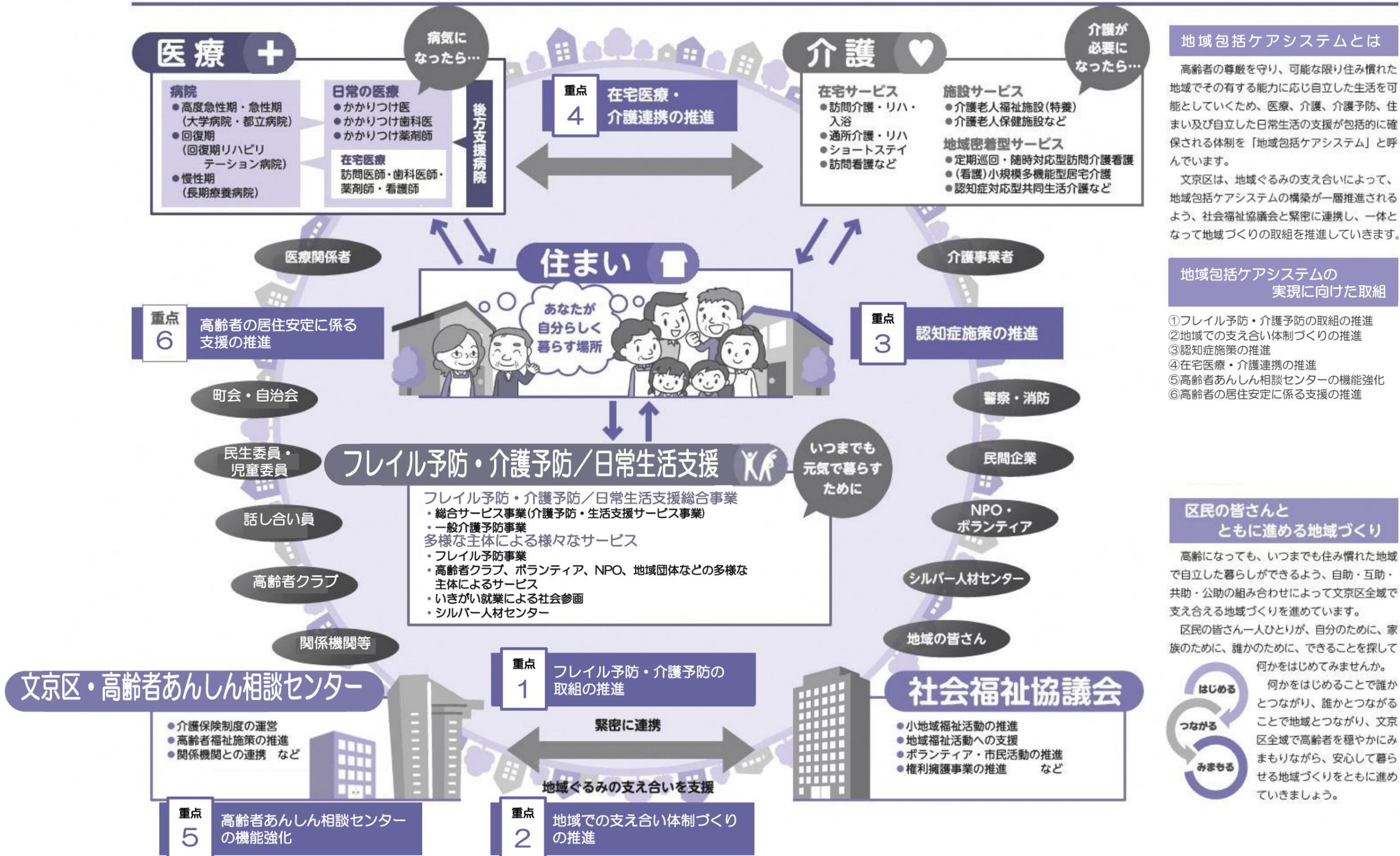
ウ 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピア等の適切な運営管理を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう相談支援、生活支援します。

都営住宅等の募集に関する情報提供を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

[資料] 地域包括ケアシステムのイメージ図 (案)

～ 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりの実現 ～



地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域づくりの取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの 実現に向けた取組

- ①フレイル予防・介護予防の取組の推進
- ②地域での支え合い体制づくりの推進
- ③認知症施策の推進
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化
- ⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんと ともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめませんか。

何かをはじめること誰かとつながり、誰かとつながること地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。

はじめる
つながる
みまもる



第7章

地域支援事業の推進

第7章 地域支援事業の推進

1 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

本区の地域支援事業は、介護保険法に基づく、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されています。

【図表】 7-1 地域支援事業の全体像

1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 総合サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	① 訪問型サービス ② 通所型サービス ③ 短期集中予防サービス ④ 介護予防ケアマネジメント
	(2) 一般介護予防事業	① 介護予防把握事業 ② 介護予防普及啓発事業 ③ 地域介護予防活動支援事業 ④ 一般介護予防事業評価事業 ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
2 包括的支援事業	(1) 高齢者あんしん相談センターの運営 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進 (4) 生活支援体制整備事業 (地域での支え合い体制づくりの推進) (5) 地域ケア会議の推進	
3 任意事業	(1) 介護給付等費用適正化事業	① 給付費通知 ② 事業者指導事業
	(2) 家族介護支援事業	① 家族交流会・介護者教室 ② 認知症高齢者等見守り事業
	(3) その他の事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 住宅改修支援事業

2

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本事業は、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援者及び基本チェックリストで判定された対象者に対して必要な支援を行う「総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と、第1号被保険者に対して体操等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成され、本区においては、平成28年10月1日から事業を開始しました。

なお、要介護・要支援状態等になるおそれの高い状態にあると認められる総合サービス事業対象者については、高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効果的に実施していきます。

1) 総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）

① 訪問型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、ホームヘルパー等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助のサービスを、個々の利用者の状況に応じて行うことにより、自立した生活を送ることができることを目指し支援を行います。

【図表】7-2 訪問型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
訪問型サービス	4,728人	4,850人	4,733人

【図表】7-3 訪問型サービス実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型サービス	4,934人	5,062人	5,156人

② 通所型サービス

高齢者あんしん相談センターの介護予防ケアマネジメント等に基づき、デイサービス事業所において食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供し、心身機能の維持向上を図ります。

【図表】 7-4 通所型サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
通所型サービス	9,038人	9,136人	9,111人

【図表】 7-5 通所型サービス実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービス	9,524人	9,628人	9,733人

③ 短期集中予防サービス

基本チェックリストにより生活機能等の低下が見られる方に対し、要介護・要支援状態になることを予防するため、以下の事業を行います。

ア 複合型プログラム事業

理学療法士や作業療法士等の指導による、筋力トレーニング、バランストレーニング、ストレッチなどの体操に加え、栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。

一部の会場では、高齢者用マシンを使用した運動も行います。

イ 訪問型プログラム事業

介護予防ケアマネジメントを実施し事業の必要があるとされた場合に、理学療法士、柔道整復師等が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。

【図表】 7-6 短期集中予防サービス実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
複合型プログラム事業 （体操＋栄養＋口腔）	220人	179人	257人
複合型プログラム事業 （マシン運動・体操＋栄養＋口腔）	87人	70人	50人
訪問型プログラム事業	0人	0人	4人
合 計	307人	249人	311人

【図表】 7-7 短期集中予防サービス実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
複合型プログラム事業 （体操＋栄養＋口腔）	300人	300人	300人
複合型プログラム事業 （マシン運動・体操＋栄養＋口腔）	60人	60人	60人
訪問型プログラム事業	4人	4人	4人
合 計	364人	364人	364人

④ 介護予防ケアマネジメント

高齢者あんしん相談センターは、総合サービス事業の対象者がホームヘルプサービスやデイサービス又は短期集中予防サービスの利用を希望する場合に、対象者の心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を作成・交付します。

サービス利用開始後は、対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス提供事業者等との調整や助言を行います。

【図表】 7-8 介護予防ケアマネジメント実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
介護予防ケアマネジメント	8,695人	8,400人	7,856人

※短期集中予防サービス（介護予防事業）に係る介護予防ケアマネジメントも含む。

【図表】 7-9 介護予防ケアマネジメント実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント	8,552人	8,723人	8,897人

1) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に、「基本チェックリスト¹」を送付し、生活機能に低下が見られるか把握するとともに、自分の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。

【図表】7-10 介護予防把握事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
調査票発送者数	11,271人	4,477人	3,923人
調査票有効回答者数	7,961人	2,063人	2,059人
短期集中予防サービス対象者数	2,031人	502人	506人

【図表】7-11 介護予防把握事業実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査票発送者数	12,441人	6,612人	6,612人
調査票有効回答者数	8,833人	4,695人	4,695人
短期集中予防サービス対象者数	2,047人	1,221人	1,221人

※介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の方に送付。令和3年度を調査初年度(4・5年度は未回答者への送付)とする3年間の調査を実施するものとして推計。

※令和4・5年度の短期集中予防サービスへの参加案内は、当該年度の対象者だけでなく、令和3年度の調査で対象となった方にも行う。

1 基本チェックリスト 要介護状態とならず元気な生活を送るため、運動機能・口腔機能などの生活機能の低下や低栄養状態を早期に発見することを目的とした「健康質問調査票」のこと。

② 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。

【図表】 7-12 介護予防普及啓発事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
文の京介護予防体操	1,024人	1,033人	495人
介護予防教室	1,215人	952人	630人
介護予防講演会	447人	296人	300人
出前講座	158人	93人	80人
介護予防展	1,334人	0人	1,250人
合 計	4,178人	2,374人	2,755人

【図表】 7-13 介護予防普及啓発事業実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操	1,150人	1,160人	1,170人
介護予防教室	1,106人	1,106人	1,106人
介護予防講演会	300人	300人	300人
出前講座	80人	80人	80人
介護予防展	1,250人	1,250人	1,250人
合 計	3,886人	3,896人	3,906人

③ 地域介護予防活動支援事業

ア 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防体操ボランティア指導員等の養成を図ります。

【図表】 7-14 介護予防ボランティア指導者等の登録者数実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
文の京介護予防体操推進リーダー	102人	97人	90人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	33人	30人	30人
脳の健康教室サポーター	23人	19人	19人
合 計	158人	146人	139人

【図表】 7-15 介護予防ボランティア指導者等の新規養成者数実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文の京介護予防体操推進リーダー	10人	10人	10人
転倒骨折予防体操ボランティア指導員	5人	5人	5人
脳の健康教室サポーター	—	—	—
合 計	15人	15人	15人

※脳の健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合に実施。

イ 通いの場への運営支援

介護予防のための体操とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）による住民主体の通いの場への運営支援を行います。

【図表】 7-16 通いの場への運営支援実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
通いの場運営団体数	26団体	28団体	27団体

【図表】 7-17 通いの場への運営支援実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通いの場運営団体数	29団体	32団体	35団体

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業については、高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うとともに、区の事業評価制度を活用して評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職等が、高齢者あんしん相談センターと連携しながら地域ケア会議、住民運営の通いの場等における取組を総合的に支援します。

具体的には、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチし、高齢者の有する能力を評価し改善の方向性の助言などを行います。

3

包括的支援事業

高齢者あんしん相談センターでは、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント等を行っています。

詳しくは、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で述べています。(P.164～166 参照)

また、包括的支援事業では、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行います。

1) 高齢者あんしん相談センターの運営

令和元年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の 25.0%にあたる 10,724 人に対し、延べ 39,286 件の相談・支援を行っています。

今後もセンターの認知度向上に取り組むとともに、高齢者の地域の身近な総合相談窓口としての機能を強化します。

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第 140 条の 66 に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所掌する地域包括ケア推進委員会に報告します。

なお、個人情報の取扱いについては、介護保険法の規定により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられるとともに、「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

【図表】 7-18 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和5年度
高齢者人口	42,830人	42,959人	43,221人	43,887人
相談実人数	10,983人	10,724人	10,870人	11,308人
相談総件数	37,874人	39,286人	40,967人	46,010人
電話	16,349人	18,469人	19,197人	21,381人
訪問	11,578人	11,403人	12,030人	13,911人
来所	7,618人	7,125人	7,453人	8,437人
その他	2,329人	2,289人	2,287人	2,281人

※高齢者人口は、平成 30～令和 2 年度は 1 月 1 日付住民基本台帳人口、令和 5 年度は推計。

※令和 2 年度の相談実人数及び相談総件数は見込。

※以下2)～5)については、「第6章 地域包括ケアシステムの推進」の「1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組」の中で述べています。(P.105～112 参照)

- 2) 在宅医療・介護連携の推進
- 3) 認知症施策の推進
- 4) 生活支援体制整備事業（地域での支え合い体制づくりの推進）
- 5) 地域ケア会議の推進

4 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を実施します。

1) 介護給付等費用適正化事業の実施

① 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 介護給付の適正化」の中で述べています。（P.174 参照）

② 事業者指導事業

介護保険サービス事業所に対しては、適切な介護サービスを確保するために、介護給付解釈に関する研修会などで集団指導を行い、法制度等の正しい理解を促しています。さらに、事業所を訪問し、人員・運営等の基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について確認し、必要に応じて指導等を行っています。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を定期的に行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「第9章 介護保険制度の運営」の「2 介護給付の適正化」の中で述べています。（P.228～230 参照）

【図表】 7-19 介護給付等費用適正化事業実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
給付費通知	14,229回	14,422回	14,664回
事業者指導事業	31回	30回	30回

【図表】 7-20 介護給付等費用適正化事業実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付費通知	15,512回	15,899回	16,296回
事業者指導事業	30回	30回	30回

2) 家族介護支援事業の実施

① 認知症家族交流会及び認知症介護者教室の実施

認知症介護者の情報交換やストレス軽減のための場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護の方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-21 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実績

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	15回	16回

【図表】 7-22 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	16回	16回	16回

② 認知症高齢者等見守り事業の実施

認知症の症状による高齢者等の行方不明発生の防止、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進することにより、認知症高齢者等が外出しやすい環境を整えるとともに、介護を行う家族や支援者の負担軽減を図ります。

ア ただいま！支援登録

本人や家族からの申請により登録し、認知症の症状により行方不明になる場合に備え、区、高齢者あんしん相談センター及び区内4警察署で情報共有を行います。

イ ただいま！支援SOSメール

「ただいま！支援登録」による登録者等が行方不明となった際、あらかじめ登録した地域の協力事業者・協力サポーターへ電子メールを一斉配信し、可能な範囲内で捜索の協力を依頼します。

ウ 靴用ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付

行方不明となった認知症高齢者等の発見時、速やかな身元判明に役立つ靴用反射ステッカー及び衣服用アイロンシールの配付を行います。

エ 「うちに帰ろう」模擬訓練

地域での対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生から保護までの流れを地域で模擬的に体験する「うちに帰ろう」模擬訓練を推進します。

オ 高齢者徘徊探索サービス事業

民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの利用に対して、申込に係る経費の助成を行います。

3) その他事業の実施

① 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用が必要にもかかわらず、申立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第32条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

② 住宅改修支援事業の実施

要介護や要支援の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど介護に必要な小規模な住宅改修を行う場合、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が住宅改修に関する相談に応じます。

また、ケアマネジャーがいない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の補助を行います。

【図表】7-23 住宅改修支援事業実績

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
住宅改修支援事業(補助)	47件	32件	60件

【図表】7-24 住宅改修支援事業実施見込

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修支援事業(補助)	60件	60件	60件



第8章

介護保険事業の現状と 今後の見込み

1 第1号被保険者数の実績と推計

第1号被保険者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、今後も増加すると見込んでいます。

その内訳を見てみると、令和2年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）の減少を上回る形で、後期高齢者（75歳以上）の人数が増加すると見込んでいます。

【図表】8-1 第1号被保険者数の実績と推計①

(単位：人)

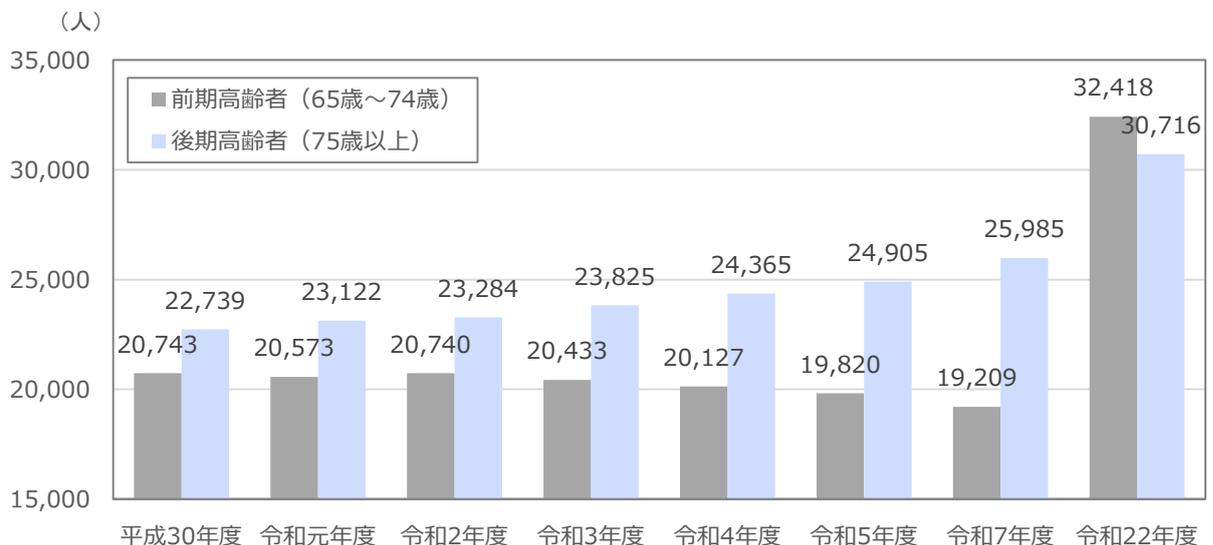
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者 (65歳以上)		43,482	43,695	44,024	44,258	44,492	44,725	45,194	63,134
内訳	前期高齢者 (65歳～74歳)	20,743	20,573	20,740	20,433	20,127	19,820	19,209	32,418
	後期高齢者 (75歳以上)	22,739	23,122	23,284	23,825	24,365	24,905	25,985	30,716

※住所地特例者を含む。

※平成30年度から令和2年度までは8月31日時点の実績。令和3年度以降は推計。

資料：介護保険事業状況報告月報（各年8月末現在）

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績と推計②



※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者。

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者。

※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

2

要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和5年度まで増加すると見込んでいます。

その内訳を見てみると、平成30年度以降、前期高齢者（65歳～74歳）における認定者数と、後期高齢者（75歳以上）の認定者数がともに増加すると見込んでいます。

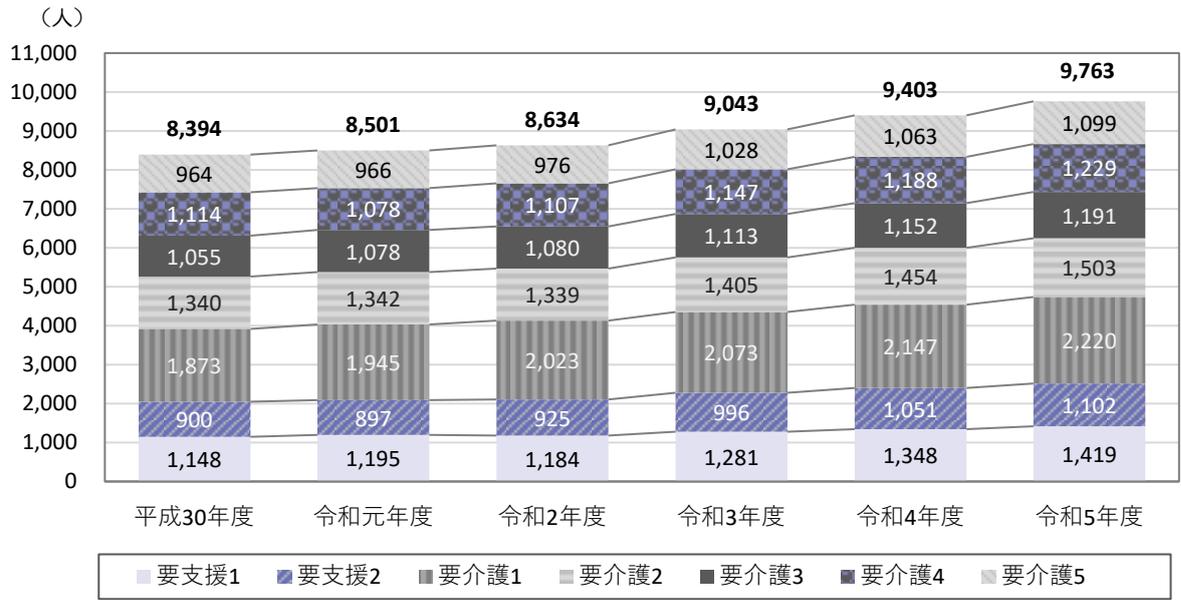
【図表】8-3 要介護・要支援認定者数の実績と推計①

(単位：人)

			合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
実績	平成30年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,394	1,148	900	1,873	1,340	1,055	1,114	964	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	789	126	101	166	143	77	89	87
			75歳以上 (後期高齢者)	7,435	1,012	774	1,676	1,158	970	1,003	842
	令和元年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,501	1,195	897	1,945	1,342	1,078	1,078	966	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	788	128	94	187	148	88	73	70
			75歳以上 (後期高齢者)	7,528	1,055	772	1,732	1,151	972	986	860
令和2年度	認定者数 (第1号及び第2号)	8,634	1,184	925	2,023	1,339	1,080	1,107	976		
	うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	805	125	117	176	142	104	62	79	
		75歳以上 (後期高齢者)	7,637	1,048	781	1,811	1,154	961	1,025	857	
推計	令和3年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,043	1,281	996	2,073	1,405	1,113	1,147	1,028	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	842	135	113	187	150	94	77	86
			75歳以上 (後期高齢者)	8,006	1,133	852	1,854	1,209	1,005	1,049	904
	令和4年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,403	1,348	1,051	2,147	1,454	1,152	1,188	1,063	
		うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	877	143	120	194	155	97	79	89
			75歳以上 (後期高齢者)	8,324	1,192	898	1,919	1,252	1,041	1,087	935
令和5年度	認定者数 (第1号及び第2号)	9,763	1,419	1,102	2,220	1,503	1,191	1,229	1,099		
	うち第1号	65歳～74歳 (前期高齢者)	911	150	125	201	161	100	83	91	
		75歳以上 (後期高齢者)	8,642	1,254	943	1,984	1,293	1,076	1,124	968	

※平成30年度から令和2年度までは8月31日時点の実績。

【図表】 8-4 要介護・要支援認定者数の実績と推計②



介護保険が対象とする事業は、要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び区が独自に実施する地域支援事業があります。

第7期計画と実績はそれぞれ次のようになっています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護1から5までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援1と2の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第7期計画に対する実績が96.5%となっており、概ね計画に沿ったものとなっています。

居宅サービス給付費におけるサービス別の計画比を見てみると、訪問リハビリテーションが112.9%、訪問看護が108.5%になっており、計画を上回っています。

一方、短期療養介護は78.4%、短期入所生活介護は78.8%になっており、計画より低くなりました。

また、介護予防居宅サービスでは、介護予防訪問看護が132.3%、介護予防支援が122.7%になっており、計画を上回る一方、介護予防短期入所生活介護は65.8%となっており、計画を下回っています。

※図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合があります。

【図表】 8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	308,561回	304,541回	305,112回	918,214回	1,020,600回	90.0%
	22,574人	22,477人	22,070人	67,121人	72,900人	92.1%
訪問入浴介護	9,470回	9,093回	9,404回	27,967回	33,000回	84.7%
	1,956人	1,882人	1,892人	5,730人	6,600人	86.8%
訪問看護	82,576回	88,306回	96,758回	267,640回	238,413回	112.3%
	13,517人	14,236人	14,884人	42,637人	39,084人	109.1%
訪問リハビリテーション	7,610回	8,311回	8,478回	24,399回	25,250回	96.6%
	1,443人	1,567人	1,531人	4,541人	4,764人	95.3%
居宅療養管理指導	48,406人	51,462人	52,890人	152,758人	137,316人	111.2%
通所介護	148,578回	157,244回	144,966回	450,788回	469,152回	96.1%
	15,948人	16,246人	14,679人	46,873人	52,128人	89.9%
通所リハビリテーション	25,562回	28,652回	26,025回	80,239回	71,988回	111.5%
	3,755人	4,096人	3,430人	11,281人	10,284人	109.7%
短期入所生活介護	32,639日	31,122日	28,323日	92,084日	117,129日	78.6%
	3,866人	3,764人	2,898人	10,528人	12,708人	82.8%
短期入所療養介護	5,933日	5,424日	3,006日	14,363日	17,856日	80.4%
	734人	688人	283人	1,705人	2,232人	76.4%
特定施設入居者生活介護	12,014人	12,378人	12,462人	36,854人	38,268人	96.3%
福祉用具貸与	27,561人	28,460人	29,245人	85,266人	86,460人	98.6%
特定福祉用具販売	542人	542人	570人	1,654人	1,740人	95.1%
住宅改修	418人	458人	406人	1,282人	1,260人	101.7%
居宅介護支援	41,080人	41,573人	41,771人	124,424人	127,152人	97.9%

【図表】 8-6 居宅サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
訪問介護	1,536,992	1,543,945	1,576,333	4,657,270	5,056,955	92.1%
訪問入浴介護	121,295	118,677	124,703	364,675	421,404	86.5%
訪問看護	648,291	684,200	761,115	2,093,606	1,930,277	108.5%
訪問リハビリテーション	50,248	57,285	60,872	168,405	149,176	112.9%
居宅療養管理指導	333,563	352,031	358,359	1,043,953	946,696	110.3%
通所介護	1,109,580	1,131,800	1,075,529	3,316,909	3,491,759	95.0%
通所リハビリテーション	215,075	238,420	198,110	651,605	612,054	106.5%
短期入所生活介護	286,410	273,725	231,802	791,938	1,005,333	78.8%
短期入所療養介護	66,896	63,155	26,164	156,215	199,313	78.4%
特定施設入居者生活介護	2,346,272	2,385,882	2,425,124	7,157,278	7,494,532	95.5%
福祉用具貸与	387,269	388,260	406,501	1,182,030	1,225,575	96.4%
特定福祉用具販売	15,888	15,245	15,387	46,520	50,622	91.9%
住宅改修	31,851	36,166	33,168	101,186	111,141	91.0%
居宅介護支援	621,881	630,939	633,582	1,886,402	1,893,102	99.6%
合計	7,771,512	7,919,730	7,926,750	23,617,992	24,587,939	96.1%

【図表】 8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防 訪問入浴介護	16回	18回	0回	34回	0回	0.0%
	7人	8人	0人	15人	0人	0.0%
介護予防訪問看護	5,632回	7,902回	10,356回	23,890回	14,688回	162.6%
	1,309人	1,778人	2,313人	5,400人	3,672人	147.1%
介護予防訪問 リハビリテーション	999回	998回	1,208回	3,205回	3,348回	95.7%
	227人	213人	226人	666人	744人	89.6%
介護予防 居宅療養管理指導	3,386人	3,874人	4,161人	11,421人	9,960人	114.7%
介護予防通所 リハビリテーション	803人	828人	632人	2,263人	2,316人	97.7%
介護予防 短期入所生活介護	503日	375日	300日	1,178日	1,944日	60.6%
	106人	84人	57人	247人	324人	76.1%
介護予防 短期入所療養介護	6日	3日	0日	9日	0日	0.0%
	1人	1人	0人	2人	0人	0.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,376人	1,399人	1,368人	4,143人	3,876人	106.9%
介護予防 福祉用具貸与	5,873人	6,292人	7,020人	19,185人	17,532人	109.4%
介護予防 特定福祉用具販売	140人	167人	123人	430人	504人	85.3%
介護予防住宅改修	187人	227人	148人	562人	552人	101.8%
介護予防支援	7,339人	8,111人	8,946人	24,396人	19,920人	122.5%

【図表】 8-8 介護予防居宅サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防訪問入浴介護	139	156	0	295	0	0.0%
介護予防訪問看護	39,871	55,424	74,120	169,414	128,028	132.3%
介護予防訪問 リハビリテーション	6,194	6,450	8,111	20,756	21,587	96.1%
介護予防居宅療養 管理指導	21,032	23,939	24,722	69,694	61,396	113.5%
介護予防通所 リハビリテーション	28,112	27,762	21,126	77,000	78,833	97.7%
介護予防 短期入所生活介護	3,282	2,542	1,999	7,823	11,881	65.8%
介護予防 短期入所療養介護	49	28	0	77	0	0.0%
介護予防特定施設 入居者生活介護	98,387	95,231	95,379	288,997	265,562	108.8%
介護予防福祉用具貸与	26,718	28,184	32,525	87,427	82,279	106.3%
介護予防 特定福祉用具販売	2,943	3,856	3,450	10,249	12,446	82.3%
介護予防住宅改修	16,513	19,667	15,699	51,879	51,714	100.3%
介護予防支援	36,790	40,805	44,833	122,428	99,761	122.7%
合 計	280,031	304,044	321,963	906,038	813,487	111.4%

【図表】 8-9 居宅サービス給付費と介護予防居宅サービス給付費の合計

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
居宅サービス給付費 +介護予防居宅サービス 給付費	8,051,543	8,223,774	8,248,714	24,524,030	25,401,426	96.5%

2) 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。

施設サービスにおける給付費は、第7期計画に対する実績が88.6%となっており、計画を下回っています。

施設サービス給付費におけるサービス別の実績を見てみると、どのサービスも、計画を下回っています。

【図表】 8-10 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度(見込) 実績	第7期実績 実績	第7期計画 計画	計画比
介護老人福祉施設	7,254人	7,093人	7,469人	21,816人	24,960人	87.4%
介護老人保健施設	3,777人	3,910人	3,893人	11,580人	13,812人	83.8%
介護療養型医療施設	890人	738人	478人	2,106人	2,792人	75.4%

【図表】 8-11 施設サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度(見込) 実績	第7期実績 実績	第7期計画 計画	計画比
介護老人福祉施設	1,897,245	1,885,292	2,037,829	5,820,366	6,410,412	90.8%
介護老人保健施設	1,056,833	1,131,448	1,167,039	3,355,320	3,838,357	87.4%
介護療養型医療施設	305,022	269,629	187,253	761,904	962,989	79.1%
合計	3,259,100	3,286,369	3,392,121	9,937,590	11,211,758	88.6%

3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密に介護サービスを提供しています。

地域密着型サービスにおける給付費は、第7期計画に対する実績が81.6%となっており、計画を下回っています。

そのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び認知症対応型通所介護における実績の差は、整備の年度が、計画年度より後ろにずれ込んだことによるものです。

更に、夜間対応型訪問介護については、令和元年度は、事業所の報酬請求の都合で、統計上の利用人数が減少しました。

【図表】8-12 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	558人	613人	588人	1,759人	2,424人	72.5%
夜間対応型訪問介護	427人	299人	383人	1,109人	1,584人	70.0%
認知症対応型通所介護	14,031回	11,572回	10,695回	36,298回	67,080回	54.1%
	1,537人	1,300人	1,115人	3,952人	6,708人	58.9%
小規模多機能型 居宅介護	857人	1,042人	1,232人	3,131人	3,552人	88.1%
看護小規模多機能型 居宅介護	296人	309人	308人	913人	971人	94.0%
認知症対応型 共同生活介護	1,597人	1,659人	1,828人	5,084人	5,388人	94.4%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	200人	203人	787人	1,190人	1,620人	73.5%
介護予防認知症対応型 通所介護	0回	0回	0回	0回	0回	0.0%
	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
介護予防小規模 多機能型居宅介護	21人	26人	100人	147人	85人	172.9%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
地域密着型通所介護	64,301回	61,827回	57,501回	183,629回	226,632回	81.0%
	9,759人	9,184人	7,811人	26,754人	32,376人	82.6%

【図表】 8-13 地域密着型サービス給付費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	83,978	94,443	97,276	275,697	368,052	74.9%
夜間対応型訪問介護	20,038	16,531	21,917	58,487	63,924	91.5%
認知症対応型通所介護	149,234	123,802	109,188	382,224	630,595	60.6%
小規模多機能型 居宅介護	179,946	215,008	257,088	652,042	800,379	81.5%
看護小規模多機能型 居宅介護	79,409	89,357	92,261	261,026	250,576	104.2%
認知症対応型 共同生活介護	419,157	435,201	486,583	1,340,941	1,399,910	95.8%
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	53,897	55,540	207,272	316,709	399,838	79.2%
地域密着型通所介護	404,637	386,737	358,779	1,150,153	1,529,543	75.2%
介護予防認知症対応型 通所介護	0	-	0	0	0	0.0%
介護予防小規模多機能 型居宅介護	1,341	1,517	8,617	11,474	7,545	152.1%
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	-	0	0	0	0.0%
合 計	1,391,636	1,418,136	1,638,981	4,448,754	5,450,362	81.6%

4) 地域支援事業

地域支援事業全体の計画比は、3年間で91.6%となっており、概ね順調に推移しています。

●介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行するとともに、介護予防事業を再編しました。

介護予防・生活支援サービス事業については、訪問介護及び通所介護の双方のサービスで、計画値を上回る利用があり、事業が定着してきています。

介護予防事業については、平成27年度に、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に健康質問調査票を送付する二次予防事業対象者把握事業を実施し、要介護状態となる恐れの高い高齢者に対して二次予防事業への参加勧奨に努めました。

平成27年度に厚生労働省が策定した介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにおいて、健康質問調査票は必ずしも全件送付する位置づけではなくなりましたが、本区の85歳以上の要介護認定率の実績を踏まえ、平成28年度以降も介護予防把握事業として、75歳以上84歳以下の高齢者に対し健康質問調査票の送付による調査を継続しています。

調査は3年間で1サイクルとして実施し、調査初年度の平成27年度は全件を対象、平成28・29年度は未回答者を対象とするため、年度による実績の差があり計画を下回っていますが、調査結果に応じ高齢者あんしん相談センターが介護予防ケアマネジメントを行い、短期集中予防サービスをはじめとする適切な事業に勧奨して、要介護状態となることを未然に防ぐための事業展開を図っています。

一般介護予防事業においては、文の京介護予防体操の地域会場の新設や二部制の導入により、事業への参加者は増加しています。

また、平成29年度より地域介護予防活動支援事業として通いの場を開始し、計画を大きく上回りました。

これらの様々な取組により介護予防の推進を図っています。

●包括的支援事業

在宅医療・介護連携の推進については、地域支援事業としてではなく、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業費補助金や在宅療養推進事業費補助金を活用し、在宅療養支援連携相談窓口事業や地域資源マップの作成などを実施しました。

生活支援サービスの体制整備については、計画では平成29年度から生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することとしていましたが、平成28年度から日常生活圏域ごとに2人の計8人を配置したため、計画を上回っています。

●任意事業

成年後見制度利用支援事業については、計画を下回っていますが、引き続き制度の普及・啓発及び利用促進に努めていきます。

【図表】 8-14 地域支援事業費

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	第7期実績	第7期計画	計画比
	実績	実績	実績	実績	計画	
介護予防・日常生活支援総合事業	464,234	449,763	464,721	1,465,360	1,378,718	94.1%
総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)	410,210	403,401	408,200	1,221,812	1,283,427	95.2%
訪問型サービス	79,952	83,116	85,506	248,574	221,556	112.2%
通所型サービス	233,213	231,798	238,636	703,648	755,214	93.2%
短期集中予防サービス	50,542	43,069	35,740	129,351	154,074	84.0%
介護予防ケアマネジメント	44,457	42,807	45,285	132,550	147,731	89.7%
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	1,222	1,760	2,157	5,139	2,448	209.9%
審査支払手数料	824	850	726	2,550	2,404	106.1%
一般介護予防事業	54,024	46,361	56,521	156,906	181,933	86.2%
介護予防把握事業	8,781	4,676	6,242	19,698	27,137	72.6%
介護予防普及啓発事業	38,862	34,719	40,482	114,063	129,066	88.4%
地域介護予防活動支援事業	6,338	6,858	9,401	22,596	24,430	92.5%
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0	0	0.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	43	109	396	548	1,300	42.2%
包括的支援事業	288,106	280,531	318,982	887,619	1,014,715	87.5%
高齢者あんしん相談センターの運営	250,724	245,291	274,833	770,848	857,199	89.9%
在宅医療・介護連携の推進	0	0	0	0	24,720	0.0%
認知症施策の推進	5,760	5,709	7,886	19,355	28,329	68.3%
生活支援体制整備事業	23,487	21,104	26,623	71,214	75,484	94.3%
地域ケア会議の推進	8,135	8,426	9,640	26,202	28,983	90.4%
任意事業	5,360	7,826	9,024	22,209	18,288	121.4%
介護給付等費用適正化事業	1,773	1,860	2,081	5,714	6,942	82.3%
給付費通知	1,305	1,355	1,535	4,195	4,197	100.0%
介護保険事業者等指導事務	468	505	546	1,518	2,745	55.3%
家族介護支援事業	2,155	1,735	2,007	5,897	7,962	74.1%
認知症家族交流会・介護者教室	480	597	652	1,729	1,890	91.5%
認知症高齢者等見守り事業	1,675	1,138	1,355	4,168	6,072	68.6%
その他の事業	1,432	4,231	4,936	10,599	3,384	313.2%
成年後見制度利用支援事業	1,338	4,167	4,816	10,321	2,784	370.7%
住宅改修支援事業	94	64	120	278	600	46.3%
合計	757,700	738,119	792,727	2,288,546	2,498,363	91.6%

4

第8期計画（令和3～5年度）の介護サービス利用見込

過去の利用実績（利用人数、利用回数）、給付費、高齢者数・認定者数の将来推計、介護基盤年度別整備計画及び介護サービス利用者の動向等进行分析し、第8期計画の介護サービス利用見込みを推計しています。

1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

ア 訪問介護

- ・訪問介護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	308,561	304,541	305,112	551,794	568,182	580,183	639,473
延べ利用人数	22,574	22,477	22,070	23,016	23,580	24,108	26,712
給付費(千円)	1,536,992	1,543,945	1,576,333	1,823,648	1,877,702	1,915,505	2,112,368

イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・訪問入浴介護は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問入浴介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

訪問入浴介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	9,470	9,093	9,404	10,038	10,243	10,432	12,097
延べ利用人数	1,956	1,882	1,892	1,968	2,004	2,040	2,364
給付費(千円)	121,295	118,677	124,703	132,525	135,269	137,761	159,777

介護予防 訪問入浴介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	16	18	0	0	0	0	0
延べ利用人数	7	8	0	0	0	0	0
給付費(千円)	139	156	0	0	0	0	0

ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

- ・訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問看護は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	82,576	88,306	96,758	176,309	179,994	184,984	203,724
延べ利用人数	13,517	14,236	14,884	15,516	15,840	16,272	17,940
給付費(千円)	648,291	684,200	761,115	861,283	879,300	903,567	994,262

介護予防 訪問看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	5,632	7,902	10,356	23,526	24,054	24,205	29,052
延べ利用人数	1,309	1,778	2,313	2,472	2,520	2,544	3,000
給付費(千円)	39,871	55,424	74,120	88,011	89,978	90,552	108,631

エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防訪問リハビリテーションは、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

訪問リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	7,610	8,311	8,478	22,502	23,622	25,421	28,516
延べ利用人数	1,443	1,567	1,531	1,596	1,680	1,812	2,028
給付費(千円)	50,248	57,285	60,872	68,019	71,421	76,868	86,234

介護予防訪問リ ハビリテーシ ョン	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	999	998	1,208	3,096	3,403	3,710	4,171
延べ利用人数	227	213	226	240	264	288	324
給付費(千円)	6,194	6,450	8,111	8,843	9,737	10,630	11,970

才 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防居宅療養管理指導は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅療養 管理指導	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	48,406	51,462	52,890	55,152	55,200	56,040	58,800
給付費(千円)	333,563	352,031	358,359	688,807	689,448	699,515	735,754

介護予防 居宅療養 管理指導	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	3,386	3,874	4,161	4,452	4,560	4,680	4,800
給付費(千円)	21,032	23,939	24,722	45,305	46,379	47,607	48,834

力 通所介護

- ・通所介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	148,578	157,244	144,966	163,309	173,550	179,664	197,977
延べ利用人数	15,948	16,246	14,679	16,164	17,100	17,700	19,524
給付費(千円)	1,109,580	1,131,800	1,075,529	1,264,210	1,348,981	1,396,253	1,536,267

キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・通所リハビリテーションは、過去の利用実績が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防通所リハビリテーションは、過去の利用実績が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

通所リハビリ テーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	25,562	28,652	26,025	30,073	32,474	33,844	37,585
延べ利用人数	3,755	4,096	3,430	3,972	4,284	4,476	4,968
給付費(千円)	215,075	238,420	198,110	255,007	274,464	286,172	318,166

介護予防通所 リハビリテーション	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	803	828	632	672	804	840	1,020
給付費(千円)	28,112	27,762	21,126	21,481	26,379	27,143	33,292

ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・短期入所生活介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所生活介護は、過去の利用実績が減少していますが、今後はほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

短期入所 生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	32,639	31,122	28,323	33,887	34,699	35,881	41,106
延べ利用人数	3,866	3,764	2,898	3,624	3,720	3,840	4,416
給付費(千円)	286,410	273,725	231,802	302,422	309,461	320,552	367,451

介護予防短 期入所生活 介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	503	375	300	197	233	233	264
延べ利用人数	106	84	57	72	84	84	96
給付費(千円)	3,282	2,542	1,999	1,416	1,688	1,688	1,906

ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・短期入所療養介護は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防短期入所療養介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

短期入所 療養介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	5,933	5,424	3,006	5,350	6,692	7,961	9,287
延べ利用人数	734	688	283	588	720	840	972
給付費(千円)	66,896	63,155	26,164	61,589	77,258	92,407	107,687

介護予防短期 入所療養介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	6	3	0	0	0	0	0
延べ利用人数	1	1	0	0	0	0	0
給付費(千円)	49	28	0	0	0	0	0

コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定施設入居者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

特定施設 入居者生活 介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	12,014	12,378	12,462	12,960	13,656	15,180	16,680
給付費(千円)	2,346,272	2,385,882	2,425,124	2,631,839	2,770,417	3,080,926	3,381,741

介護予防特定 施設入居者生 活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,376	1,399	1,368	1,440	1,536	1,668	1,920
給付費(千円)	98,387	95,231	95,379	107,309	115,177	125,605	143,971

サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- ・福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、今後は増加すると見込んでいます。
- ・介護予防福祉用具貸与は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。

実績と計画

福祉用具貸与	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	27,561	28,460	29,245	28,380	29,376	30,204	34,512
給付費(千円)	387,269	388,260	406,501	413,534	428,408	440,359	512,668

介護予防 福祉用具貸与	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	5,873	6,292	7,020	7,260	7,656	8,028	8,808
給付費(千円)	26,718	28,184	32,525	34,317	36,190	37,940	41,637

シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

- ・特定福祉用具販売は、過去の利用実績等より、継続して増加すると見込んでいます。
- ・介護予防特定福祉用具販売は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

特定福祉用具 販売	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	542	542	570	576	588	624	804
給付費(千円)	15,888	15,245	15,387	18,206	18,603	19,729	25,279

介護予防特定 福祉用具販売	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	140	167	123	120	144	168	228
給付費(千円)	2,943	3,856	3,450	3,002	3,607	4,213	5,734

ス 住宅改修・介護予防住宅改修

- ・住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防住宅改修は、介護サービス利用者の動向等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

住宅改修	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	418	458	406	468	480	504	684
給付費(千円)	31,851	36,166	33,168	38,962	39,912	42,015	57,015

介護予防 住宅改修	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	187	227	148	216	216	228	276
給付費(千円)	16,513	19,667	15,699	15,555	15,555	16,389	19,959

セ 居宅介護支援・介護予防支援

- ・居宅介護支援は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防支援は、介護サービス利用者の動向等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

居宅介護支援	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	41,080	41,573	41,771	41,688	43,164	44,376	49,884
給付費(千円)	621,881	630,939	633,582	646,730	669,829	688,525	779,171

介護予防支援	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	7,339	8,111	8,946	9,504	10,020	10,512	11,544
給付費(千円)	36,790	40,805	44,833	48,569	51,205	53,720	58,994

2) 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	第7期実績			第8期計画			令和7年度（第9期）推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	7,254	7,093	7,469	7,812	8,160	8,520	9,108
給付費(千円)	1,897,245	1,885,292	2,037,829	2,092,446	2,187,413	2,282,204	2,447,496

イ 介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設は、介護基盤年度別整備計画等より、今後も増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護老人保健施設	第7期実績			第8期計画			令和7年度（第9期）推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	3,777	3,910	3,893	3,948	4,260	4,380	5,004
給付費(千円)	1,056,833	1,131,448	1,167,039	1,199,766	1,292,991	1,330,268	1,521,702

ウ 介護療養型医療施設（介護医療院）

- ・介護療養型医療施設（介護医療院）は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は増加すると見込んでいます。

実績と計画

介護療養型医療施設（介護医療院）	第7期実績			第8期計画			令和7年度（第9期）推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	890	738	478	516	600	720	948
給付費(千円)	305,022	269,629	187,253	206,988	241,674	287,122	385,910

※介護療養型医療施設は、令和5年度末までに介護医療院への転換が予定されている。

3) 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。

実績と計画

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	558	613	588	600	780	1,020	1,200
給付費(千円)	83,978	94,443	97,276	109,295	149,285	190,529	228,760

イ 夜間対応型訪問介護

- 夜間対応型訪問介護は、過去の利用実績等が減少していますが、今後は横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

夜間対応型訪問介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	427	299	383	420	480	540	660
給付費(千円)	20,038	16,531	21,917	19,333	19,333	19,333	26,364

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- 認知症対応型通所介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- 介護予防認知症対応型通所介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認知症対応型通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	14,031	11,572	10,695	13,164	13,489	13,489	14,359
延べ利用人数	1,537	1,300	1,115	1,320	1,356	1,356	1,440
給付費(千円)	149,234	123,802	109,188	141,821	145,377	145,377	154,646

介護予防認知症対応型通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	0	0	0	0	0	0	0
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

工 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護は、過去の利用実績等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

小規模多機能型居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	857	1,042	1,232	1,356	1,488	1,536	2,064
給付費(千円)	179,946	215,008	257,088	294,740	321,260	331,290	449,907

介護予防小規模多機能型居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	21	26	100	96	96	96	120
給付費(千円)	1,341	1,517	8,617	6,027	6,027	6,027	7,534

才 看護小規模多機能型居宅介護

- ・看護小規模多機能型居宅介護は、介護基盤年度別整備計画等より、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

看護小規模多機能型居宅介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度(第9期)推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	296	309	308	336	336	348	432
給付費(千円)	79,409	89,357	92,261	102,047	102,047	104,441	131,330

力 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、増加すると見込んでいます。
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護サービス利用者の動向等より、第8期計画の利用を0と見込んでいます。

実績と計画

認知症対応型 共同生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	1,597	1,659	1,828	1,896	2,052	2,112	2,328
給付費(千円)	419,157	435,201	486,583	511,695	554,594	570,537	629,545

介護予防認知 症対応型 共同生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護基盤年度別整備計画等より、横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用人数	200	203	787	840	840	840	840
給付費(千円)	53,897	55,540	207,272	201,185	201,185	201,185	201,185

ク 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護は、過去の利用実績等より、横ばいで推移すると見込んでいます。

実績と計画

地域密着型 通所介護	第7期実績			第8期計画			令和7年度 (第9期) 推計
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ利用回数	64,301	61,827	57,501	69,142	69,347	69,347	70,332
延べ利用人数	9,759	9,184	7,811	8,880	8,904	8,904	9,000
給付費(千円)	404,637	386,737	358,779	442,766	444,175	444,175	453,709

4) 共生型サービス

共生型サービスは、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の指定を受けている事業所が提供するサービスで、共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護のサービス類型に分かれます。

5) 給付費の実績と見込

【図表】 8-15 第7期計画（平成30～令和2年度）における給付費の実績

(単位：千円)

サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	合計	
居宅サービス	訪問介護	1,536,992	1,543,945	1,576,333	4,657,270	
	訪問入浴介護	121,295	118,677	124,703	364,675	
	訪問看護	648,291	684,200	761,115	2,093,606	
	訪問リハビリテーション	50,248	57,285	60,872	168,405	
	居宅療養管理指導	333,563	352,031	358,359	1,043,953	
	通所介護	1,109,580	1,131,800	1,075,529	3,316,909	
	通所リハビリテーション	215,075	238,420	198,110	651,605	
	短期入所生活介護	286,410	273,725	231,802	791,938	
	短期入所療養介護	66,896	63,155	26,164	156,215	
	特定施設入居者生活介護	2,346,272	2,385,882	2,425,124	7,157,278	
	福祉用具貸与	387,269	388,260	406,501	1,182,030	
	特定福祉用具販売	15,888	15,245	15,387	46,520	
	住宅改修	31,851	36,166	33,168	101,186	
	居宅介護支援	621,881	630,939	633,582	1,886,402	
	小計	7,771,512	7,919,730	7,926,750	23,617,992	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	139	156	0	295
		介護予防訪問看護	39,871	55,424	74,120	169,414
		介護予防訪問リハビリテーション	6,194	6,450	8,111	20,756
		介護予防居宅療養管理指導	21,032	23,939	24,722	69,694
		介護予防通所リハビリテーション	28,112	27,762	21,126	77,000
		介護予防短期入所生活介護	3,282	2,542	1,999	7,823
		介護予防短期入所療養介護	49	28	0	77
		介護予防特定施設入居者生活介護	98,387	95,231	95,379	288,997
		介護予防福祉用具貸与	26,718	28,184	32,525	87,427
		介護予防特定福祉用具販売	2,943	3,856	3,450	10,249
		介護予防住宅改修	16,513	19,667	15,699	51,879
		介護予防支援	36,790	40,805	44,833	122,428
小計		280,031	304,044	321,963	906,038	
居宅サービス計		8,051,543	8,223,774	8,248,714	24,524,030	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,897,245	1,885,292	2,037,829	5,820,366	
	介護老人保健施設	1,056,833	1,131,448	1,167,039	3,355,320	
	介護療養型医療施設（介護医療院）	305,022	269,629	187,253	761,904	
	施設サービス計	3,259,100	3,286,369	3,392,121	9,937,590	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	83,978	94,443	97,276	275,697	
	夜間対応型訪問介護	20,038	16,531	21,917	58,487	
	認知症対応型通所介護	149,234	123,802	109,188	382,224	
	小規模多機能型居宅介護	179,946	215,008	257,088	652,042	
	看護小規模多機能型居宅介護	79,409	89,357	92,261	261,026	
	認知症対応型共同生活介護	419,157	435,201	486,583	1,340,941	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	53,897	55,540	207,272	316,709	
	地域密着型通所介護	404,637	386,737	358,779	1,150,153	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	1,341	1,517	8,617	11,474	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,391,637	1,418,136	1,638,981	4,448,754	
	給付費計		12,702,280	12,928,278	13,279,816	38,910,374

【図表】 8-16 第8期計画（令和3～5年度）における給付費の見込

（単位：千円）

サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	
居宅サービス	介護給付	訪問介護	1,823,648	1,877,702	1,915,505	5,616,855
		訪問入浴介護	132,525	135,269	137,761	405,555
		訪問看護	861,283	879,300	903,567	2,644,150
		訪問リハビリテーション	68,019	71,421	76,868	216,308
		居宅療養管理指導	688,807	689,448	699,515	2,077,770
		通所介護	1,264,210	1,348,981	1,396,253	4,009,444
		通所リハビリテーション	255,007	274,464	286,172	815,643
		短期入所生活介護	302,422	309,461	320,552	932,435
		短期入所療養介護	61,589	77,258	92,407	231,254
		特定施設入居者生活介護	2,631,839	2,770,417	3,080,926	8,483,182
		福祉用具貸与	413,534	428,408	440,359	1,282,301
		特定福祉用具販売	18,206	18,603	19,729	56,538
		住宅改修	38,962	39,912	42,015	120,889
		居宅介護支援	646,730	669,829	688,525	2,005,084
	小計	9,206,781	9,590,473	10,100,154	28,897,408	
	予防給付	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
		介護予防訪問看護	88,011	89,978	90,552	268,541
		介護予防訪問リハビリテーション	8,843	9,737	10,630	29,210
		介護予防居宅療養管理指導	45,305	46,379	47,607	139,291
		介護予防通所リハビリテーション	21,481	26,379	27,143	75,003
		介護予防短期入所生活介護	1,416	1,688	1,688	4,792
		介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
		介護予防特定施設入居者生活介護	107,309	115,177	125,605	348,091
		介護予防福祉用具貸与	34,317	36,190	37,940	108,447
		介護予防特定福祉用具販売	3,002	3,607	4,213	10,822
		介護予防住宅改修	15,555	15,555	16,389	47,499
	介護予防支援	48,569	51,205	53,720	153,494	
小計	373,808	395,895	415,487	1,185,190		
居宅サービス計		9,580,589	9,986,368	10,515,641	30,082,598	
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	2,092,446	2,187,413	2,282,204	6,562,063	
	介護老人保健施設	1,199,766	1,292,991	1,330,268	3,823,025	
	介護療養型医療施設（介護医療院）	206,988	241,674	287,122	735,784	
	施設サービス計	3,499,200	3,722,078	3,899,594	11,120,872	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	109,295	149,285	190,529	449,109	
	夜間対応型訪問介護	19,333	19,333	19,333	57,999	
	認知症対応型通所介護	141,821	145,377	145,377	432,575	
	小規模多機能型居宅介護	294,740	321,260	331,290	947,290	
	看護小規模多機能型居宅介護	102,047	102,047	104,441	308,535	
	認知症対応型共同生活介護	511,695	554,594	570,537	1,636,826	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	201,185	201,185	201,185	603,555	
	地域密着型通所介護	442,766	444,175	444,175	1,331,116	
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	6,027	6,027	6,027	18,081	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	
	地域密着型サービス計	1,828,909	1,943,283	2,012,894	5,785,086	
給付費計		14,908,698	15,651,729	16,428,129	46,988,556	

※給付費については、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と小計及び合計の数値とが一致しない場合がある。

5

介護基盤整備について

第8期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、令和7年度及び令和22年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めていきます。

令和7年度（2025年度）までの整備方針

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用状況に応じ、区民ニーズを踏まえながら公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は90人を見込んでいます。
- 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む。）は、区民ニーズを踏まえながら公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は224人を見込んでいます。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、「未来の東京」戦略ビジョン」（令和元年12月）の整備方針等を踏まえ、公募により整備を進めます。令和7年度末の定員は194人を見込んでいます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせて、「未来の東京」戦略ビジョン」（令和元年12月）の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。令和7年度末の定員は740人を見込んでいます。
- 介護老人保健施設は、「未来の東京」戦略ビジョン」（令和元年12月）の整備方針等を踏まえ、入所が必要な高齢者の増加に対応した整備を目指します。令和7年度末の定員は389人を見込んでいます。
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）は、今後の民間事業者の整備動向を踏まえ、整備方針を検討していきます。令和7年度末の定員は797人を見込んでいます。

令和22年度（2040年度）までの整備方針

- 文京区における今後増加する高齢者人口の推移や新たな感染症の発生の可能性を勘案しつつ、状況を見ながら柔軟に対応し、必要と考える整備を進めます。

各施設の年度別整備計画並びに令和7年度末及び令和22年度末の定員見込については、利用状況やニーズ等を勘案し、適宜見直していきます。

【図表】 8-17 第8期介護基盤年度別整備計画

施設種別	令和 2年度 末	第8期				累計	令和7年度末 (第9期) 定員見込
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	計		
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 (45)	—	1 (45)	—	1 (45)	2 (90)	90人
小規模多機能型居宅介護	5 (137)	1 (29)	—	—	1 (29)	7 (195)	224人
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)						
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	9 (158)	1 (18)	—	—	1 (18)	10 (176)	194人
施設サービス							
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	9 (628)	—	—	—	—	9 (628)	740人
介護老人保健施設	3 (289)	—	—	—	—	3 (289)	389人
介護療養型医療施設 (介護医療院)	—	—	—	—	—	—	—
居宅サービス							
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	12 (722)	—	1 (75)	—	—	1 (75)	797人

※ 上段は施設数、下段は（定員）

※ 整備年度は、事業開始年度を示す。

※ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）を含む。

※ 施設整備については、見直す場合がある。

※ 上記以外の介護サービス基盤として、以下の事業を進めています。（「文の京」総合戦略 戦略シート No.14 より）

事業 番号	計画事業(所管課)	年次計画				事業費 (千円)
		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
			第8期「文京区高齢者・介護保険事業計画」 (介護基盤整備計画:整備量を再算定)			—
59	民間事業者による高齢者施設の 整備 [介護保険課]		【特別養護老人ホームの整備】 ●小日向二丁目旧財務省小日向住宅跡地を活用した整備計画 国との調整・スケジュール等の検討			19,109
61	旧区立特別養護老人ホームの 大規模改修 [介護保険課]		●「文京くすのきの郷」大規模改修(～令和4年12月)			354,571
			「文京白山の郷」「文京千駄木の郷」 工法・スケジュール等の検討			

第8期介護保険事業計画期間の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、以下の考え方を基にして算出しています。

1) 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、本区の第1号被保険者数は32,479人から44,024人（令和2年8月末）に増加して約1.4倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,674人から8,634人（令和2年8月末）に増加して約2.5倍、介護給付費は約49億円から約133億円（令和2年度末見込）に増加して約2.7倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第1期は2,983円でしたが、第7期は6,020円となり、約2.0倍になっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第1期（平成12～14年度）は2,911円でしたが、第7期（平成30年度～令和2年度）は5,869円となり、約2.0倍になっています。

今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込まれます。

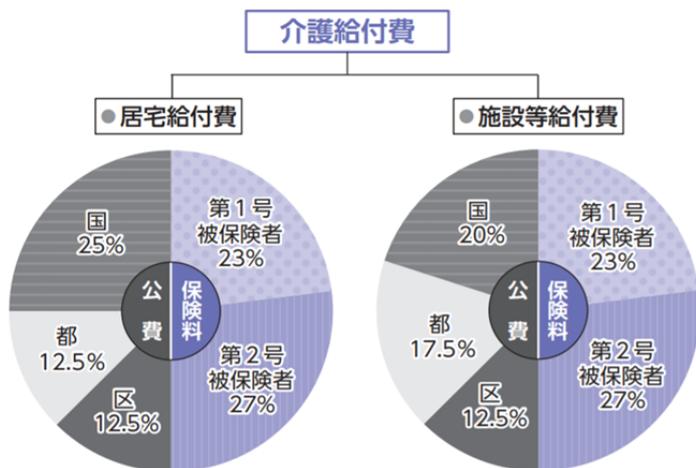
2) 介護給付費等の負担割合（財源構成）

① 介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%（第2号被保険者は28%から27%）に見直されました。

【図表】8-18 介護給付費の負担割合

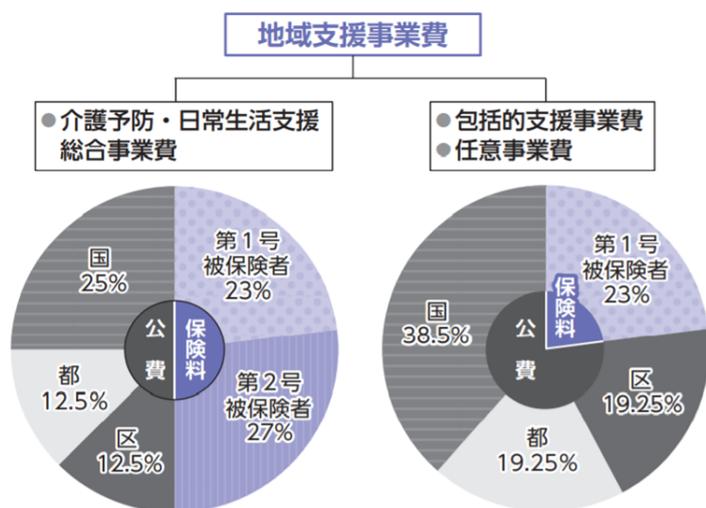


※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費
 ※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費
 ※国の負担割合には、調整交付金を含む。

② 地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%（第2号被保険者は28%から27%）に見直されました。

【図表】8-19 地域支援事業費の負担割合



※介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の負担割合には、調整交付金を含む。

3) 第8期計画期間の介護保険料基準額の算出について

介護保険料基準額は、第8期における介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第8期の介護保険料基準額の算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約513億円を見込んでおり、第7期の実績と比較して約1.2倍程度増加する見込みです。

この介護保険事業費から、第8期の保険料算定基礎額は_____円となります。

さらに、介護保険料算定基礎額_____円に、次の3つの要因を勘案し、最終的な介護保険料基準額が算定されることとなります。

① 介護報酬の改定

令和2年度中に、第8期の介護報酬の改定案が示される予定となっています。

介護報酬の改定により介護給付費見込みが増加又は減少することで、保険料算定基礎額も増減します。現在のところ、その内容については未定です。

② 利用者負担の見直し等

令和3年度からは、介護保険施設入所時の居住費・食費の負担限度額認定の見直しと、高額介護サービス費の月あたり負担上限額の見直しが予定されています。

これにより、介護保険事業費は、減額となる影響を受けます。

③ 介護給付費準備基金の活用

令和元年度末の「介護給付費準備基金¹」の見込残高は、約15億8千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残額から「第8期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「令和2年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮したうえで活用額を決定します。

1 介護給付費準備基金 介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

4) 第8期計画期間の介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者が判断して設定することができます。

第8期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定します。

① 介護保険料の段階設定

第7期に引き続き、第8期の介護保険料の段階数は15段階とします。
各段階を区分する基準所得金額は、第7期と同様とします。

② 住民税非課税者の保険料軽減

第7期に引き続き、第2段階の保険料比率(0.75)と第4段階の保険料比率(0.90)は国基準から0.05引下げ、第2段階の保険料比率(0.70)、第4段階の保険料比率(0.85)とします。

③ 保険料比率について

第8期は、保険料比率を据え置きます。なお、第7期に引き続き、給付費の5割の公費とは別枠で公費(国1/2、都道府県1/4、区市町村1/4)を投入し、世帯非課税層における保険料の負担割合を軽減(第1段階0.50→0.30、第2段階0.70→0.45、第3段階0.75→0.70)します。

5) 第8期における介護保険事業費の見込

① 第8期介護給付費の見込

総給付費に特定入所者介護（予防）サービス費などを加えた介護給付費は、第8期（令和3～5年度）で約488億6千万円を見込んでいます。

【図表】8-20 第8期介護給付費の見込

（単位：千円）

介護給付費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総給付費（A）	14,908,698	15,651,729	16,428,129	46,988,556
居宅サービス給付費	9,580,589	9,986,368	10,515,641	30,082,598
施設サービス給付費	3,499,200	3,722,078	3,899,594	11,120,872
地域密着型サービス給付費	1,828,909	1,943,283	2,012,894	5,785,086
その他給付額（B）	616,828	599,320	609,956	1,826,102
特定入所者介護（予防）サービス費等給付額	198,122	182,330	185,564	566,015
高額介護（予防）サービス費等給付額	379,243	376,777	383,465	1,139,483
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	39,464	40,214	40,928	120,605
保険給付費計〔（A）＋（B）〕	15,525,526	16,251,049	17,038,085	48,814,658
審査支払手数料（C）	14,912	15,195	15,465	45,571
合計〔（A）＋（B）＋（C）〕	15,540,438	16,666,244	17,053,549	48,860,229

② 第8期地域支援事業費の見込

地域支援事業費については、第8期（令和3～5年度）で約25億円を見込んでいます。

【図表】8-21 第8期地域支援事業費の見込

（単位：千円）

地域支援事業費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域支援事業費	819,513	823,448	828,763	2,471,724
介護予防・日常生活支援総合事業費	479,842	482,321	487,203	1,449,366
包括的支援事業費・任意事業費	339,671	341,127	341,560	1,022,358

※第8期地域支援事業費の見込における内訳は、P.186を参照。

④ 第8期介護保険事業費の見込

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第8期（令和3～5年度）で約513億円を見込んでいます。

【図表】8-22 第8期介護保険事業費の見込

(単位：千円)

介護保険事業費	第8期計画			合計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護給付費	15,540,438	16,666,244	17,053,549	48,860,229
地域支援事業費	819,513	823,448	828,763	2,471,724
合計	16,359,951	17,489,692	17,882,312	51,331,953

6) 令和7年度(2025年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和7年に45,194人になると推計しており、令和2年の44,024人(8月末)と比べ、約2.7%増加すると見込んでいます。

上記を基に、介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額を算出します。

7) 令和22年度(2040年度)の介護保険料算定基礎額等

本区の第1号被保険者数は、令和22年に63,134人になると推計しており、令和2年の44,024人(8月末)と比べ、約43.4%増加すると見込んでいます。

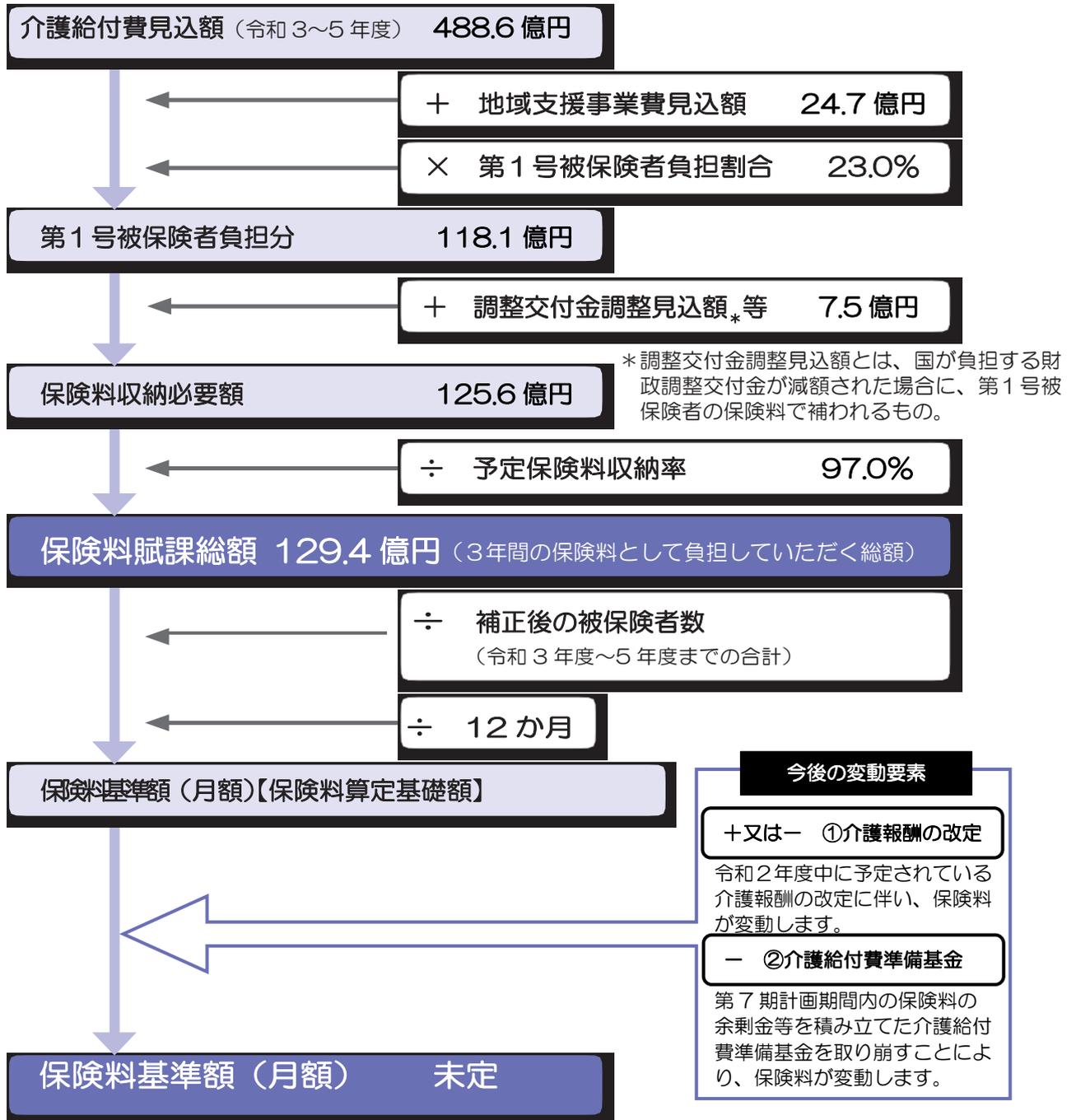
上記を基に、介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額を算出します。

※令和2年1月時点の人口推計に基づき算出したものです。

7) 第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第8期（令和3～5年度）の保険料基準額は、次のとおりです。今後の変動要素を考慮し、最終的な保険料基準額が算定されます。

【図表】8-23 第1号被保険者保険料の算定手順



【図表】8-24 第8期保険料基準額

第8期保険料基準額	令和3～令和5年度	月額	未定
-----------	-----------	----	----

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりです。

【図表】8-25 所得段階別介護保険料

第8期（令和3～5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	第7期との 差額
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下			
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超			
第4段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下			
第5段階(基準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00		
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満		
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満		
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満		
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満		
第10段階		計所得金額が400万円以上500万円未満		
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満		
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満		
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満		
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満		
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上		

参考 第7期（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	[0.5]	36,100円 (3,000円)
		0.45	32,500円 (2,700円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.70	50,600円 (4,200円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	54,200円 (4,500円)
第4段階	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円 (5,100円)
第5段階(基準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	90,300円 (7,500円)
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	101,100円 (8,400円)
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	119,200円 (9,900円)
第10段階		計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	151,700円 (12,600円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	180,600円 (15,000円)
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	202,300円 (16,800円)
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	231,200円 (19,200円)
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	252,800円 (21,000円)



※月額保険料は、目安として百円単位で表示。

※第1段階の上段【 】内は本来の割合、下段は平成27年4月から実施の公費投入後の割合。

【図表】 8-26 保険料段階別第1号被保険者数

(単位：人)

段 階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計(A)	構成比	基準額との比率(B)	補正被保険者数(A)×(B)
第1段階	6,753	6,788	6,824	20,365	15.3%		
第2段階	2,735	2,749	2,764	8,248	6.2%		
第3段階	3,215	3,232	3,249	9,696	7.3%		
第4段階	4,355	4,378	4,401	13,134	9.8%		
第5段階	4,212	4,235	4,257	12,704	9.5%		
第6段階	5,175	5,202	5,229	15,606	11.7%		
第7段階	5,566	5,596	5,625	16,787	12.6%		
第8段階	3,836	3,857	3,877	11,570	8.7%		
第9段階	2,150	2,162	2,173	6,485	4.9%		
第10段階	1,286	1,293	1,299	3,878	2.9%		
第11段階	1,652	1,660	1,669	4,981	3.7%		
第12段階	816	821	825	2,462	1.8%		
第13段階	1,413	1,420	1,428	4,261	3.2%		
第14段階	471	473	476	1,420	1.1%		
第15段階	623	626	629	1,878	1.4%		
合 計	44,258	44,492	44,725	133,475	100.0%		

※表中の数値は四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】 8-27 保険料段階別第1号被保険者数構成比





第9章

介護保険制度の運営

第9章 介護保険制度の運営

1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに、地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

1) 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

2) 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

3) リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による高齢者に対する影響を踏まえ、リハビリテーションサービス提供体制の強化等、必要な対策を検討していきます。

4) 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

5) ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加・社会的役割をもつことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

2

介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要なサービスを、介護事業者が適切に提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、東京都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

1) 要介護認定の適正化

① 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異ならないように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

② 要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施します。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

2) 適切なケアマネジメント等の推進

① 介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

② ケアマネジメント支援事業の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、平成 18 年から高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

③ ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていきます。

④ 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い適正に利用されているか確認しています。

年間 15 件を目標に、任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し各種説明会や研修会の中で集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を実施します。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業者に対して説明を求めながら指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、実地指導により重大な指定基準違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、東京都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

区内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都、他の保険者間及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携も密に図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。

② 苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」

等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

③ 給付費通知

介護保険サービス及び総合サービス事業の利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス（総合サービス事業）利用状況のお知らせ」（介護給付費通知）を年2回送付しています。

介護サービス等の給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見及び適切なサービス利用につなげることを目的に実施します。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行います。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施します。

4) 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

① サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、本区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉保健局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行います。

<啓発用パンフレット・チラシ>

○わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

○わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。（持ち運び用冊子）

○ハートページ（介護サービス事業者ガイドブック）

本区における相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。

○高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスをわかりやすくまとめています。

○文京区認知症ケアパス知っておきたい！認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

○こんにちは高齢者あんしん相談センターです

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の役割やお問い合わせ先を紹介しています。

<情報サイト等の運用>

○介護事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

<事業概要>

○文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

② 介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導していきます。

また、区内4つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

なお、これらの対応については、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携をとり、対応の充実を図ります。

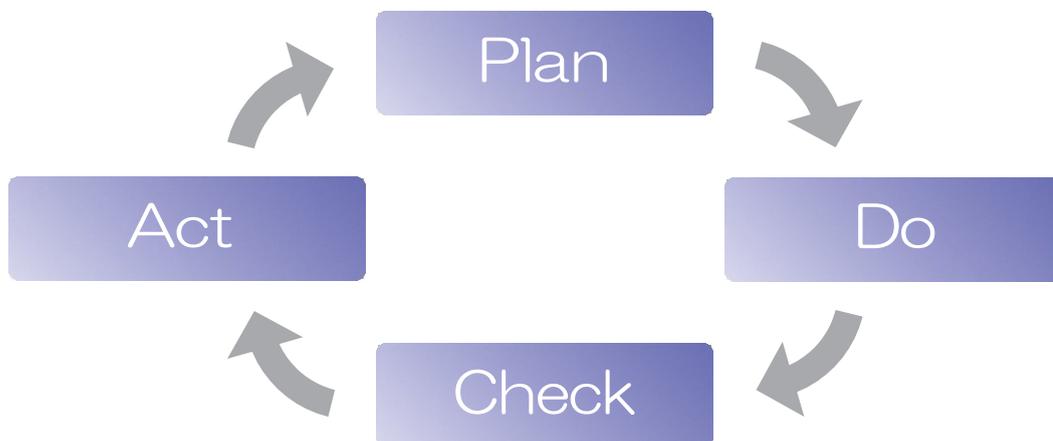
3 PDCA サイクルの推進による保険者機能強化

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するPDCAサイクルの推進を明記しています。

そのため国では自治体への財政的奨励策として、保険者機能強化推進交付金、令和2年度には介護保険保険者努力支援交付金を創設しました。

本区においても、国の基本指針に従い、本章で示す施策等の評価を地域福祉推進協議会高齢者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、これら交付金を活用し、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】 9-1 PDCA サイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

4

介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に従事する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

東京都の試算では、2025年（令和7年）に、3万5千人の介護人材が不足するとしており、本区においても今後、介護サービス基盤の維持に、2025年（令和7年）には数百人、2040年（令和22年）には千人規模の介護人材の不足が予測されます。

また、本区の高齢者等実態調査（令和元年度）では、介護サービス事業者の54.1%が「不足している」と感じており、そのうちの60.9%の事業者は「採用が困難」と回答するなど、現状においては大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国は地域と二人三脚で「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を進めるための対策に総合的・計画的に取り組むこととしています。

また、国においては、介護報酬にキャリアパスの構築を要件とした新たな処遇改善加算を平成29年度に導入しました。

東京都においては、国の動向等も踏まえ、「働きやすい職場環境の醸成」、「介護現場のマネジメント改革」、「地域の特色を踏まえた支援の拡充」の3つの方向性をまとめ、参入促進や再就職支援、育成、普及啓発など幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、平成21年度から介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」に加え、平成27年度から学生向けに事業所見学ツアー、平成29年度から出張講座等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。

さらに、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。

平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者の資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また平成30年度からは、外国人介護福祉士候補者の受け入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助するとともに、若手職員の定着促進やネットワーク構築を支援するための人材育成プログラム研修を実施し、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。

さらに、介護人材確保・定着の取組を効果的、効率的に進めるため、国による処遇改善や東京都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施します。

なお、職場環境の向上や介護職員の負担軽減に効果が期待されているICTや介護ロボットの導入については、職員の習熟など様々な課題があることから、先行事業所の取組や国のモデル事業の検証等を踏まえ、支援方法について引き続き検討を進めていきます。

5

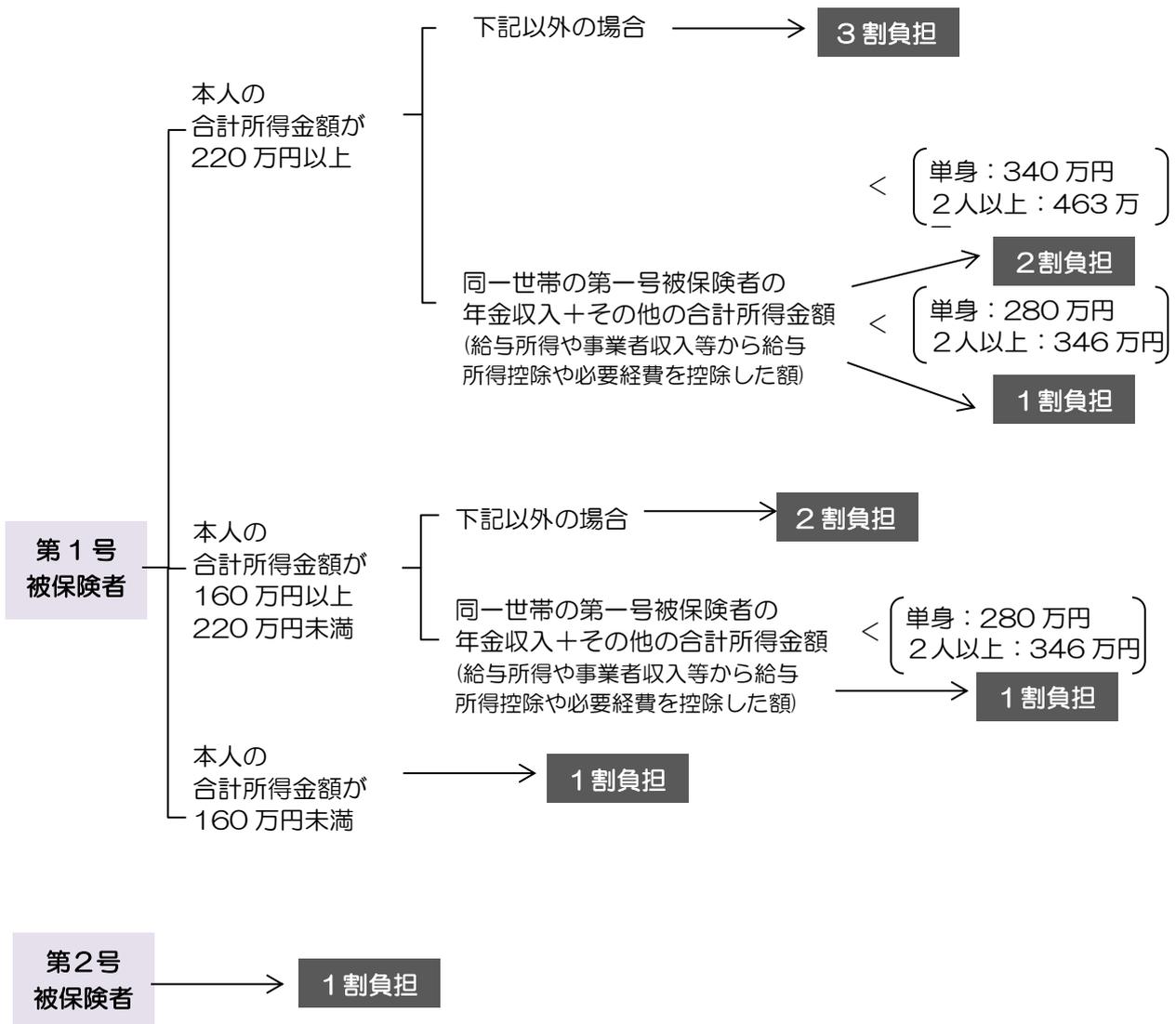
利用者の負担割合等の制度

介護保険サービス負担は、原則、1割となっています。

ただし、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は2割または3割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】 9-3 利用者負担の割合



1) 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第2段階、第3段階に該当する人のうち、次の1から5までの要件をすべて満たした場合に、第1段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】9-4 保険料個別減額制度該当要件

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	前年の収入額	120万円以下	170万円以下	220万円以下	1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金等	240万円以下	340万円以下	440万円以下	1人増えるごとに100万円を加えた額
3	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
4	住民税課税者と生計を共にしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
5	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

2) 利用者負担段階の設定

利用者負担段階を設定し、段階に応じて特定入所者介護サービス費や高額介護（介護予防）サービス費を支給することで、利用者負担を軽減しています。

【図表】9-5 利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人
第4段階	・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人 ・住民税本人課税者

3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

なお、預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合や、別居の配偶者が住民税課税者の場合は対象外となります。

また、第2段階の方であっても、非課税年金額と合わせて80万円を超える場合は第3段階となります。

【図表】9-6 特定入所者介護サービス費負担限度額

利用者負担段階	居 住 費（日 額）				食 費 （日額）
	多床室 （相部屋）	従来型個室	ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個室	
第1段階	0円	Ⓐ 320円 Ⓑ 490円	490円	820円	300円
第2段階	370円	Ⓐ 420円 Ⓑ 490円	490円	820円	390円
第3段階	370円	Ⓐ 820円 Ⓑ 1,310円	1,310円	1,310円	650円
第4段階 （基準費用額）	Ⓐ 855円 Ⓑ 377円	Ⓐ 1,171円 Ⓑ 1,668円	1,668円	2,006円	1,392円

※Ⓐ：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設生活介護

※Ⓑ：介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）短期入所療養介護

4) 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費含む。）の見込み額を差し引いた額が80万円以下など）を満たす場合は利用者負担段階の第3段階が適用されます。

5) 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】 9-7 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額
第1段階	個人 15,000円
第2段階	個人 15,000円
第3段階	世帯 24,600円
第4段階	世帯 44,400円

6) 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（8月から翌年7月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】 9-8 高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の人がいる世帯)		被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70~74歳の人がいる世帯)		所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	被用者保険又は 国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の人がいる世帯)	
	課税所得 690万円以上	212万円	212万円	212万円		901万円超	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円		
課税所得 145万円以上	67万円	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円		
一般	56万円	56万円	56万円	210万円以下	60万円		
住民税 非課税	Ⅱ	31万円	31万円	住民税世帯非課 税	34万円		
	Ⅰ	19万円	19万円				

※毎年7月31日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

※住民税非課税Ⅰの人が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、Ⅱの31万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

7) 生計困難者の利用料軽減制度

要件（収入が単身で 150 万円以下や預貯金が単身で 350 万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち 25%（老齢福祉年金受給者は 50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都に減額の申し出を行っている場合に対象となります。